

古河市こども計画

KODOMO GRAND DESIGN

2025 - 2029



市民の皆様、そしてこれからの未来を担う、すべてのこども・若者達へ

すべてのこども・若者の笑顔を咲かせよう
「こどもまんなか、きみがまんなか」
～“温もり・信頼・伝える・聞く”で、「最もよい」をみんなでかたちに～

これは「古河市こども計画」の基本理念であり、社会の宝であるこども・若者を、健やかに、心豊かに育てていくための指針となるものです。

これまで実施してきた、こども・若者の育ちを支える取り組みを踏まえながら、こども・若者が夢を描き、自分らしさを輝かせることができるよう進めてまいります。

これらの取り組みを円滑に進めるためには、皆様方のご支援・ご協力が大切になりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

こども・若者の笑顔が咲き誇る古河市を一緒に創ってまいりましょう。

令和7年3月

古河市長 針 谷 力



もくじ ~CONTENTS~

Chapter

01	計画の概要	計画を作る背景と目的を知ろう	1
02	古河市の現状と課題	私たちの住む地域の状況を知ろう	7
03	計画のテーマ	どこに向かって進むべきか知ろう	37
04	施策の展開	「こどもまんなか」への取り組みを知ろう	42
05	重点施策	より強く、力を注ぐ施策を知ろう	91
06	第3期古河市子ども・子育て支援事業計画	今後5年間の量の見込みと確保方策を知ろう	102
07	計画の推進	計画を進めるサイクルとスクラムを知ろう	131
08	資料編	ご協力いただいた方へ感謝いたします	135

本資料における「こども」の表記はすべてひらがなに統一しております。ただし、「子ども・子育て支援法」のように、既に一つのものの名前として与えられたもの（固有名詞）については、この限りではありません。



Chapter

01

計画の概要

計画を作る背景と目的を知ろう

このChapter(章)では、計画を作ることになった背景(要因)と目的(趣旨)について記載しています。

また、市役所が作る他の分野との計画との関係や計画の期間などについて記載しています。

1	計画の背景	2
2	本計画の位置づけ	3
3	古河市の他の計画との関係	4
4	計画期間・対象	5

1. 計画の背景

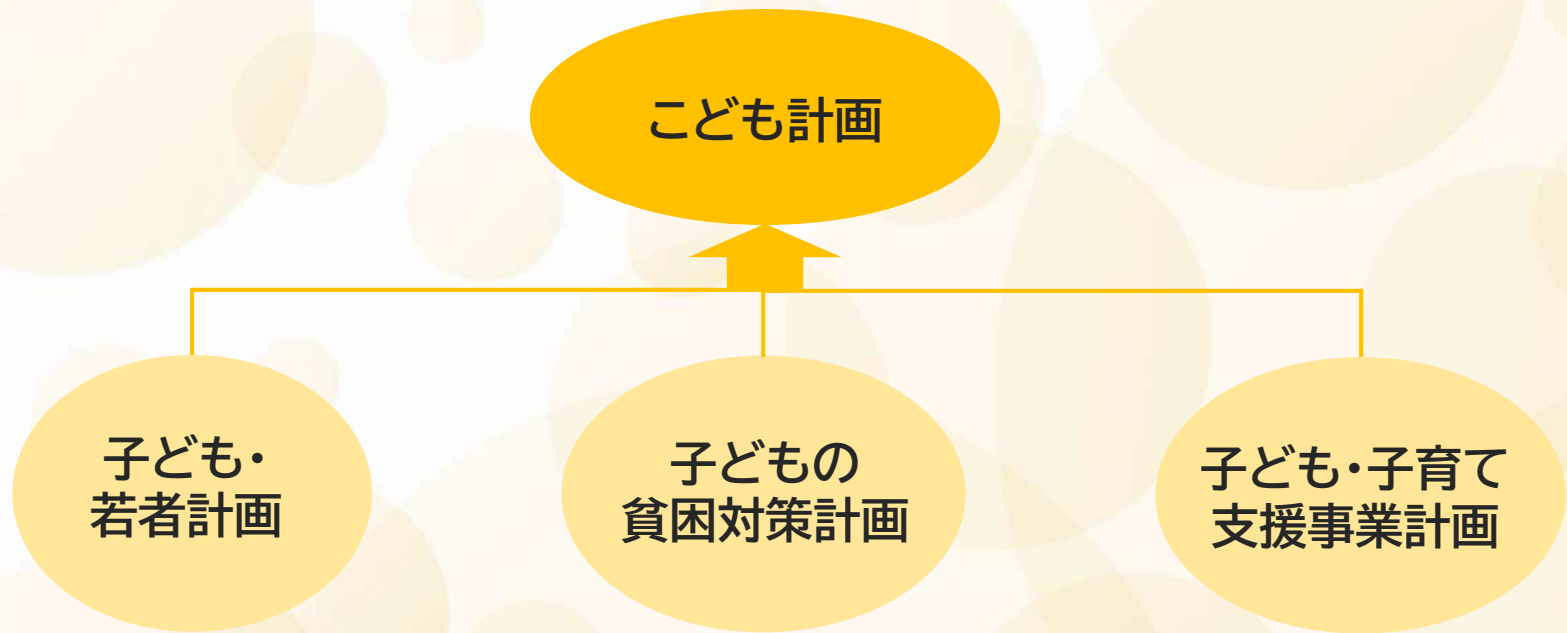
- 令和5年4月、こども政策を社会全体で総合的かつ強力に推進するため「こども基本法」が施行され、同年12月にはこども施策に関する基本的な方針等を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。
- 「こども大綱」は、少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策の推進に関する大綱を一つに束ねたものであり、これまで個別に定められていた当該分野を一体的にとらえて推進していく政府の方針を明確にしたものです。
- 「こども基本法」第10条においては、市町村は「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案して「市町村こども計画」を策定する努力義務が課せられています。本市において、これを踏まえ、このたび本計画を策定することとしました。



※画像はイメージです。

2. 本計画の位置づけ

- 本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として位置づけ、古河市におけるこども施策を総合的に推進するため、「こども大綱」及び「茨城県こども計画」を勘案して策定します。
- 本計画には、以下の法令に基づく計画と一体のものとして策定します。
 - 子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく市町村子ども・若者計画
 - 子どもの貧困対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく市町村計画
 - 子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画



3. 古河市の他の計画との関係

本計画は、第2次古河市総合計画（第Ⅲ期基本計画）を最上位とする本市の計画体系における「分野別計画」に位置づけられ、他の関連する計画とも連携を図りながら推進します。

第2次古河市総合計画 第Ⅲ期基本計画
(令和6年度～9年度)

分野別計画

関連する計画

こども計画



古河市教育振興基本計画

古河市子ども読書活動推進計画

いのちを守る計画～古河市自殺対策計画～

地域福祉計画

障害者基本計画

障害福祉計画

障害児福祉計画

古河市公立保育所運営ビジョン

古河市男女共同参画プラン

古河市健康づくり基本計画

その他関連する計画

4. 計画期間・対象

- 計画期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とします。
- 計画の対象は、すべてのこども・若者と子育ての当事者を対象とし、発達過程の特性と連続性に配慮した内容とします。
- こども基本法における「こども」とは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、「心身の発達の過程にある者」としています。
- こども基本法に基づく「市町村こども計画」として策定する本計画では、上記こども基本法における「こども」を計画の範囲とし、各施策における用語の定義を次のとおりとします。
 - こども：おおむね乳幼児期、学童期、及び思春期の者
 - 青少年：学童期から青年期までの者（6歳からおおむね30歳未満）
 - 若者：思春期から青年期の者。事業によって、40歳未満までの者も対象（12歳～40歳未満）

※ 本計画と「SDGs」の取り組みについて

■「SDGs」とは

「持続可能な開発目標」として、平成27年9月国連で採択され、令和12年までに貧困を撲滅し、持続可能な社会を実現するための先進国を含む世界共通の目標（17ゴール、169ターゲットで構成）を指します。

社会・経済・環境の3側面と5つのP（People, Prosperity, Planet, Peace, Partnership）を重視しており、キーワードは「誰一人取り残さない」としています。これから政府や企業、大学・研究機関、市民社会などであらゆる取り組みが期待されています。

■本計画での取り組み

古河市は令和6年に「SDGs未来都市」として選定されており、第2次総合計画第Ⅲ期基本計画において、17ゴール（目標）について取り組みを進めています。

本計画においても、下記のSDGsの8ゴール（目標）について取り組みます。



貧困を
なくそう



飢餓を
ゼロに



すべての
人に健康
と福祉を



質の高い
教育を
みんなに



ジェンダー
平等を実現
しよう



人や国の
不平等を
なくそう



住み続けら
れるまちづ
くりを



平和と公平
をすべての
人に

Chapter

02

古河市の現状と課題

私たちの住む地域の状況を知ろう

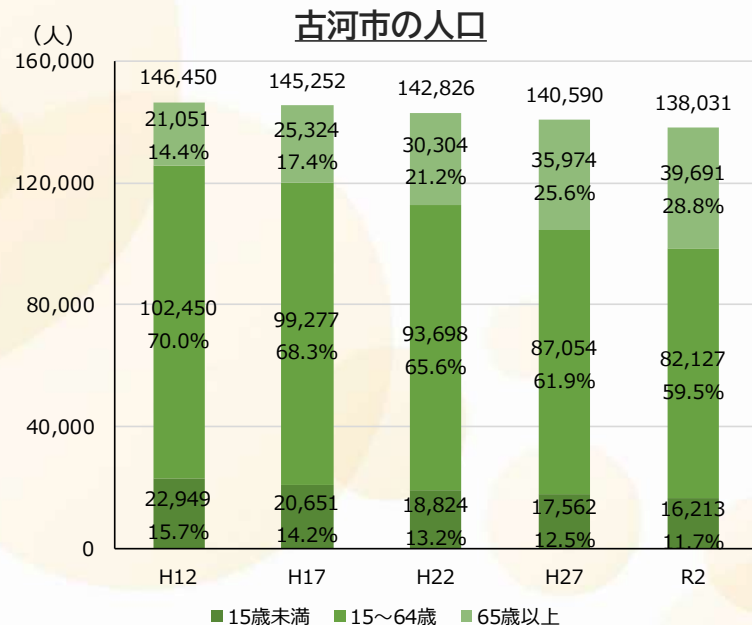
このChapter(章)では、私たちの住む古河市の人口や世帯をはじめとする基礎的なデータについて記載しています。

また、先に行いましたアンケートやグループインタビュー等の結果から見える、こどもや保護者の意識と実態についても記載しています。これらのデータから、古河市のこどもたちや保護者が、何を求めているかを知ることができます。

1	人口等の推移	8
2	出生等の現状	10
3	保育施設、放課後児童クラブの状況	12
4	児童虐待の状況	16
5	特別な支援を必要とするこどもの状況	18
6	困難を抱えやすい家庭の状況	19
7	こどもと若者の状況	21
8	保護者の状況	27
9	こどもの意見	34

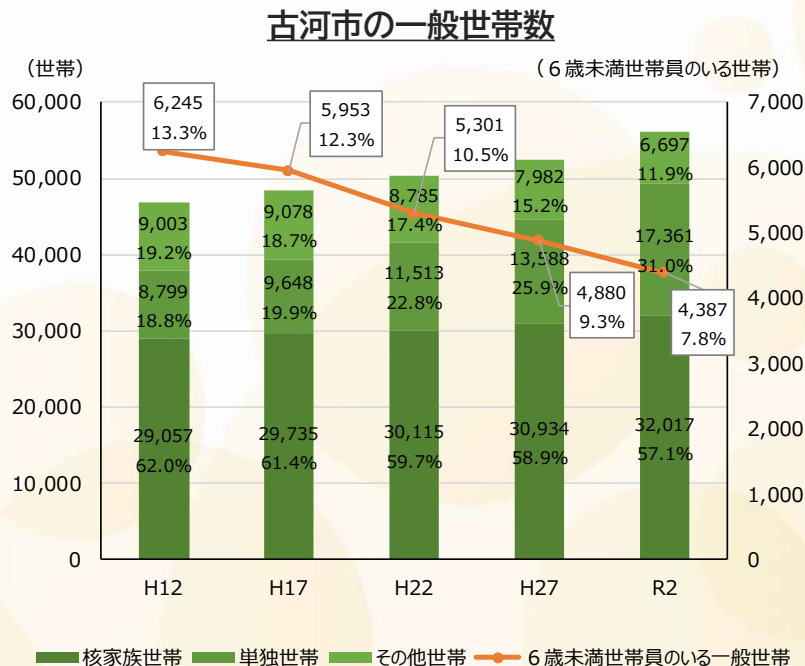
1-1 人口等の推移

- 古河市の人口は、平成12年から令和2年にかけて緩やかに減少傾向にある。
- 年少人口及び生産年齢人口の割合は令和2年には約6割に減少している。
- 古河市の世帯数は増加傾向にあり、6歳未満のこどもがいる世帯は一貫して減少傾向にある。



※平成12年は旧古河市、総和町、三和町の合計

平成12年の146,450人から令和2年の138,031人と緩やかに減少傾向にある。
また、年齢3区分を見ると、年少人口(15歳未満)及び生産年齢人口(15歳～64歳)の割合は平成12年の70.0%から令和2年には59.5%に減少している。



※平成12年は旧古河市、総和町、三和町の合計

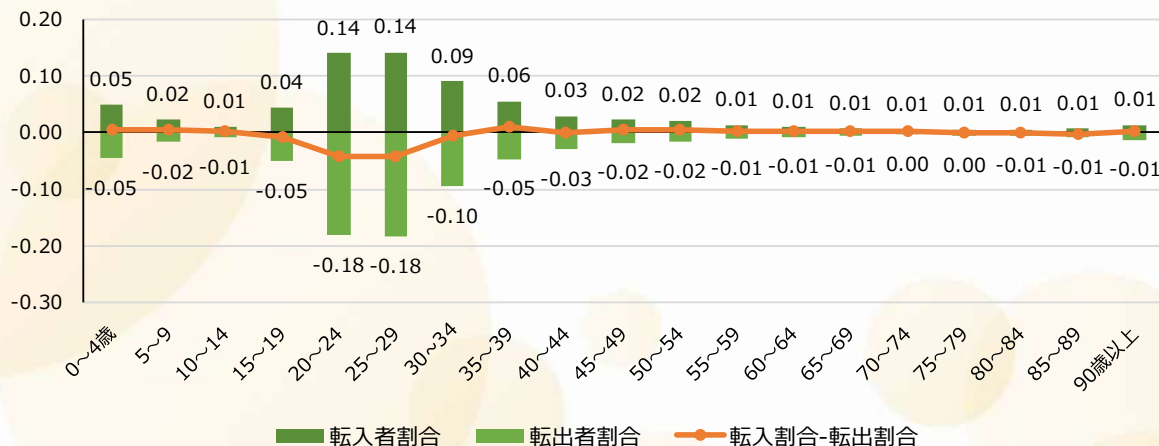
世帯数は、平成12年の46,859世帯から令和2年の56,075世帯と増加傾向。一般世帯に占める核家族世帯の割合は減少傾向にあり、反対に単独世帯の構成比が増加している。
また、6歳未満の世帯員がいる世帯は一貫して減少傾向にあり、令和2年は一般世帯の7.8%となっている。

出所: 国勢調査より作成

1-2 人口等の推移

- 古河市の転入・転出者を見ると20代の転出超過が大きくなっている。
- 古河市の外国人割合を見ると、20代で外国人の割合が高くなっている。

古河市の転入・転出者の割合(令和5年)

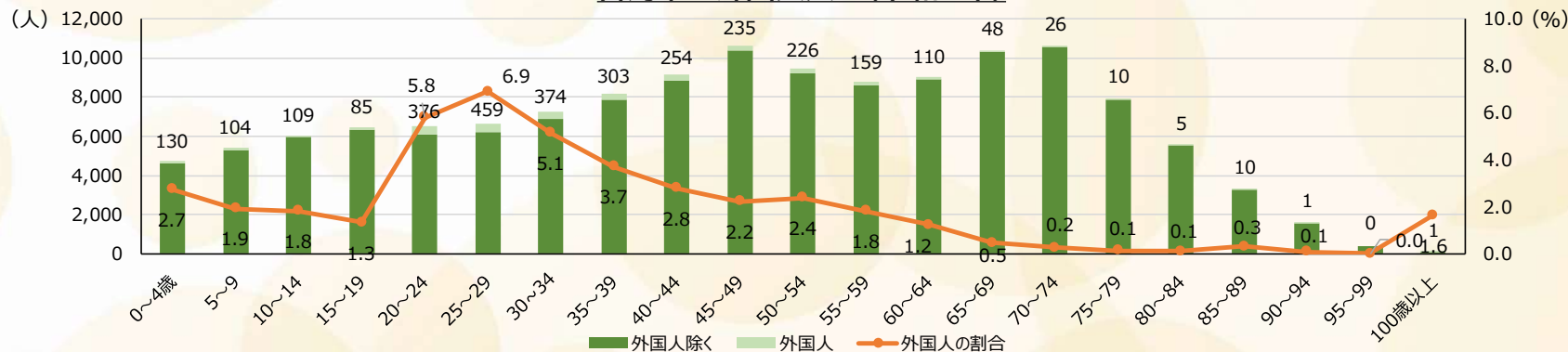


古河市の令和5年の転入者・転出者の状況を見ると、転出超過となっている年齢が多く、20-24歳、25-29歳の転出超過が大きくなっている。

古河市の外国人住民の割合を見ると、25-29歳が6.9%と最も多く、次いで20-24歳5.8%となっている。

また、20歳未満を見ると、0-4歳が2.7%で、15-19歳にかけて徐々に割合が減少している。

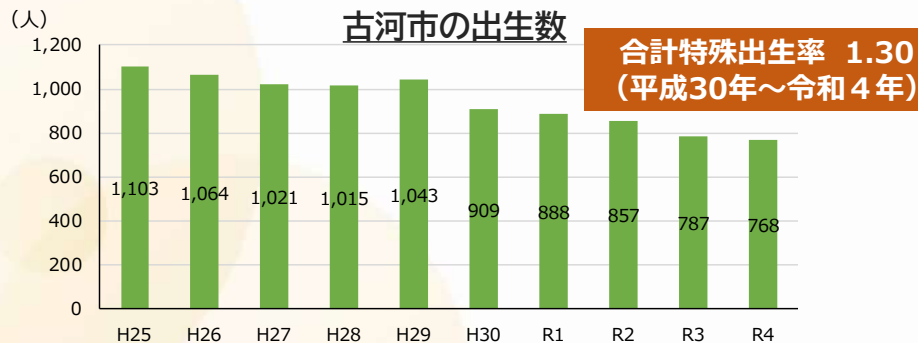
古河市の外国人人口(令和2年)



出所: 国勢調査、住民基本台帳人口移動報告、茨城県常住人口調査より作成

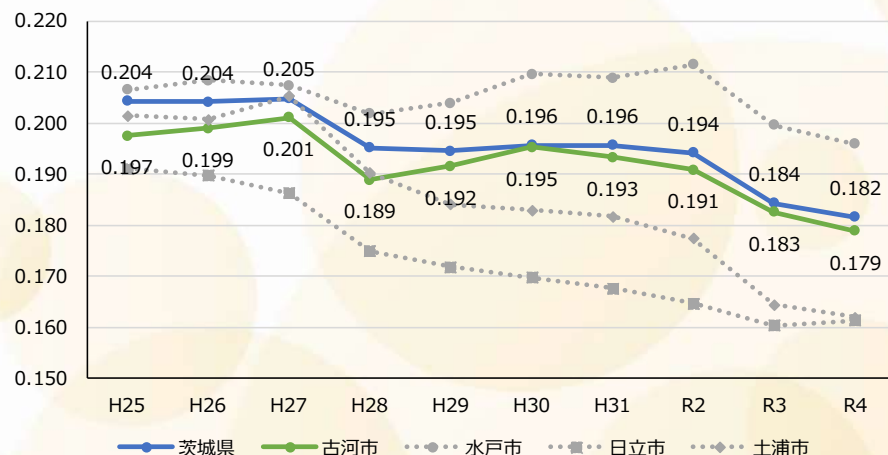
2-1 出生等の現状

- 古河市の出生数は減少傾向が一段と進行している。
- 古河市の人口、子ども女性比も減少傾向にある。



古河市における出生数の減少傾向は平成29年以降一段と進んでおり、令和4年度は768人となっている。合計特殊出生率は1.30(平成30年～令和4年)と、依然として低い水準。古河市の人口は減少傾向にあり、また、15-49歳の女性人口の割合は平成25年は20%を超えていたが、令和4年は18.2%と減少している。

茨城県及び県下4市の子ども女性比



※こども女性比…15歳から49歳の女性人口に占める0歳から4歳の人口の割合

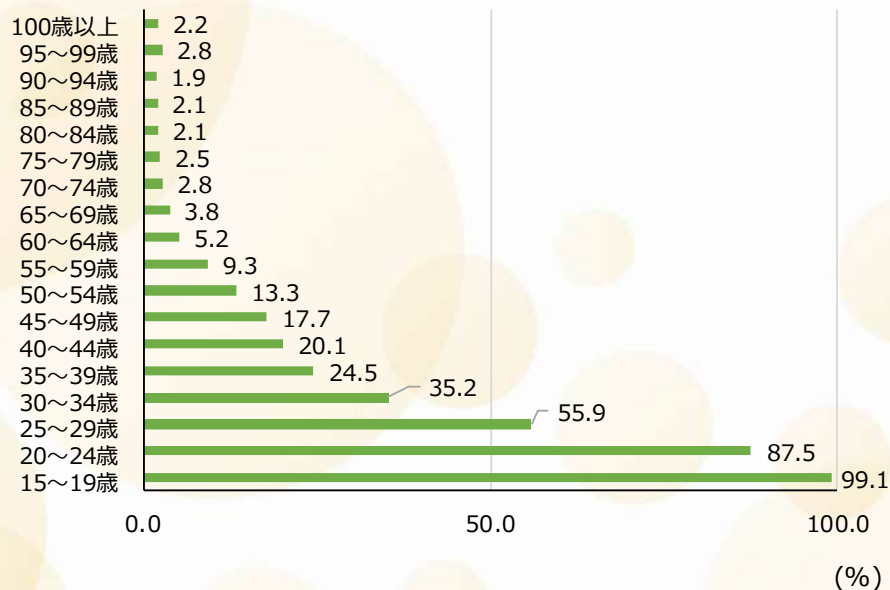
古河市のこども女性比は、平成28年に0.189まで下がった後、平成30年に0.195となったが、その後減少に転じ、令和4年は0.179となっている。近隣市の令和4年の状況と比較すると、古河市は水戸市よりも低くなっているが、日立市、土浦市を上回っている。

出所：茨城県人口動態統計、茨城県常住人口調査より作成

2-2 出生等の現状

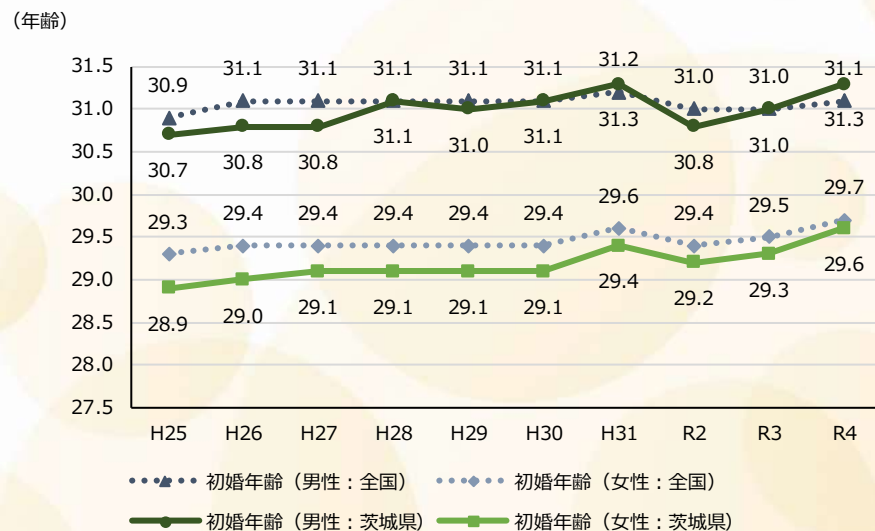
- 茨城県では女性の晩婚化が徐々に進んでおり、古河市も同様に進んでいると想定される。

古河市の未婚女性割合



古河市の令和2年の5歳ごとの女性人口に占める未婚女性の割合は20-24歳 87.5 %、25-29歳 55.9 %、30-34歳 35.2%、35-39歳 24.5%となっている。

全国及び茨城県の平均初婚年齢



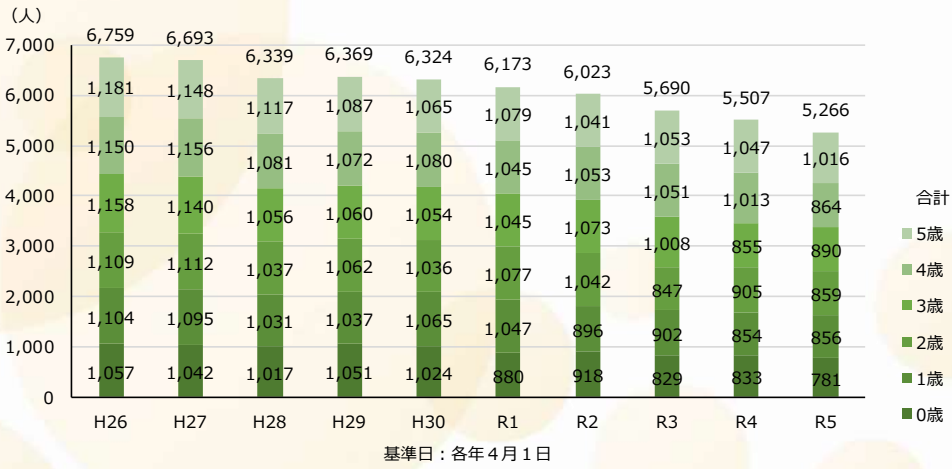
平均初婚年齢は、男性は全国平均、茨城県平均に大きな差はなく、平成25年以降およそ31歳前後で推移している。女性は、茨城県平均は全国平均より0.2～0.6ポイント程度低く推移していたが、令和4年は両者の差はほとんどなくなっている。

出所：国勢調査、人口動態統計調査より作成

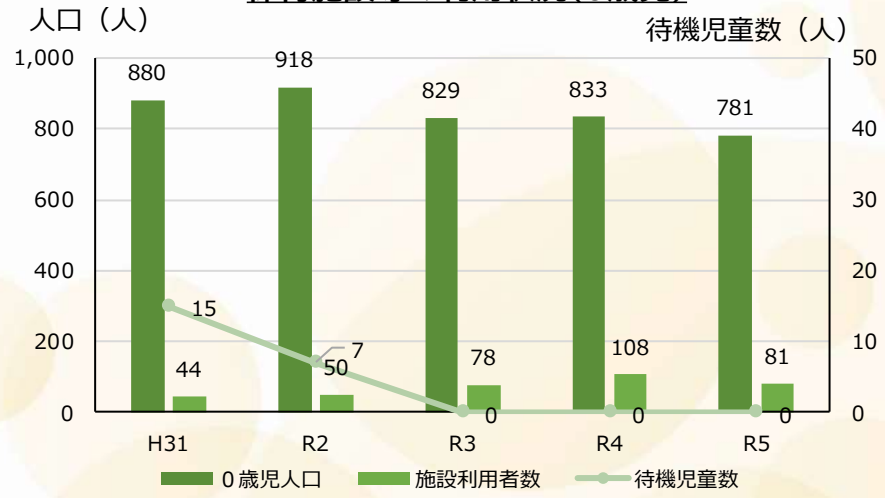
3-1 保育施設、放課後児童クラブの状況

- 古河市の未就学児人口は減少しており、令和3年以降6,000人を下回っている。
- 古河市の0歳児の保育施設等利用率は1割程度。待機児童は令和3年以降0人となっている。

古河市の未就学児人口



保育施設等の利用状況(0歳児)



	H31	R2	R3	R4	R5
0歳児人口	880	918	829	833	781
施設利用者数	44	50	78	108	81
待機児童数	15	7	0	0	0
施設利用割合	5.0%	5.4%	9.4%	13.0%	10.4%

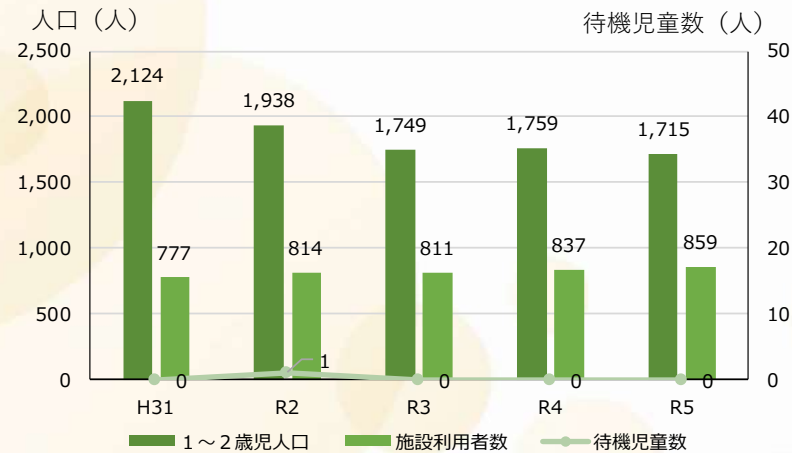
未就学児の人口は平成26年は6,759人で平成30年頃までは横ばい傾向であったが、以降減少傾向となり、令和3年に6,000人を下回り、令和5年は5,266人となっている。

0歳児人口は令和2年に918人となって以降減少傾向にあり、令和5年は781人となっている。
保育施設等の利用率は令和4年は13.0%となっていたが、令和5年は10.4%と減少している。
待機児童は令和3年以降0人となっている。

3-2 保育施設、放課後児童クラブの状況

- 古河市の1～2歳児の保育施設等の利用率は増加傾向。待機児童は令和3年以降0人となっている。
- 古河市の3～5歳児の約半数が幼保連携型認定こども園を利用。幼稚園利用割合は減少している。

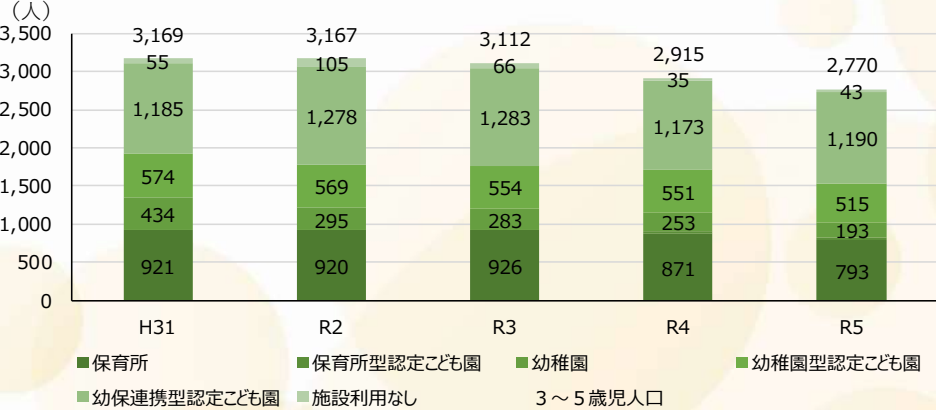
保育施設等の利用状況(1～2歳児)



	H31	R2	R3	R4	R5
1～2歳児人口	2,124	1,938	1,749	1,759	1,715
施設利用者数	777	814	811	837	859
待機児童数	0	1	0	0	0
施設利用割合	36.6%	42.0%	46.4%	47.6%	50.1%

1～2歳児人口は平成31年には2,000人を上回っていたが、令和5年は1,715人となっている。
一方保育施設等の利用率は増加傾向にあり、令和5年は半数が施設を利用している。
待機児童は令和3年以降0人となっている。

保育施設等の利用状況(3～5歳児)



	H31	R2	R3	R4	R5
保育所	29.1%	29.0%	29.8%	29.9%	28.6%
保育所型認定こども園	0.0%	0.0%	0.0%	1.1%	1.3%
幼稚園	13.7%	9.3%	9.1%	8.7%	7.0%
幼稚園型認定こども園	18.1%	18.0%	17.8%	18.9%	18.6%
幼保連携型認定こども園	37.4%	40.4%	41.2%	40.2%	43.0%
施設利用なし	1.7%	3.3%	2.1%	1.2%	1.6%

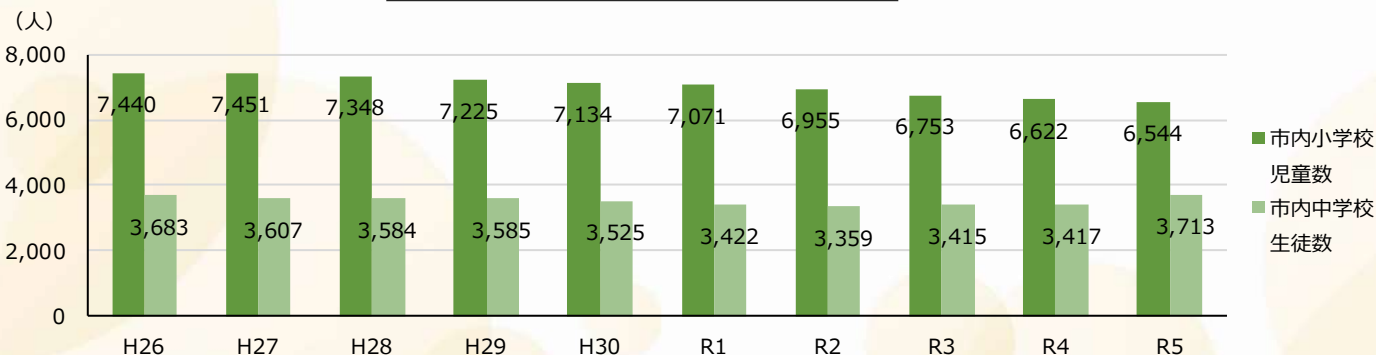
3～5歳児人口は令和3年以降減少傾向にあり、令和5年は2,770人となっている。
利用している施設は、平成31年以降幼保連携型認定こども園が最も多く、令和5年は43.0%となっている。
一方で、幼稚園の利用割合は減少しており、令和5年は7.0%となっている。

出所:子ども福祉課資料より作成

3-3 保育施設、放課後児童クラブの状況

- 古河市の小学生は減少傾向、中学生は横ばい傾向にある。
- 放課後児童クラブの利用者は増加傾向にある。

古河市立小・中学校の児童数・生徒数

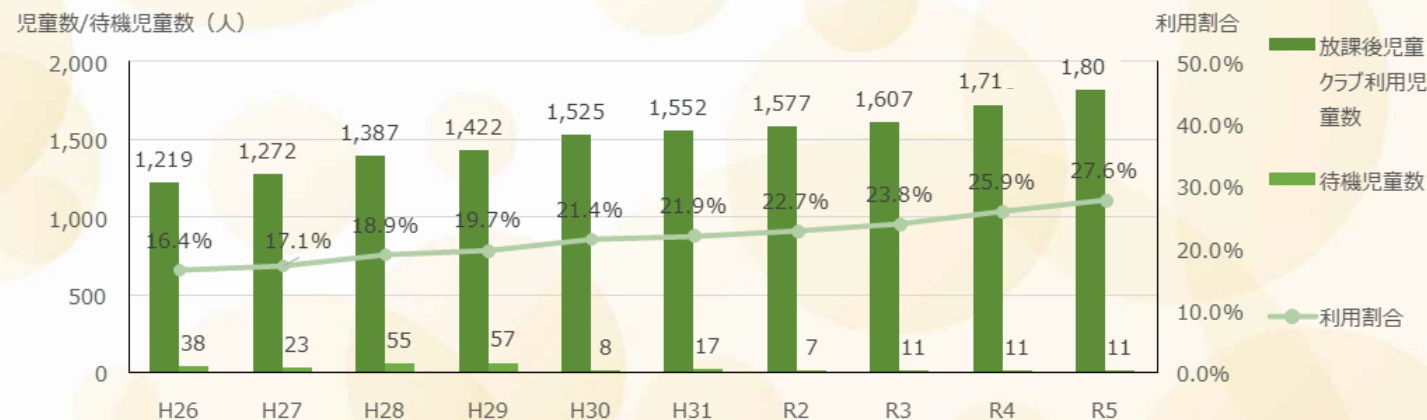


※基準日：各年5月1日

令和5年度の市内中学校生徒数は市内中学校生徒数及び市内中等教育学校生徒数(前期課程)の合計

市内小学校の児童数は減少傾向にある。
市内中学校の生徒数は令和元年以降横ばい傾向にある。
放課後児童クラブの利用者数は児童数が減少傾向にある中、増加傾向にあり、令和5年は1,804人、利用割合は27.6%となっている。
待機児童数は近年10数名程度で推移している。

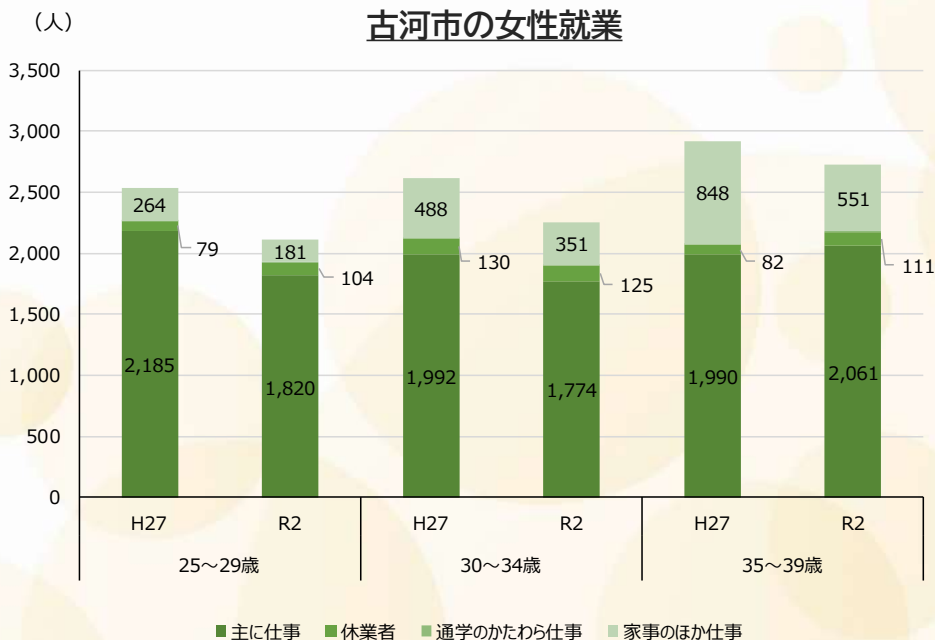
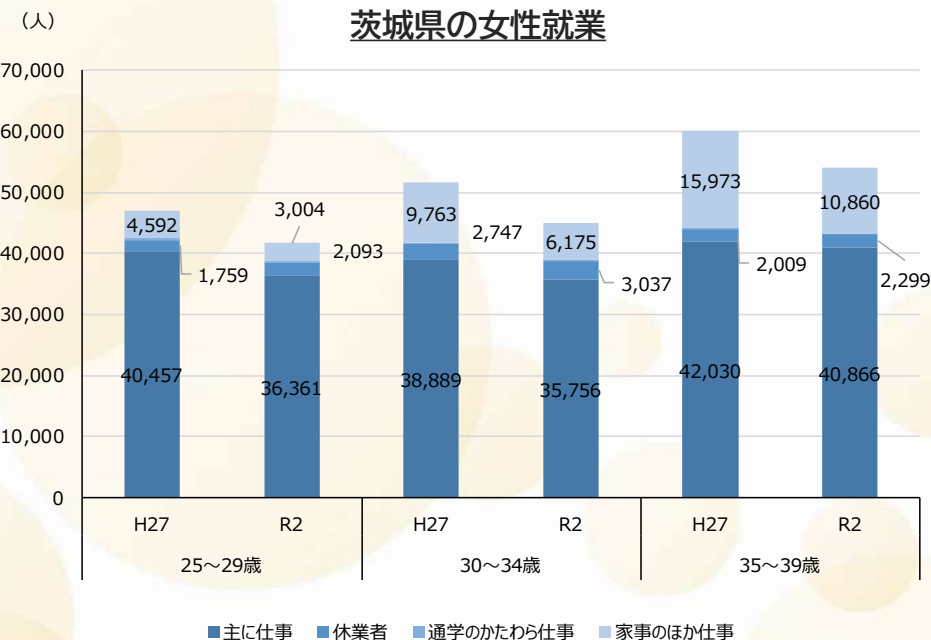
古河市の放課後児童クラブの利用状況



出所：学校基本調査、生涯学習課資料より作成

3-4 保育施設、放課後児童クラブの状況 ※参考

- 茨城県では25-39歳の全年代で主に仕事をしている女性の数が減少しているが、古河市では35-39歳の年代で主に仕事をしている女性の数が増加している。

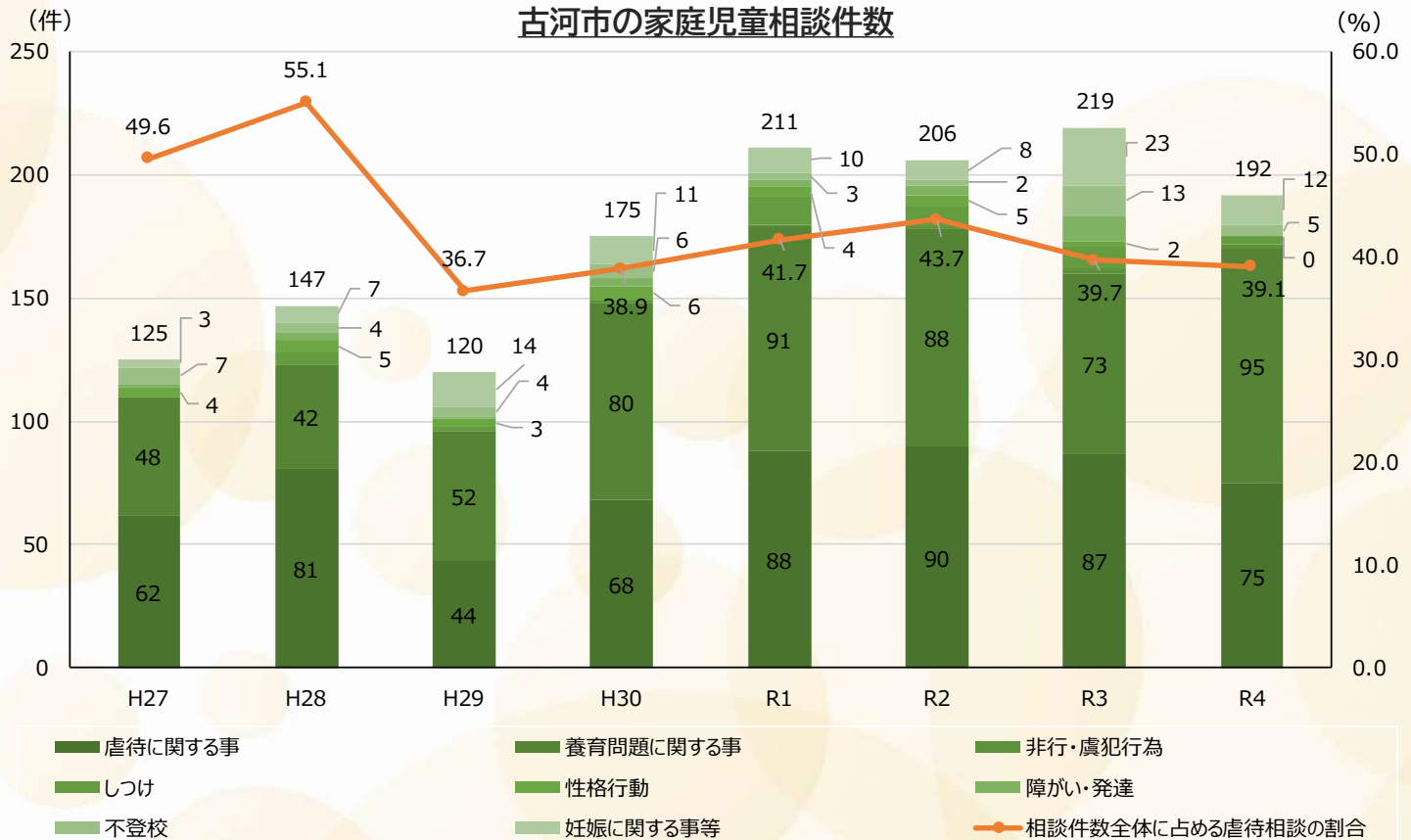


古河市の25歳から39歳までの女性の就業状況を5歳ごとに平成27年と令和2年で比較すると、主に仕事をしている女性の数は35-39歳では増加しているが、25-29歳、30-34歳では減少している。
一方、茨城県では全ての年代において主に仕事をしている女性の数が平成27年から令和2年で減少している。

出所: 国勢調査より作成

4-1 児童虐待の状況

- 古河市の家庭児童相談件数は近年200件前後あり、うち虐待に関する相談は約4割程度となっている。

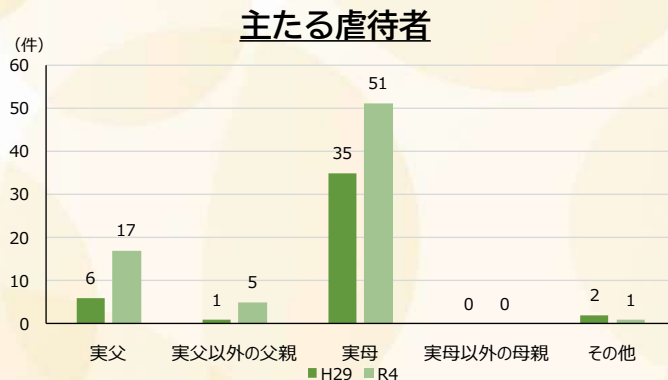
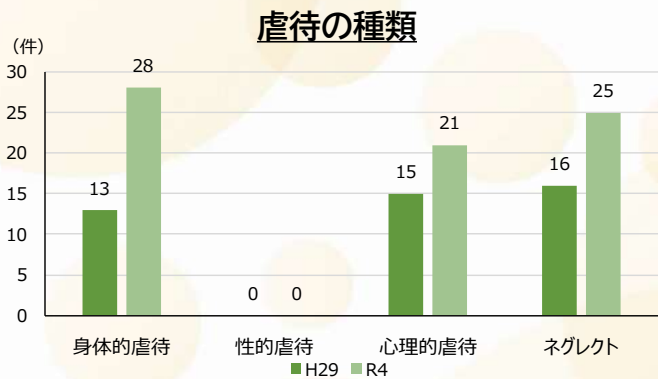
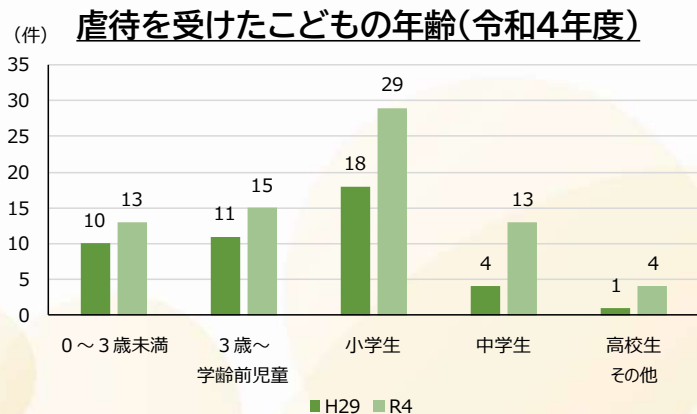
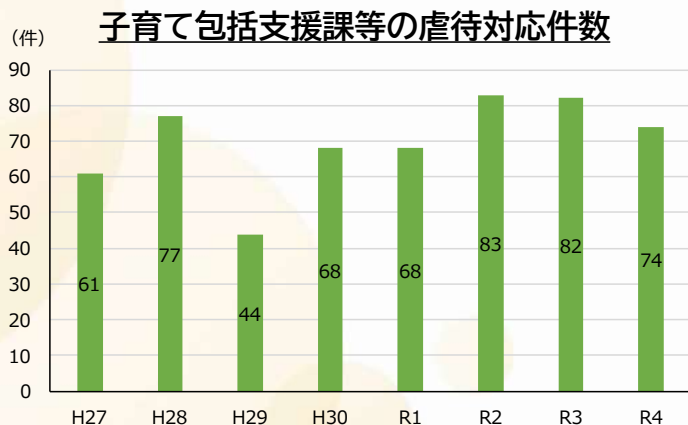


家庭児童相談件数は平成30年以降増加しており、令和4年は令和3年よりも減少しているが約200件前後で推移している。家庭児童相談件数に占める虐待に関する相談の割合は平成28年は55.1%となっていたが、以降約4割前後で推移している。

出所：子育て包括支援課資料より作成

4-2 児童虐待の状況

- 古河市での虐待対応件数は年間70～80件程度で推移している。
- 平成29年と比較すると、令和4年度は虐待を受けたこどもの年齢が高くなる傾向があるとともに、身体的虐待、父親からの虐待が増加傾向にある。



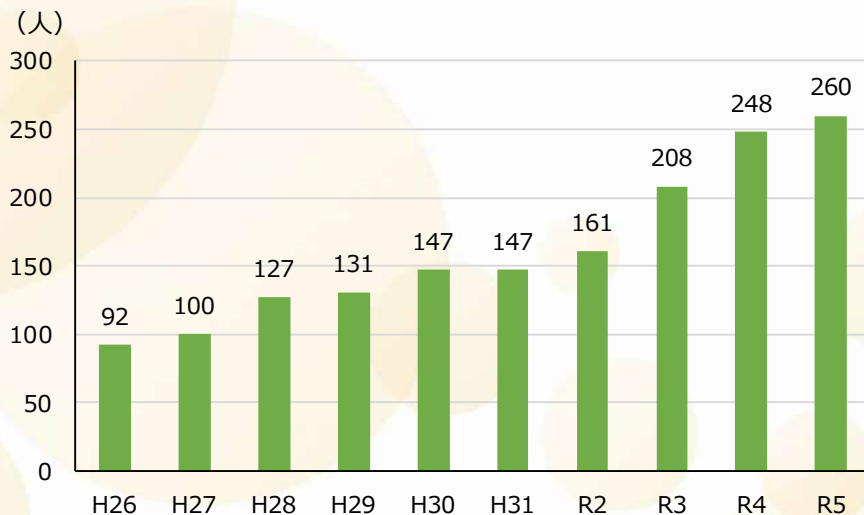
子育て包括支援課等における虐待対応件数は平成29年に50件を下回ったものの、その後年間約70～80件前後で推移。虐待を受けたこどもの年齢は、平成29年・令和4年ともに小学生が多く、令和4年では中学生、高校生以上の割合が増えている。虐待の種類は、平成29年はネグレクト、心理的虐待が多かったが、令和4年は身体的虐待が多くなっている。主たる虐待者は平成29年・令和4年ともに実母が多いが、令和4年では実父・実父以外の父親の割合が増えている。

出所：子育て包括支援課資料より作成

5 特別な支援を必要とするこどもの状況

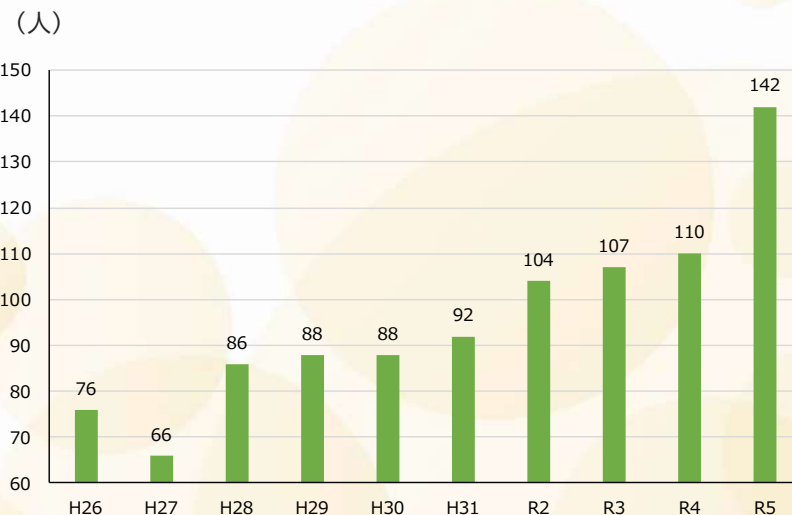
- 古河市の就学前児童の児童発達支援対象者、就学相談件数は年々増加している。

古河市の未就学児の児童発達支援対象者数



未就学児の児童発達支援対象者数の推移を見ると、平成26年以降増加傾向にあり、令和3年に200人を超え、令和5年は260人となっている。

古河市の就学相談者数

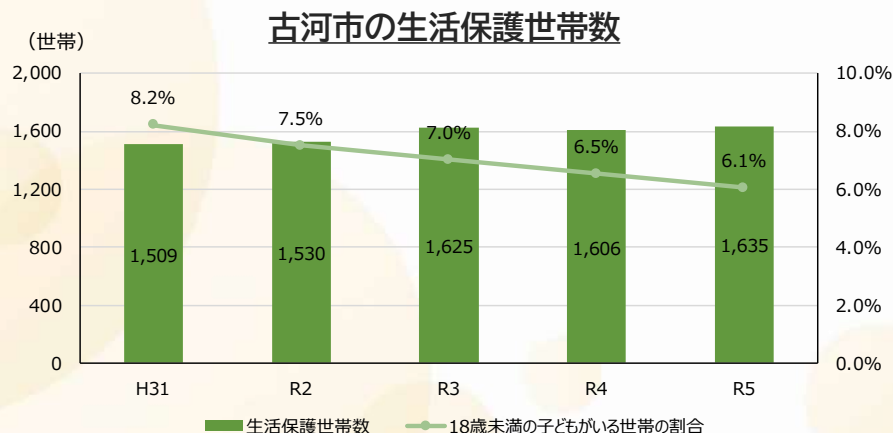


就学相談者数の推移を見ると、平成30年以降増加傾向にあり、令和5年は142件となっている。

出所：障がい福祉課資料、指導課資料より作成

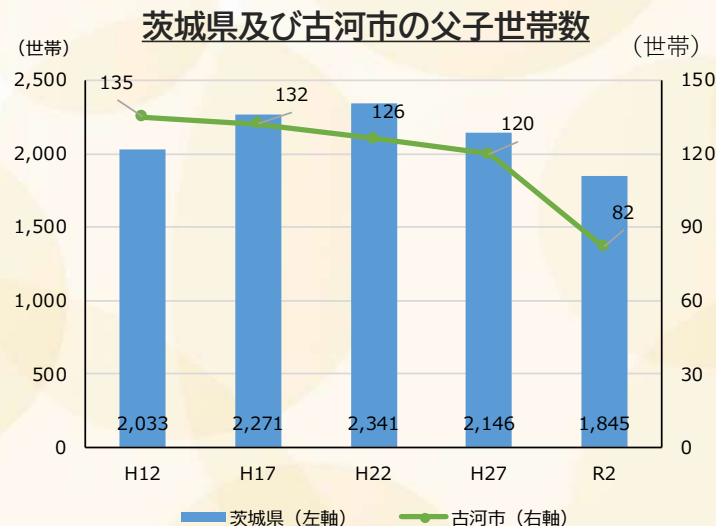
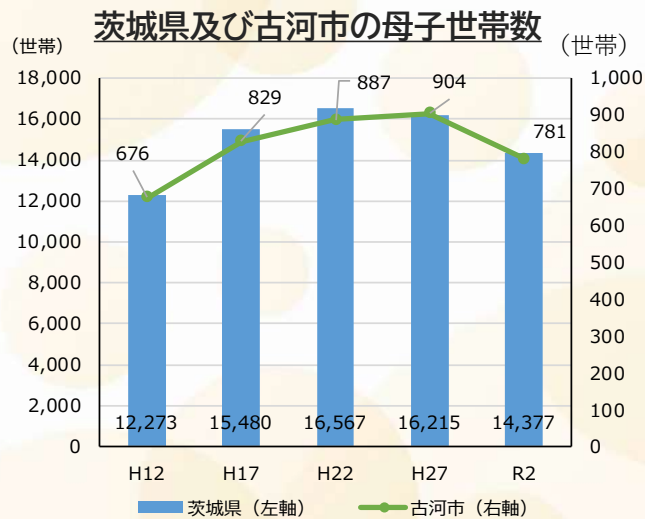
6-1 困難を抱えやすい家庭の状況

- 生活保護世帯数は1,600世帯前後で推移。このうち、18歳未満の子どもがいる世帯数の割合は減少傾向にある。
- 母子世帯数、父子世帯数ともに減少傾向にあり、父子世帯数は茨城県よりも古河市の減少傾向が大きい。



令和3年以降、生活保護世帯数は1,600世帯前後で推移。このうち、18歳未満の子どもがいる世帯数はわずかに減少しており、生活保護世帯に占める18歳未満の子どもがいる世帯の割合についても、平成31年の8.2%から令和5年は6.1%に減少。

母子世帯数は茨城県、古河市ともに平成27年と比較して令和2年は減少し、茨城県14,377世帯、古河市781世帯。父子世帯数は、茨城県では平成12年から平成22年にかけて増加し、その後減少に転じているが、古河市は平成12年から減少傾向にあり、令和2年は茨城県1,845世帯、古河市82世帯となっている。

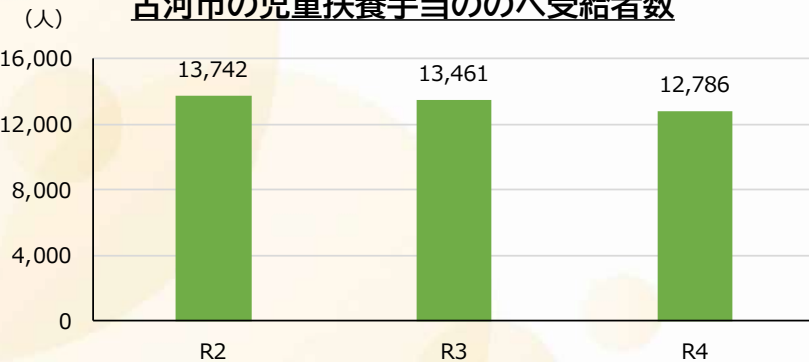


出所：茨城県市町村別保護状況(速報値)、社会福祉課資料、国勢調査より作成

6-2 困難を抱えやすい家庭の状況

- 古河市の児童扶養手当ののべ受給者数は減少傾向にある。
- 就学援助認定者は、小学生は約5%、中学生は約15%程度で近年推移している。

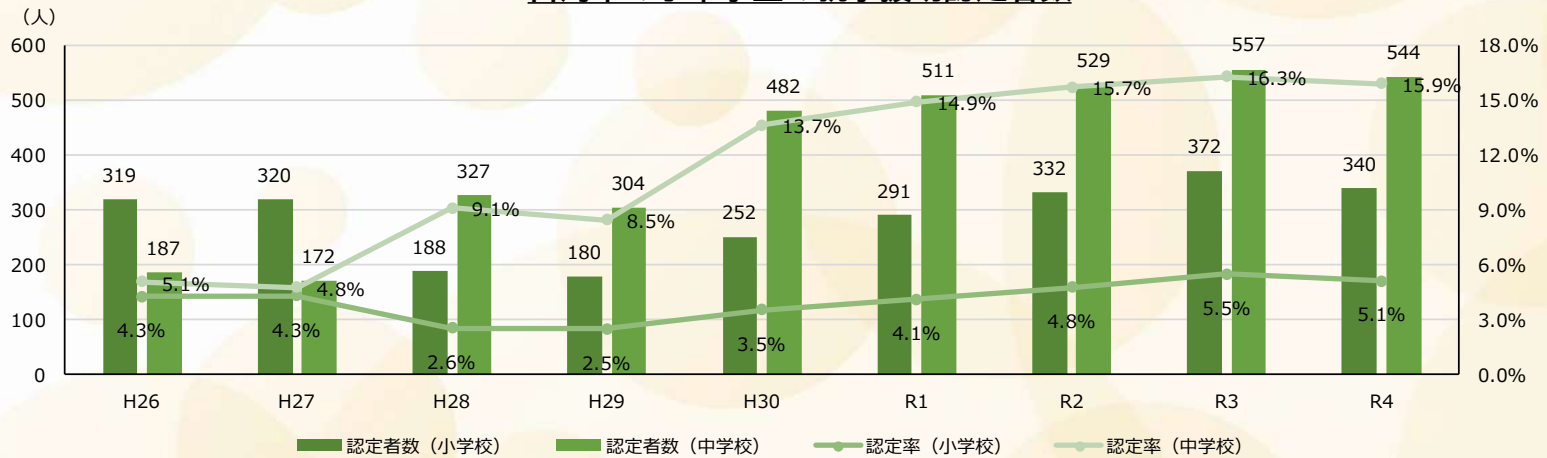
古河市の児童扶養手当ののべ受給者数



※全部・一部支給の合計

児童扶養手当ののべ受給者数の推移を見ると、令和2年以降微減しており、令和4年は12,786人。
就学援助認定者数について、小学校を見ると、令和3年に372人まで増加したが、令和4年は340人となっている。認定率は令和3年以降5%を超える水準。
中学校を見ると、令和3年に557人まで増加したが、令和4年は544人となっている。認定率は令和2年以降、約15%程度で推移。

古河市の小中学生の就学援助認定者数



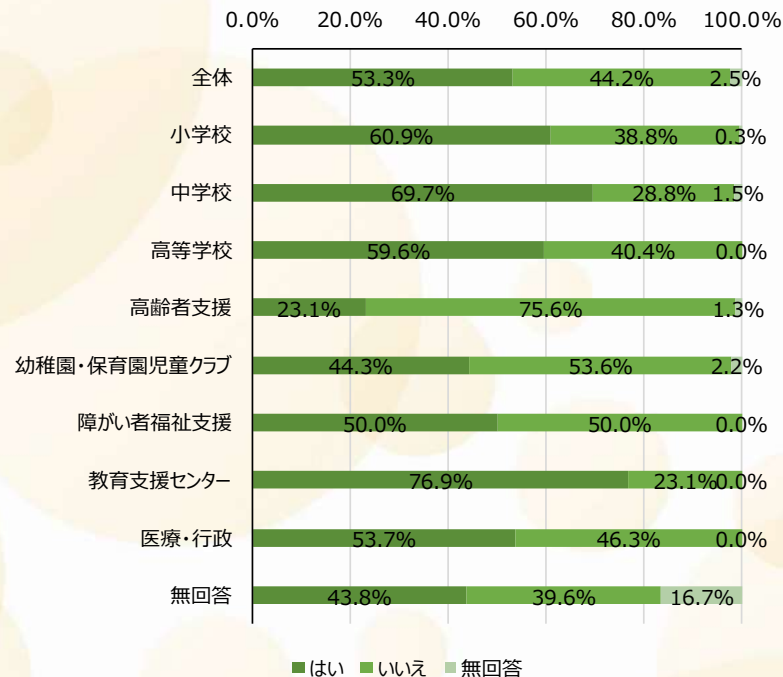
※要保護者、準要保護者の合計

出所：子ども福祉課資料、教育総務課資料より作成

7-1 こどもと若者の状況

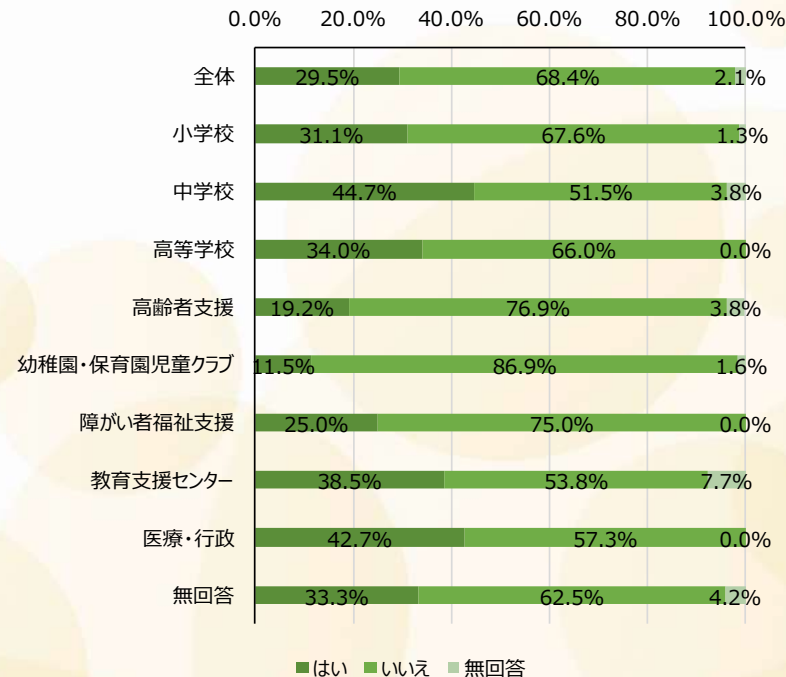
- 古河市がこどもに関わる機関や施設の担当者に対して実施したアンケートでは、全体の約5割が「子どもが貧困状態にある」、約3割が「子どもがヤングケアラーに該当する」と感じた経験を持つと回答している。

業務において子どもが貧困状態にあると感じた経験の有無



過去の仕事の経験の中で「子どもが貧困状態にある」と5割以上が感じている。職業分類別では、「小学校」、「中学校」で60%を超えており、また、「教育支援センター」では76.9%と最も高い割合となっているなど、教育分野で子どもの貧困について、より多くの者が感じている。

業務において子どもがヤングケアラーに該当すると感じた経験の有無



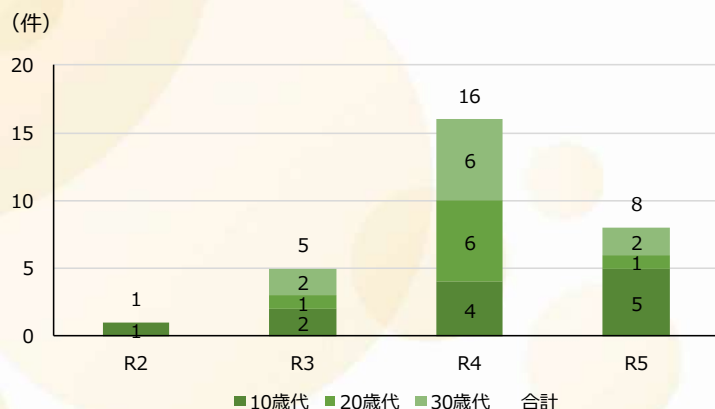
過去の仕事の経験の中で「子どもがヤングケアラー」に該当すると約3割が感じている。職業分類別では、「中学校」や「医療・行政」などが高い割合となっている。

出所：古河市子どもの貧困・ヤングケアラーに関するアンケートより作成

7-2 こどもと若者の状況

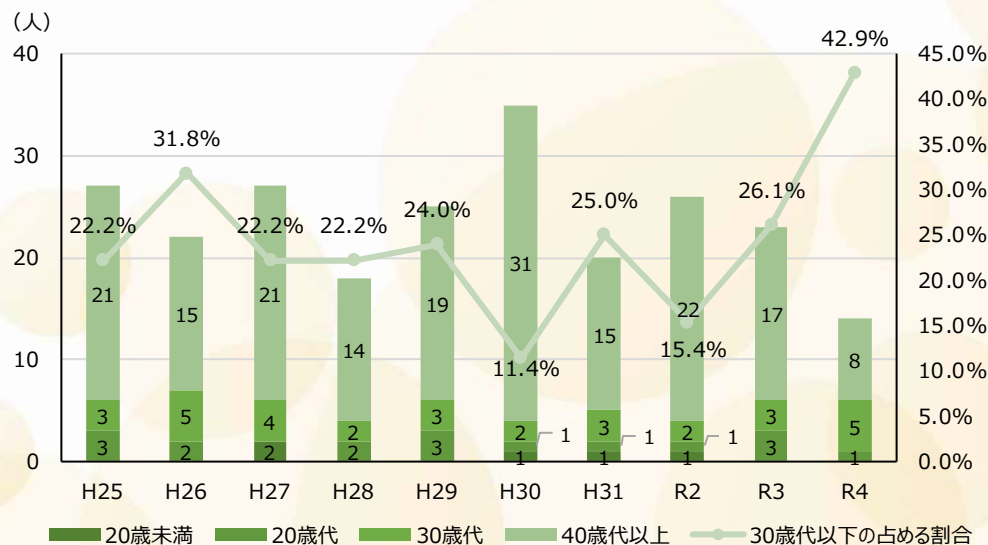
- 古河市のひきこもり相談は、10歳代の相談件数が増えている。
- 古河市の自殺者数は20人前後で推移。近年30歳代以下の割合が増加している。

古河市のひきこもり相談件数



10～30歳代のひきこもりの相談件数は令和4年に16件となったが、令和5年は8件。
10歳代の相談が増えている。

古河市の自殺者数



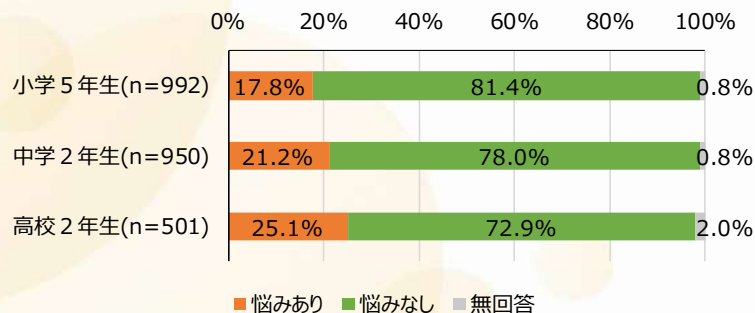
自殺者数の推移を見ると、平成30年以降、20人前後で推移しているが、全体に占める30歳代以下の割合が令和2年以降増加傾向にあり、令和4年は42.9%となっている。

出所：福祉推進課資料より作成

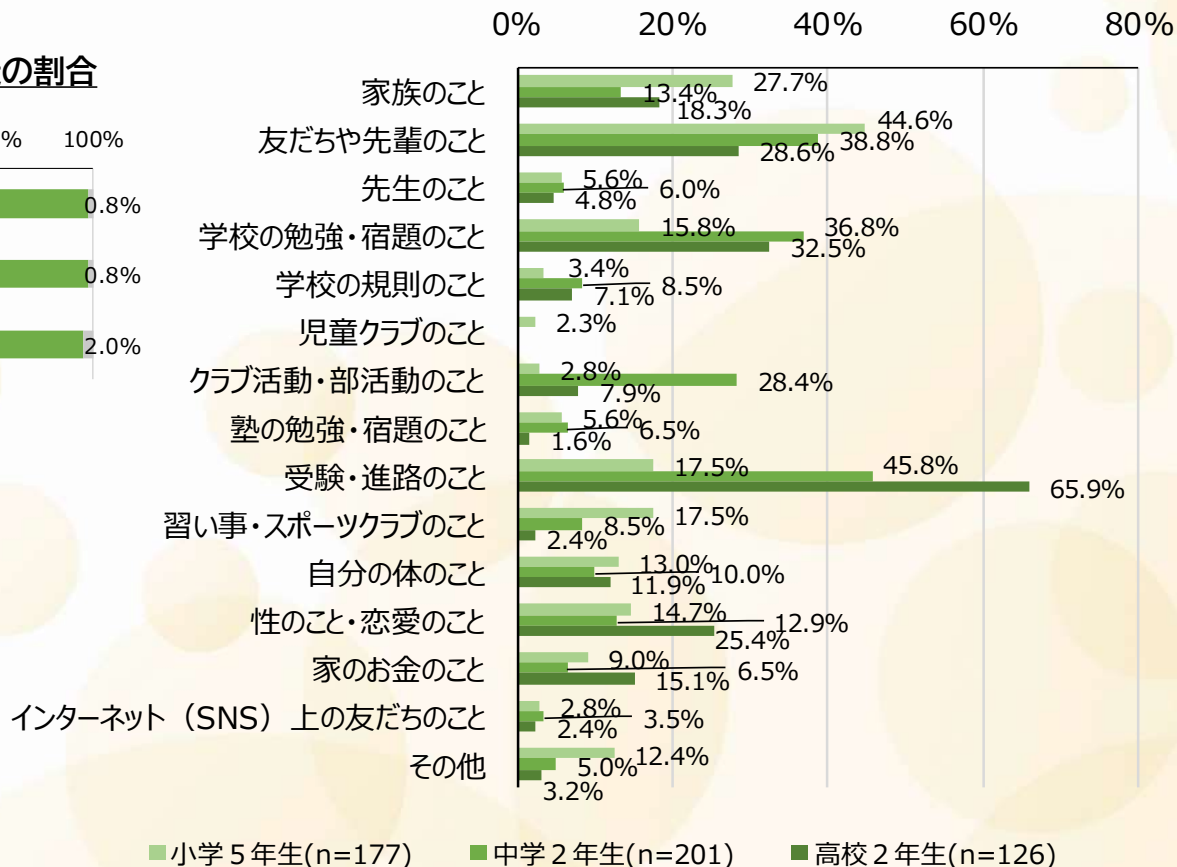
7-3 こどもと若者の状況 悩み・困りごと

- 年齢が上がるほど、悩みや困りごとがあると回答した児童・生徒の割合が増加しており、その内容も年齢により変化している。

悩み・困りごとを有する児童・生徒の割合



悩み・困りごとの内容(複数選択)



年齢が上がるほど、悩みや困りごとがあると回答した割合が高く、小学5年生で17.8%、中学2年生で21.2%、高校2年生で25.1%となっている。

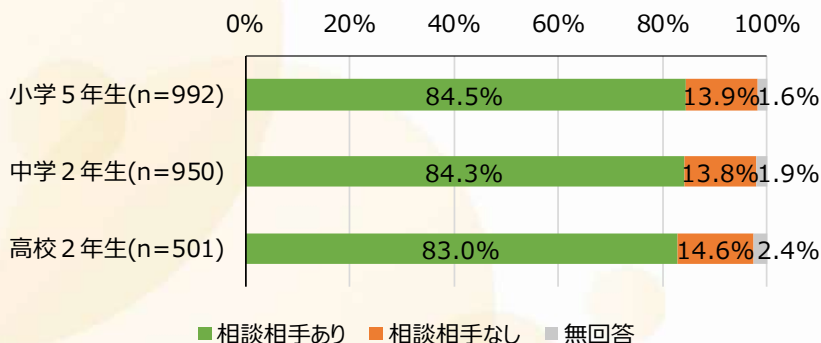
悩みや困りごとの内容は、小学5年生は「友だちや先輩のこと」が、中学2年生、高校2年生では「受験・進路のこと」が最も多くなっている。

出所:古河市こども計画アンケート調査より作成

7-4 こどもと若者の状況 相談相手

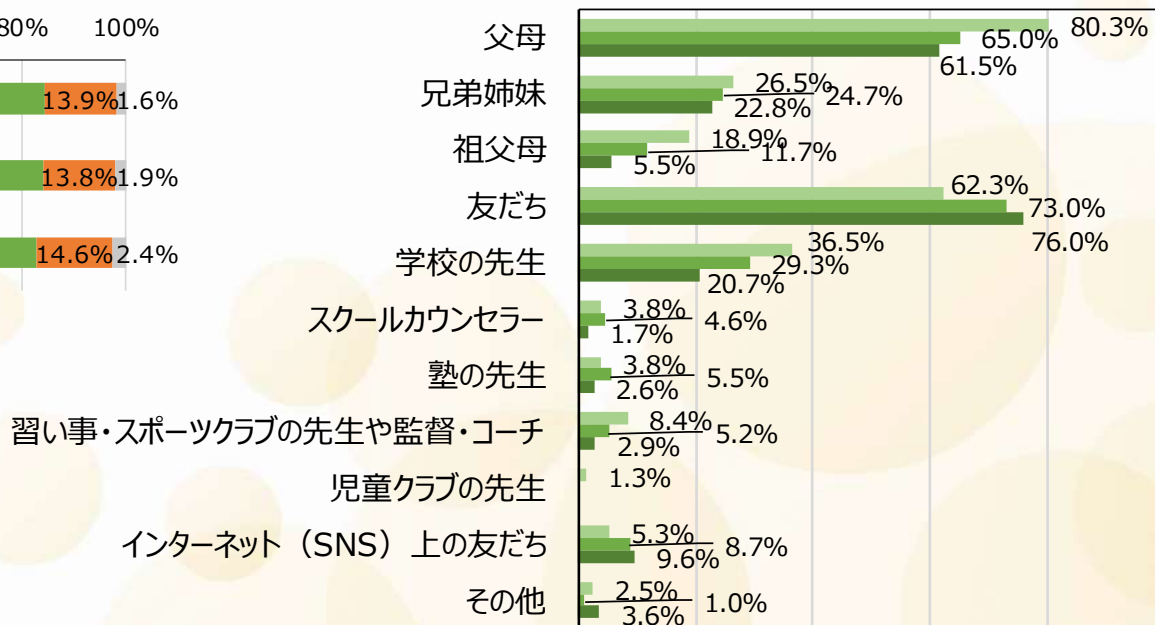
- いずれの年代でも、8割を超える児童・生徒が悩みや困りごとを相談できる相手がいると回答した一方、相談相手は年齢により異なっている。

相談できる相手がいる児童・生徒の割合



相談相手(複数選択)

0% 20% 40% 60% 80% 100%



■ 小学5年生(n=838)

■ 中学2年生(n=801)

■ 高校2年生(n=416)

いずれの年代でも、8割を超える児童・生徒が悩みや困りごとを相談できる相手がいると回答している。

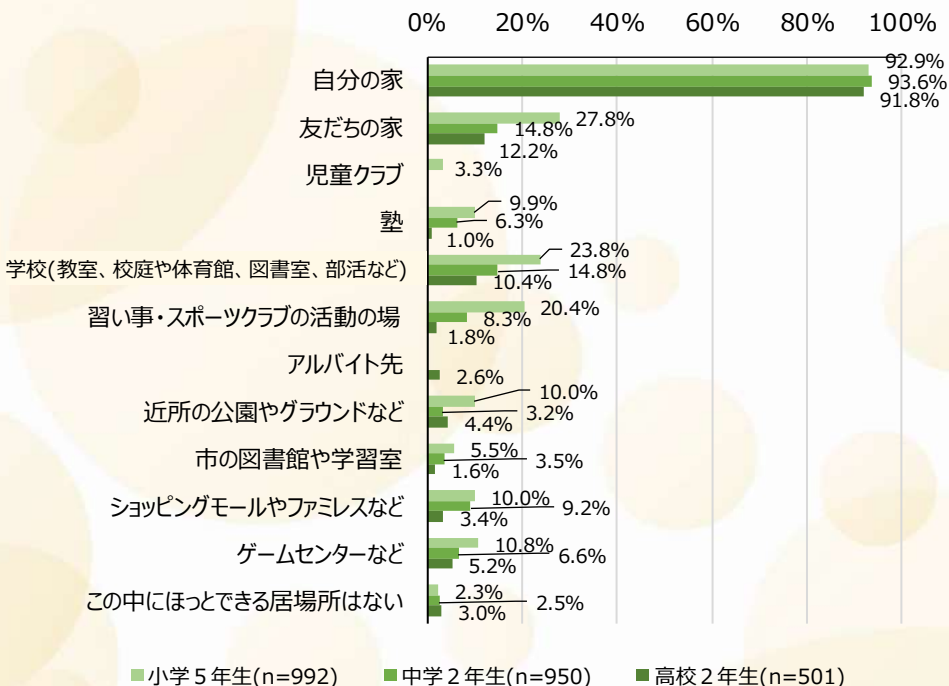
相談相手は、いずれの年代も「父母」「友だち」「学校の先生」「兄弟姉妹」が多くなっているが、年齢が上がるほど家族(父母・兄弟姉妹・祖父母)や学校の先生と回答した割合が低くなり、反対に友だちやインターネット(SNS)上の友だちと回答した割合が高くなっている。

出所: 古河市こども計画アンケート調査より作成

7-5 こどもと若者の状況 ほっとできる居場所

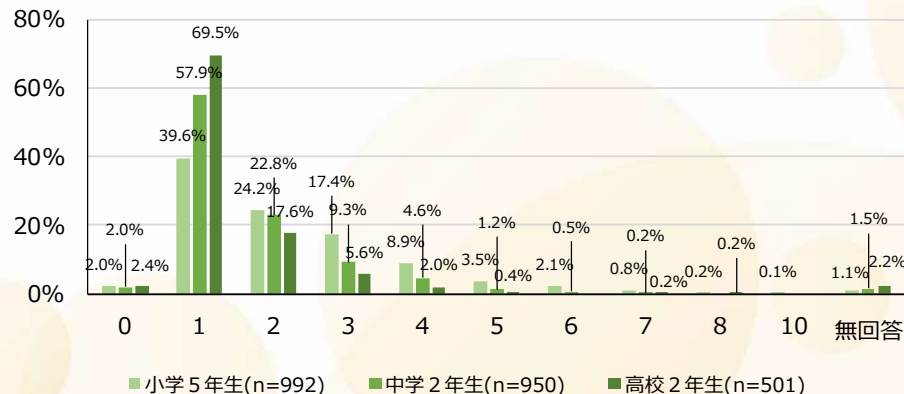
- 「自分の家」がほっとできる居場所であると回答した児童・生徒の割合が最も高く、ほっとできる居場所の数は年齢が上がるほど少なくなっている。
- 「今の自分が好き」と回答したこどもほど、ほっとできる居場所の数が多い。

ほっとできる居場所(複数選択)



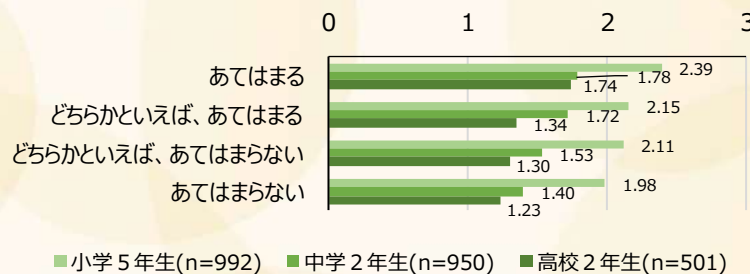
いずれの年代も、「自分の家」がほっとできる居場所であると回答した児童・生徒の割合が最も高い。「友だちの家」「学校(教室、校庭や体育館、図書室、部活など)」「習い事・スポーツクラブの活動の場」「塾」等は、年齢が上がるほど、割合が低くなっている。

ほっとできる居場所の数



ほっとできる居場所の数は、1か所を選択した児童・生徒が最も多く、無回答を除く平均は小学5年生が2.17か所、中学2年生が1.63か所、高校2年生が1.37か所と、年齢が上がるほど少なくなっている。

自己肯定感(今の自分が好き)とほっとできる居場所の数



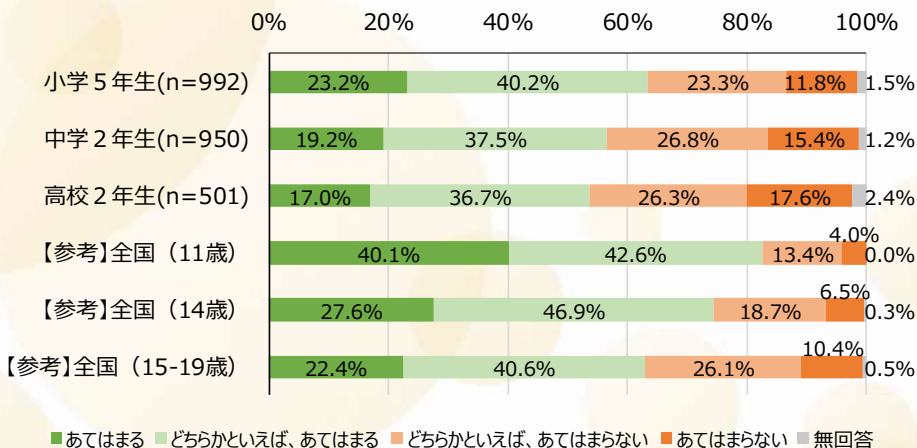
いずれの年代においても、「今の自分が好き」について、「あてはまる」と回答した児童・生徒ほど、ほっとできる居場所の数が多い。

出所：古河市こども計画アンケート調査より作成

7-6 こどもと若者の状況 自己肯定感

- 年齢が上がるほど、ネガティブな回答をする生徒の児童・割合が高くなっている。
- 悩みや困りごとの有無、相談相手の有無と自己肯定感の間に関連が見られる。

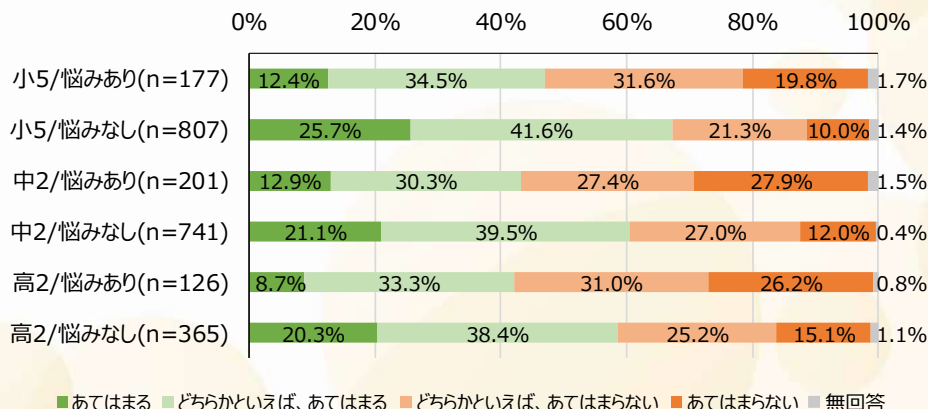
自己肯定感(今の自分が好き)



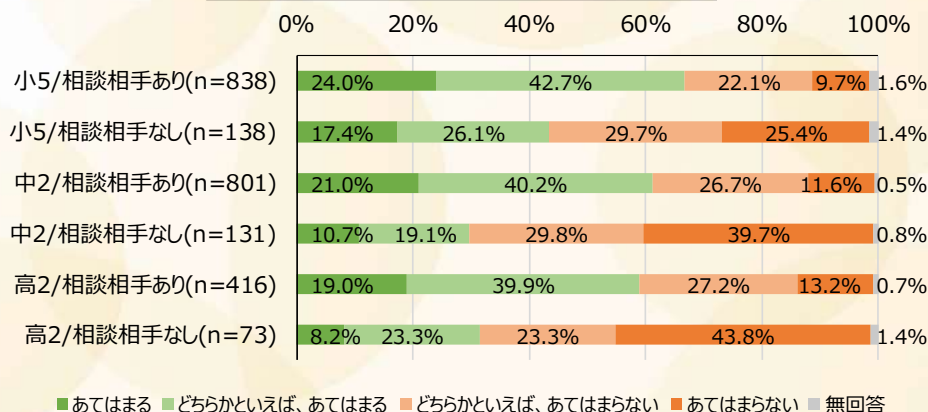
年齢が上がるほど、ネガティブな回答をする児童・生徒の割合が増加。

古河市の児童・生徒は、全国よりも自己肯定感が低い傾向が見られるが、アンケート調査の実施方法の違いにより、回答者層に差がある可能性がある点に留意。(古河市こども計画アンケートでは、悩み・困りごとを有する児童・生徒等、大人に訴えたい事柄のある人ほど自発的にアンケートに回答した可能性がある。)

悩みや困りごとの有無と自己肯定感の関係



相談相手の有無と自己肯定感の関係



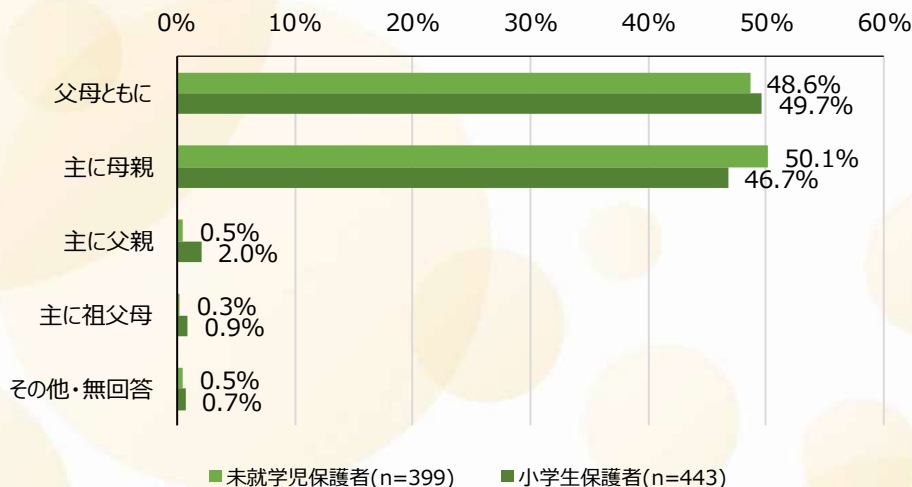
いずれの年代においても、悩みや困りごとを有する児童・生徒、相談相手のいない児童・生徒の自己肯定感が低い。

出所: 古河市こども計画アンケート調査、内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査(令和4年度)」(令和5年3月)より作成

8-1 保護者の状況 主に育児をしている人、親族・知人の有無

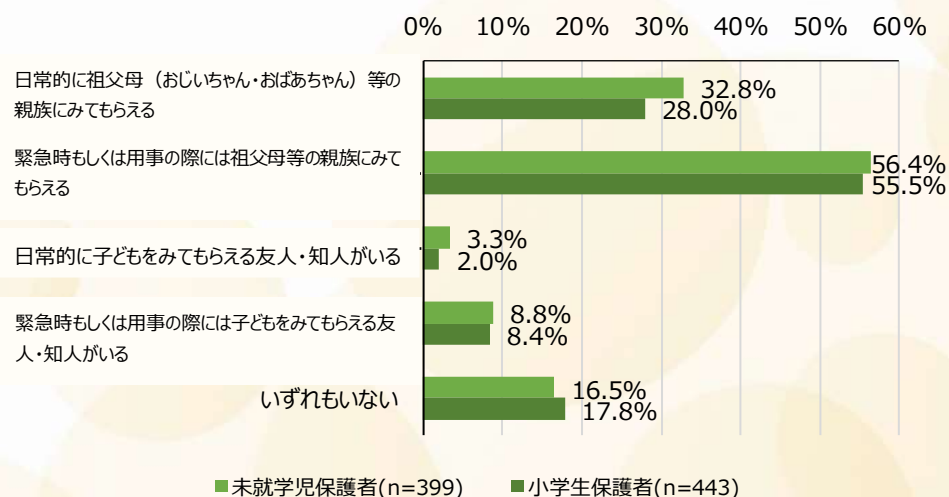
- ほとんどの家庭で母親が主な育児者となっている一方、父親が主な育児者となっている家庭は半分程度。
- 半数以上の保護者が、緊急時等にこどもを見てもらえる祖父母等の親族がいると回答。

主に育児をしている人



未就学児保護者、小学生保護者ともに、「父母ともに」「主に母親」がそれぞれ約半数ずつとなっており、ほとんどの家庭で母親が育児を担っている一方で、「主に父親」を加えても、父親が主な育児者となっている家庭は半分程度に留まっていることが伺える。

日頃、子どもを見てもらえる親族・知人の有無(複数選択)

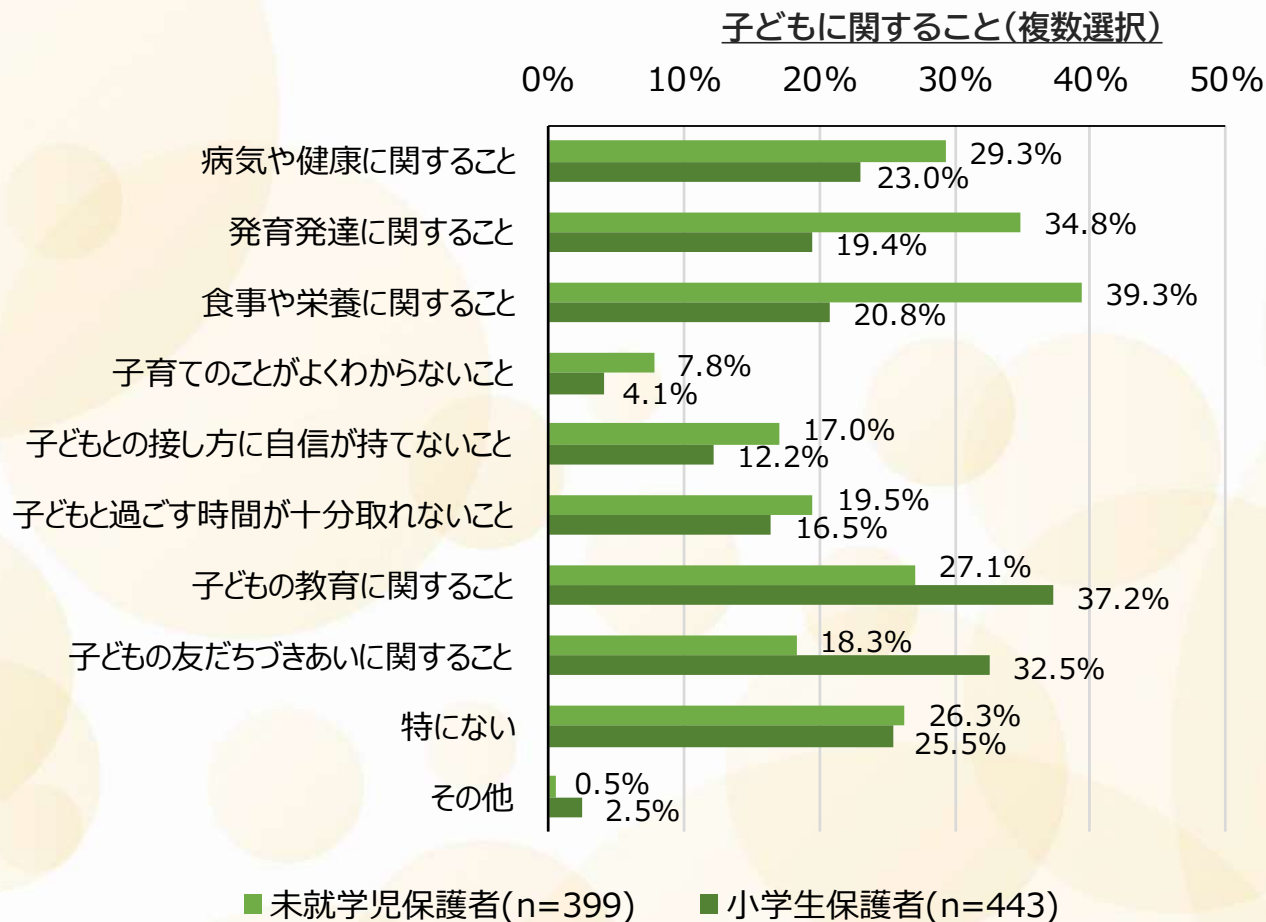


未就学児、小学生ともに、約半数の保護者が緊急時等には祖父母等の親族にこどもを見てもらえると回答。また、約3割は、日常的にこどもを見てもらえる祖父母等の親族が存在。友人・知人については、緊急時等も日常的にも、こどもを見てもらえると回答した保護者は少ない。

出所：古河市こども計画アンケート調査より作成

8-2 保護者の状況 子育てに関する悩み

- 未就学児保護者では「食事や栄養に関すること」、小学生保護者では「子どもの教育に関すること」が最も多い。



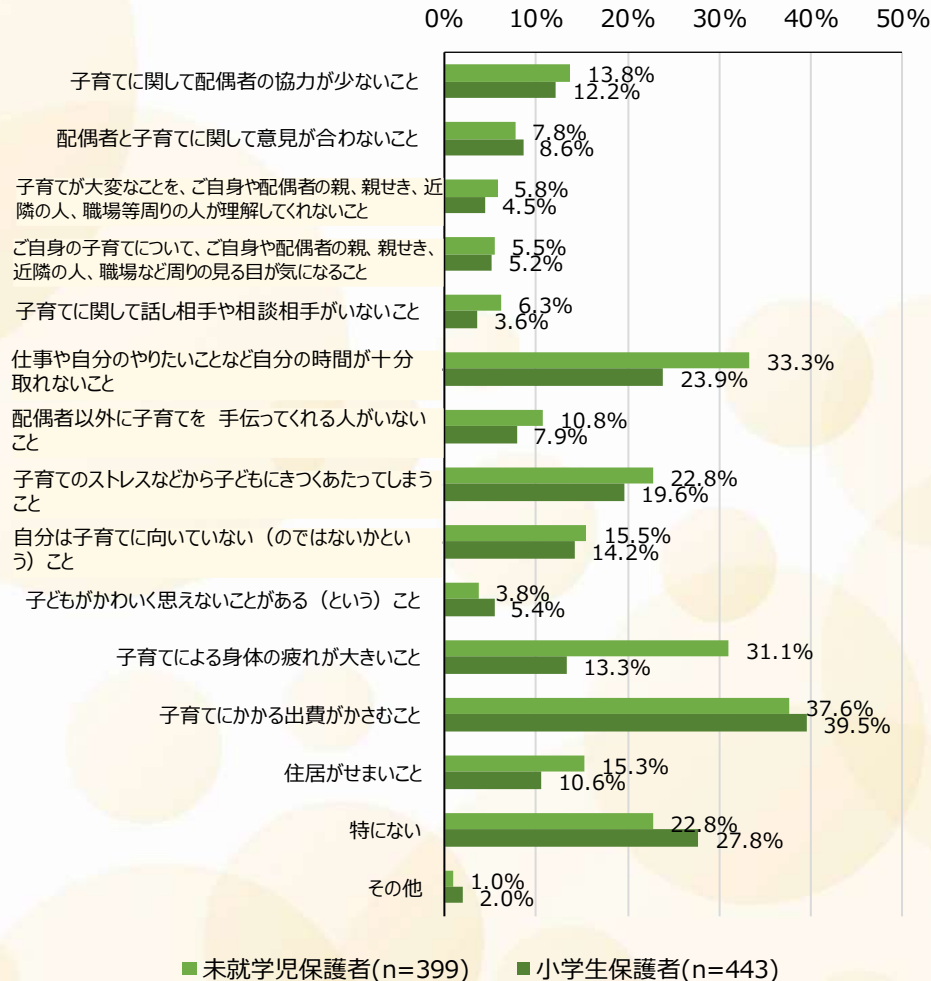
未就学児保護者では「食事や栄養に関すること」「発育発達に関すること」「病気や健康に関すること」の順に多い。
小学生保護者では「子どもの教育に関すること」「子どもの友だちづきあいに関すること」「病気や健康に関すること」の順に多い。

出所:古河市こども計画アンケート調査より作成

8-3 保護者の状況 子育てに関する悩み

- 未就学児保護者、小学生保護者ともに、「子育てにかかる出費がかさむこと」が最も多い。

保護者自身に関すること(複数選択)



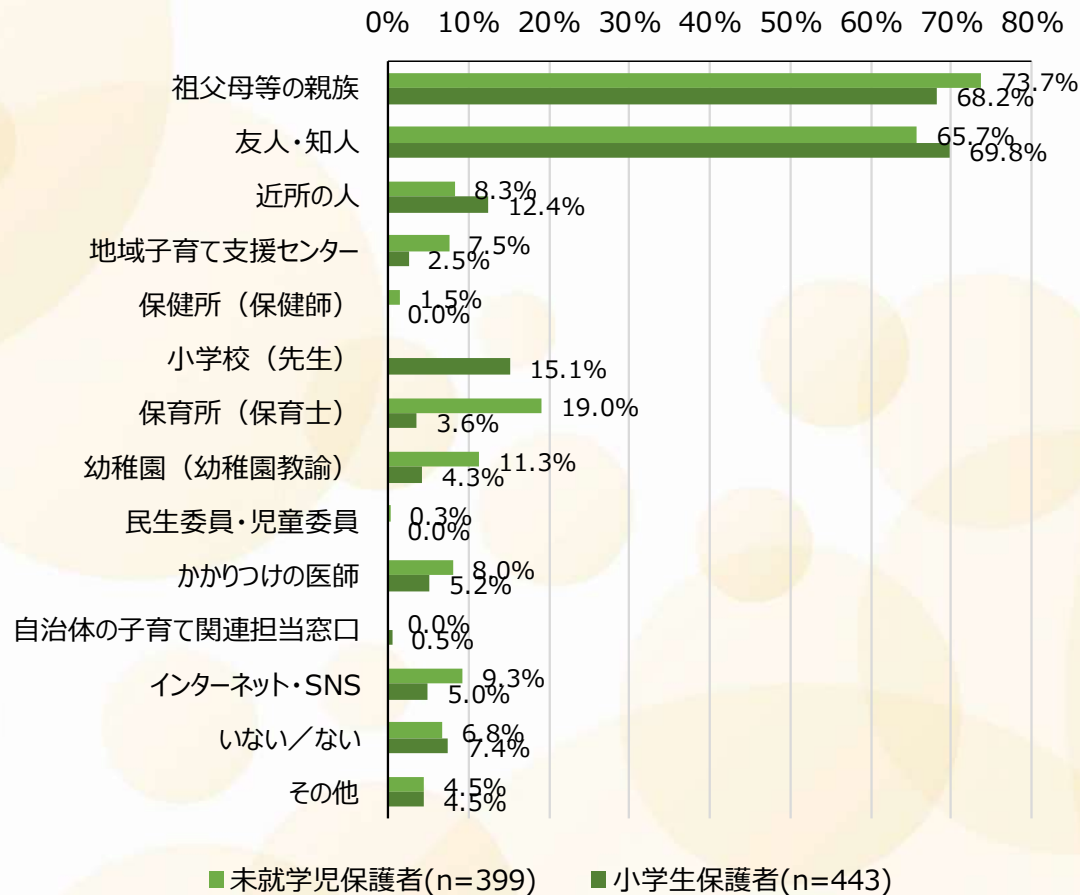
未就学児保護者、小学生保護者ともに、「子育てにかかる出費がかさむこと」が最多で、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」が続く。

出所:古河市こども計画アンケート調査より作成

8-4 保護者の状況 相談相手

- 90%を超える保護者が、子育てをする上で気軽に相談できる人や場所があると回答。

子育てをする上で気軽に相談できる人や場所(複数選択)

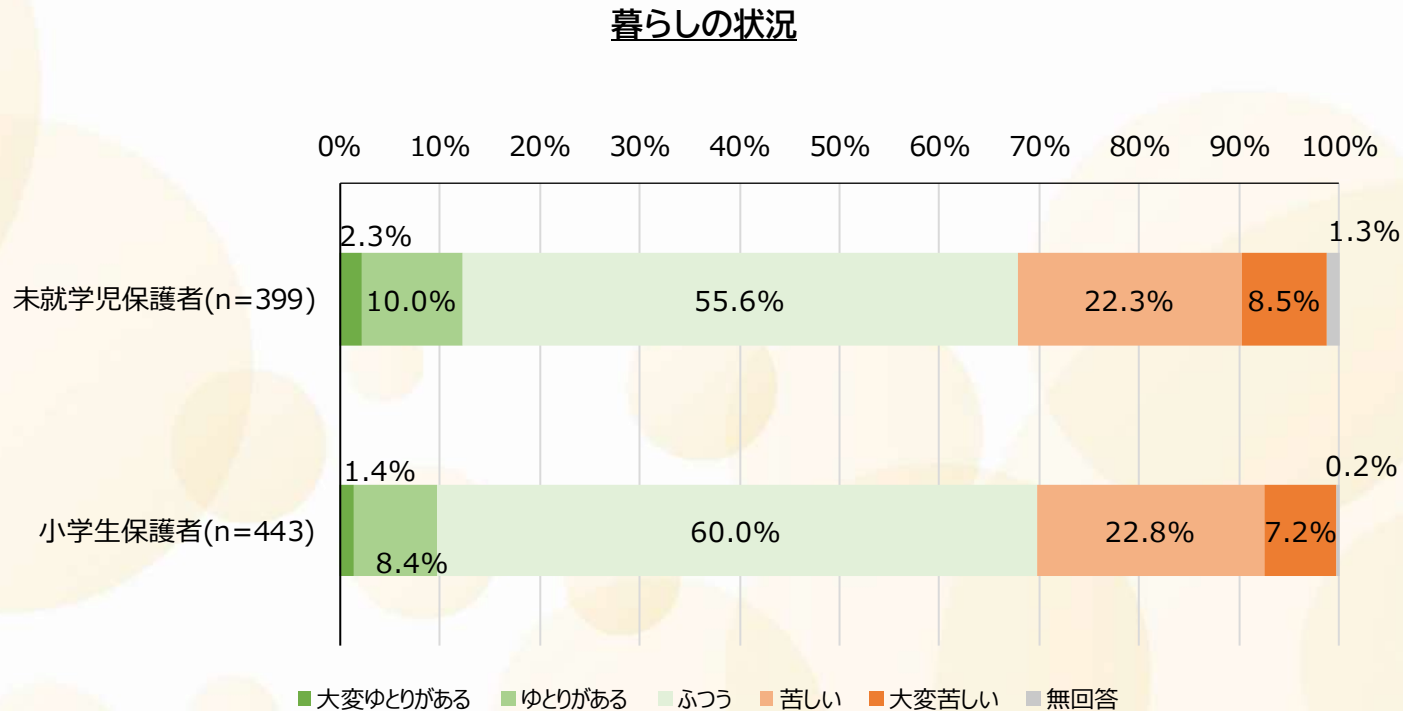


未就学児保護者、小学生保護者ともに、「祖父母等の親族」「友人・知人」と回答した割合が高い。
未就学児では「保育所(保育士)」「幼稚園(幼稚園教諭)」を合わせて30.3%の保護者がこどもの預け先が相談先になっていると回答している一方で、小学生では「小学生(先生)」と回答した保護者は15.1%と半減しており、こどもの就学に伴い保護者が気軽に相談できる先が減少することが伺える。

出所:古河市こども計画アンケート調査より作成

8-5 保護者の状況 暮らしの状況

- 7割程度の保護者が、現在の暮らしの状況について「ふつう」以上と回答。



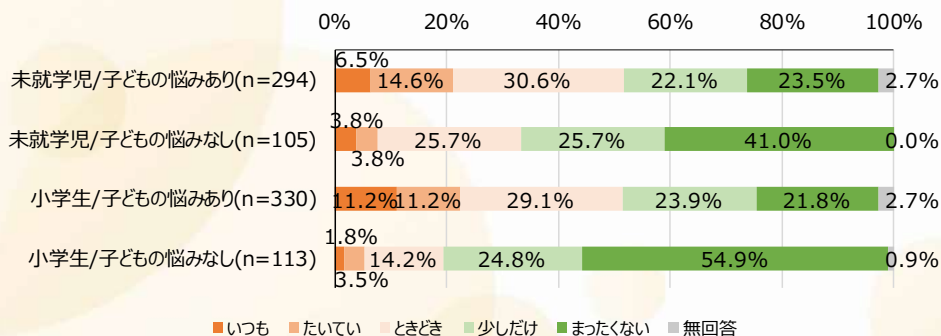
「大変ゆとりがある」「ゆとりがある」「ふつう」と回答した保護者の割合は、未就学児で67.9%、小学生で69.8%。
また、「大変苦しい」と回答した保護者の割合は、未就学児で8.5%、小学生で7.2%であり、全体に、未就学児保護者の方が小学生保護者よりも暮らしの状況を厳しく感じている傾向が伺える。

出所：古河市こども計画アンケート調査より作成

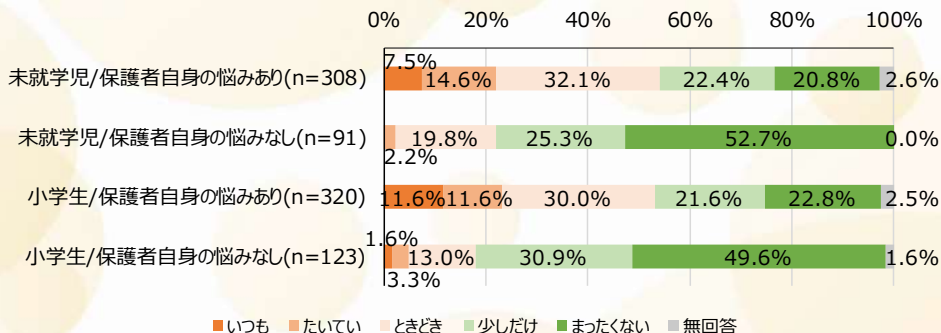
8-6 保護者の状況 こころの状況

- 悩みを有する保護者、気軽に相談できる相手・場所がないと回答した保護者ほど、こころの状況(神経過敏に感じる頻度)がネガティブな傾向が見られる。

子どもの悩みの有無と神経過敏の状況

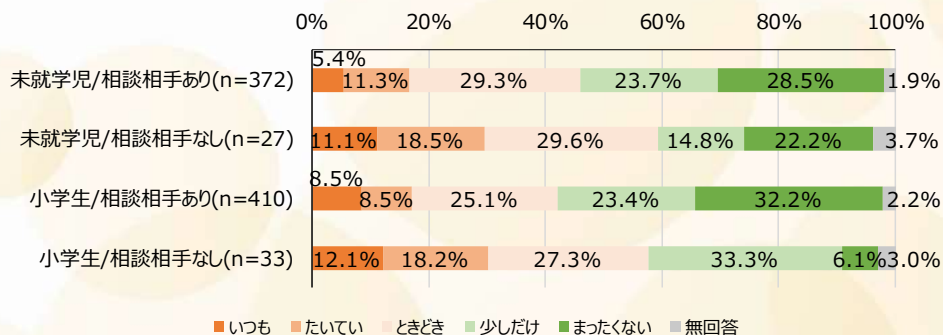


保護者自身の悩みの有無と神経過敏の状況



未就学児保護者、小学生保護者ともに、「子どもの悩みがある」「保護者自身の悩みがある」と回答した人は、そうでない人と比較して、神経過敏に感じると回答した割合が高い。

相談相手の有無と神経過敏の状況



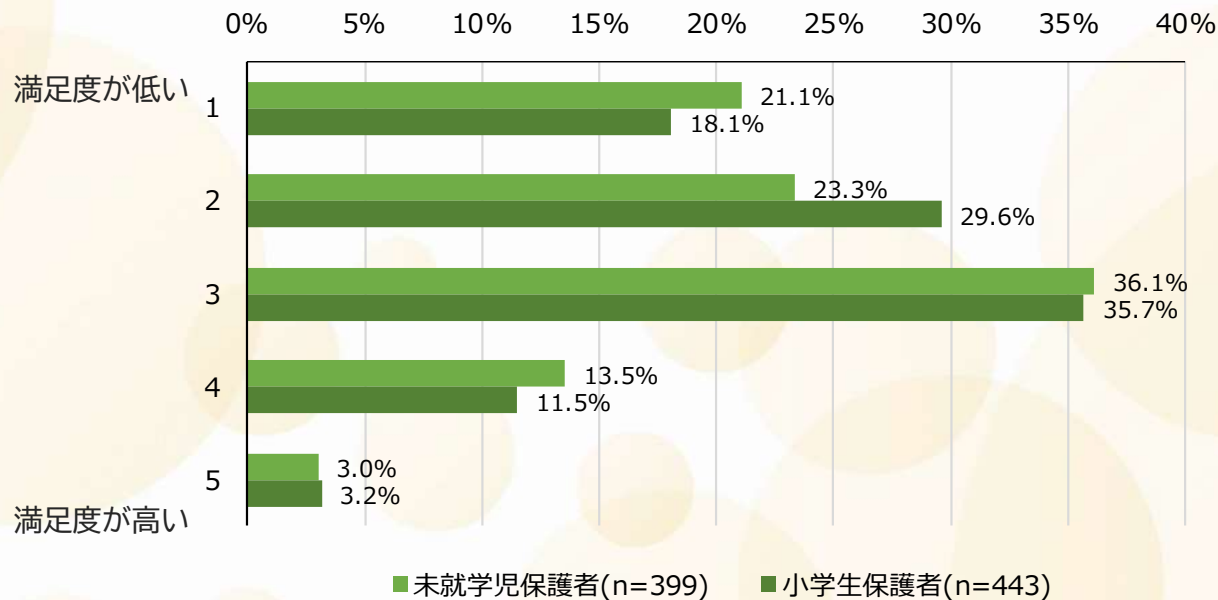
未就学児保護者、小学生保護者ともに、「気軽に相談できる相手・場所がない」と回答した人は、そうでない人と比較して、神経過敏に感じると回答した割合が高い。

出所:古河市こども計画アンケート調査より作成

8-7 保護者の状況 子育て環境や支援への満足度

- ★の数で5段階評価した満足度(★の数が多いほど満足度が高い)は、未就学児保護者の平均が2.53、小学生保護者の平均が2.51であった。

子育て環境や支援への満足度(★5段階評価)



未就学児、小学生ともに、★3つと評価した保護者が最も多く、次いで★2つが多くなっている。
★の数の平均は、未就学児保護者の平均が2.53、小学生保護者の平均が2.51であった。

出所:古河市こども計画アンケート調査より作成

9-1 こどもの意見

- 未就学児保護者から若者までを対象にグループインタビューを実施し、主に①こどもの意見をきくこと、②こどもの意見表明の方法、③こども施策への意見の3点について把握した。
(グループインタビュー実施の詳細については、Chapter08資料編に掲載。)

1. 「こどもの意見を聞くこと」について

保護者	未就学児(おおむねできている)、小学校低学年(あまりできていない)と、こどもの年齢が高くなるにしたがって、日常に追われて保護者の余裕がなくなり、こどもの意見をしっかりと聞くことに課題を感じているという意見が多い傾向があった。
こども	高学年では、すべてを言えているこどもから、ほとんど言えていないこどもまで、大きなばらつきが見られた。中学生、高校生では、些末なことだと流されたり、否定されたり、あるいは強い口調や自分の意見を受け入れてくれない態度をされると、意見が言いづらくなるという意見があった。
若者	こどもの頃を振り返って、年の近い人や同年代で相談等ができる機会があれば良かったとの意見があった。おとながこどもの意見を聞こうとしていること自体を十分に知ってもらう機会を確保するべきとの意見があった。また、スクール・カウンセラーなどの肩書に限らず、こどもの意見を聞く機能には多様性がある方がよい、自分で意見を伝えることが難しいこどもの意見をくみ取る必要性などについても意見があった。



※画像はイメージです。

9-2 こどもの意見

2. こどもの意見の表明について

保護者	未就学児については、こどもに変わって保護者が意見を表明することを想定して質問したところ、今回のような対面でのグループインタビューの場を評価する意見が多かった。なじみのある場所や相手であれば、安心して気軽に話しやすいとの意見があった。こどもへの意見聴取については、先生が実施するとよいとの意見のほか、習い事の先生や親戚、こどもがよく行くお店の店主など、常に一緒にいるわけではないおとながよいのではないかと意見も出された。
こども	意見を表明する相手は、身近な人の方が話しやすいとの意見が多かった一方、内容によってはあまり自分のことを知らない人がいいという意見も出た。 意見を表明する手段は、直接話す、ビデオ通話、チャット等様々な意見が出たが、年齢が高くなるにしたがって、SNS等のオンラインを支持する意見が多かった。また、意見の内容によっては、匿名性や秘匿性が必要であるとの意見のほか、インターネットやSNSに制限がある場合、意見が偏るのではないかとといった意見も見られた。
若者	若者からの意見の聴取のみならず、古河市からの情報発信を含めてSNS等の身近なメディアの活用が有効との意見があった。また、SNSを活用してライブ配信を行い、コメントを募るというアイデアが出た。こどもに対しては、定期的に接点を持ち関係性をつくること、タイムリーに発信することが必要との意見があった。

3. こども関係の施策や事業に関する意見

保護者	遊ぶ場所が少ない、ネットでの発信力が弱い、給食費の無償化を希望するなどの意見があった。また、古河市での就労を希望する人からは、こどもを遊ばせながら仕事ができるコワーキングスペースを提供する企業に対して市の支援があるとよいという意見があった。 公園や児童館等こどものあそび場、保護者が集まれる場に関する要望が多かった。
こども	小学生、中学生からは球技ができる場、のびのび運動できる公園、屋内のあそび場等あそび場に関する要望が多く出された。また、静かに自習できる場所、教え合ったり話せるような雰囲気のある場所の両方必要であるとの声が上がった。 その他、道が狭いこと、通学に使うバス(三和地区にもバスがほしい、バスの本数を増やしてほしいなど)に関する意見があった。
若者	こどもの権利の周知、高等教育の就学支援、お金に関する教育、公共交通機関の充実や道路の安全確保に関する意見など、幅広く寄せられた。天候に寄らずに遊べる場所や、自由に体を動かせる場所のほか、教科指導以外の学習や、主体的に取り組む活動の充実を求める意見があった。

【参考】古河市こども計画に関する職員ワークショップ

- こども関連の業務に携わる職員により、市や業務の現状を踏まえた職員の視点からの示唆や提案を収集し、こども計画において目指すこども像や基本理念、重点施策等の検討を行った。
(職員ワークショップの実施の詳細については、Chapter08資料編に掲載。)

結果概要

- 古河市の個性・独自性として、「こどもまんなか」を市民に見えるようにすること、「えがお計画」「見守り、つながり、一体感」などのキーワードが出された。
- 施策の方向性として、市の“思い”を市民に伝えること、ソフト施策に加えてこども分野でも物理的なまちづくりプランをセットにして考えること、人とのつながりを大切にする、自己肯定感を高めるためにほめる期間を設けること、こどもの挑戦を見守ること、子育てのために帰ってきたいまちとなること、などが挙げられた。

各グループから出された意見

	古河市の個性・独自性	方向性
Aグループ	「こどもまんなか」が市民に“見える”	- 当たり前を当たり前に(相談窓口を分かりやすく) - 市の”思い“をもっと市民に伝える (ソフト施策に)物理的な“まちづくり”プランもセットにする
Bグループ	「えがお計画」に - 希望、夢、こどもらしさ	- 人とのつながり、地域全体で - こどもが主人公のまちづくり - ほめる、だめと言わない「はなまる週間」
Cグループ	見守り、つながり、一体感、とりこぼしなく	- こどもの挑戦を見守る - こどもがイキイキ個性を発揮できる - 子育てのために帰ってきたいまち - 官民にとらわれず活動できる、全員野球

Chapter

03

計画のテーマ

どこに向かって進むべきか知ろう

このChapter(章)では、前々章での背景、そして前章での古河市の基本データを基に、古河市のこどもや子育て支援の「目指す姿・進むべき地点(座標)」について記載しています。

本計画の核となるChapter(章)になります。

1	古河市こども計画の目指す姿	38
2	基本理念／こども像	39
3	基本理念を実現するための柱	40

1. 古河市子ども計画の目指す姿～ここまでの分析～

世界の潮流／国の動向／古河市の現状など

キーワード

1. 世界の潮流(子どもの権利条約)、子ども基本法／子ども大綱

- 基本的な人権が守られ、差別されない
- 生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられる
- 自分に直接関係することに意見を言えたり、さまざまな活動に参加できる
- こどもの今とこれからのため最もよいことが優先して考えられる
- 子育てをしている家庭のサポートが十分に行われる
- 家庭で育つのが難しいこどもに家庭と同じような環境が用意される
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくる

- こどもは「権利の主体」
- 最善の利益
- 意見の尊重、参加
- 家庭のサポート
- 夢を持ち、喜びを感じられる

2. 古河市の現状

現状分析

- 人口は14万人を切り13万人台へ、世帯数は増加傾向で約6万5千世帯、転出超過、出生数は減少傾向(合計特殊出生率1.30)

- 人口10万人超の規模のまちづくり、コミュニティ
- 転出超過

アンケート

- 「悩みなし」が小学生8割以上、中学生・高校生も7割以上、相談相手が「いる」は8割以上(小中高ともに)
- 保護者の現在の暮らしの状況「ふつう」以上は7割程度
- こどもの自己効力感、自己肯定感が全国よりも若干低い
- 悩みや困りごとの有無、相談相手の有無と自己肯定感の間に関連が見られる

- 市内のこどもの成育環境はおおむね良好
- 自己効力感、自己肯定感は(一概に評価できないが)高める余地あり

グループインタビュー

- 課題はありつつも、概ねおとなに「意見を聞いてもらっている」実感あり
- 「信頼できる人」に「対面」で意見を聞いてほしいニーズが高い
- 匿名性、効率性などの面からインターネット、SNSの積極活用へも期待
- 「親以外のおとな」「居場所」へのニーズが高い
- 公園の制約多く、屋内／屋外を問わず「遊べる場所がほしい」コメント多数
- 道路や歩道、通学路の安全性へのコメント多数
- 「古河に貢献したい」「古河に魅力的になってほしい」とのコメントあり

- 信頼できる人
- 対面、インターネット
- 居場所、遊べる場所
- 安心、安全
- 古河に貢献、古河を魅力的に

職員ワークショップ

- 「つながり」「ほめる」「見守る」「一体感」「とりこぼしなく」を実践して「えがお」を古河市の個性に
- 物理的な“まちづくり”プランもセットでこども施策を考える
- 「こどもまんなか」が見えるように、市の“思い”をもっと市民に伝える

- えがお
- まちづくりプラン
- 「こどもまんなか」が見えるように

古河市子ども計画の核

権利や最善の利益などの普遍性をふまえつつ、人口14万人の「顔が見える」規模、距離ならではの温かさ、コミュニティ力、信頼感に支えられ、まちづくりプランもセットでこども施策を考える「こどもまんなか」



2. 基本理念／こども像

- 古河市では、「古河市子ども・子育て支援事業計画」において、第1～第2期を通して「笑顔と未来 地域と共に すべての子どもが 健やかに育つまち『古河』」を基本理念として掲げてきました。
- 「笑顔」は古河市のこども施策に不可欠の要素であることから、本計画においてもこれを継承します。
- 「こどもまんなか」に重ねて「きみがまんなか」と呼びかけることで、ひとりひとりが「主体」としてこども計画に大切な関わりがあることを伝えています。
- そして、古河市ならではのコミュニティだからこそつくりだせる温もりと信頼、それに裏付けられた双方向の良質なコミュニケーションを「伝える・聞く」が示唆しています。
- これらを踏まえ、普遍性の高い「最もよい」を「みんな」(こども、おとな、行政、地域)で一体となって実践していく姿勢を、以下のとおり基本理念とします。

基 本 理 念

すべてのこども・若者の笑顔を咲かせよう

「こどもまんなか、きみがまんなか」

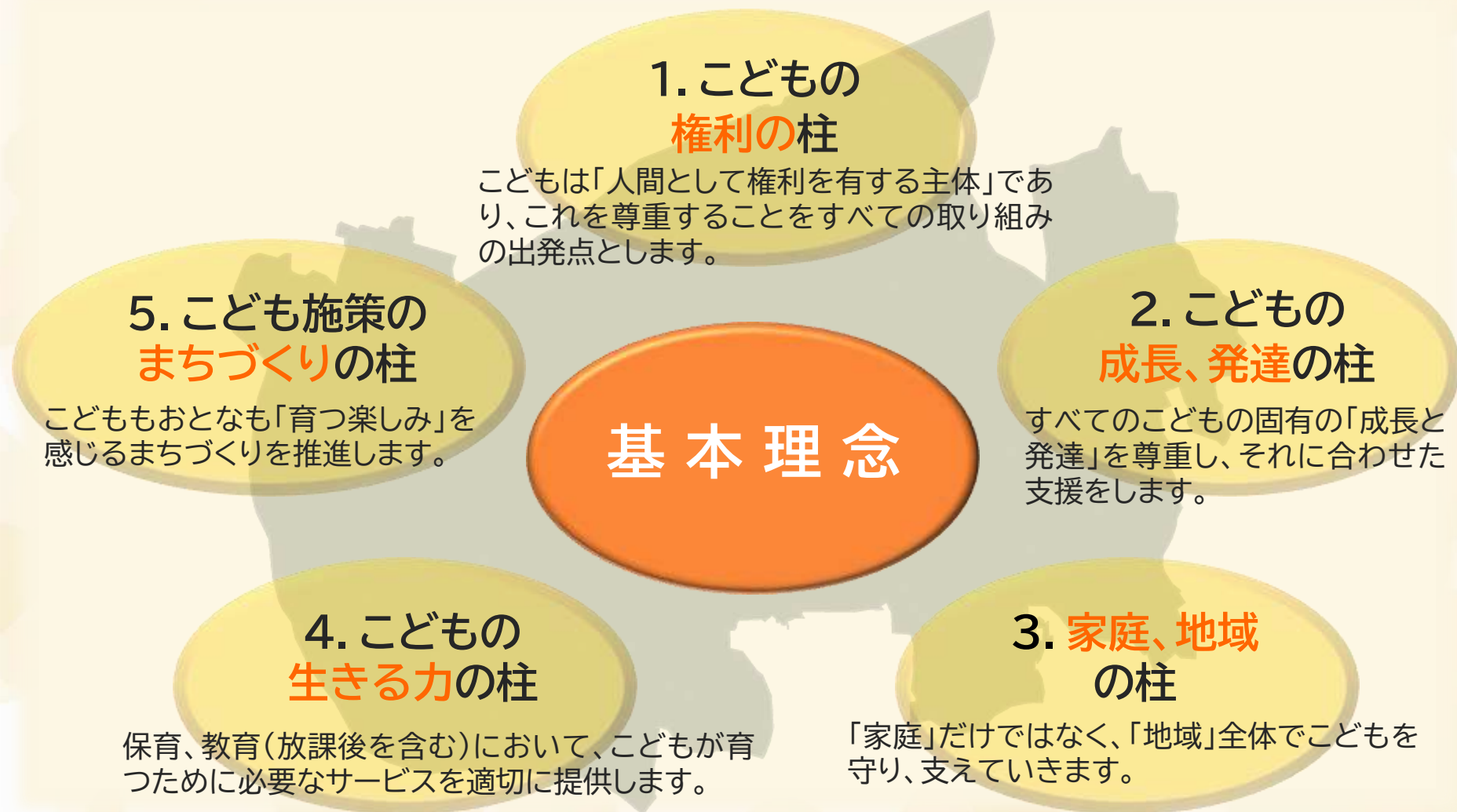
～“温もり・信頼・伝える・聞く”で、「最もよい」をみんなでかたちに～

こども像

- 「笑顔」に象徴される、健やかで朗らかなこども(とおとな)
- 温かいコミュニティで、安心してお互いの信頼関係を構築するこども(とおとな)
- 伝える・聞くを実践して、「最もよい」のために実践的に取り組むこども(とおとな)

3. 基本理念を実現するための柱 1/2

- 基本理念を実現するため、以下のとおり「権利」「成長、発達」「家庭、地域」「生きる力」「まちづくり」の5つをこども計画の柱として設定します。



3. 基本理念を実現するための柱 2/2

- 各柱の目標を以下のとおり設定します。当事者である「こども」がどう育つか、どう感じるかを重視し、「こども」を主体とした表現としています。

1

こどもの
権利の柱

目標:こどもが権利の主体として尊重され、自分らしく育つことができるまち

「すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと」(こども基本法)の趣旨に照らして、この取り組みを充実・強化します。

2

こどもの
成長、発達

目標:こどもが自分の成長と発達にあわせた支援を受けることができるまち

すべてのこども・若者が、自分固有の成長と発達にあわせて支援を受けることができるよう、分野横断的に切れ目のない支援を実現します。

3

家庭、地域

目標:こどもが家庭や地域の守りや支えで安心してのびのび育つことができるまち

妊産婦、子育て中の保護者、困難を抱えるこども等への必要な支援を行うとともに、家庭のみでなく地域でこどもを守り支える取り組みを推進します。

4

こどもの
生きる力の柱

目標:こどもが自分らしく生きる力を育むまち

乳幼児期、義務教育段階、それぞれにおいて必要となる保育や教育を提供するとともに、放課後におけるこどもの居場所の充実に取り組みます。

5

こども施策の
まちづくりの柱

目標:こどももおとなも「育つ楽しみ、育てる楽しみ」を感じるまち

こどもを育てること、自身も育つことに喜びや楽しみを市民が実感できるようハード、ソフトの両面から取り組みます。

Chapter

04

施策の展開

「こどもまんなか」への取り組みを知ろう

このChapter(章)では、前章で定めた計画の基本理念やこども像を基に展開(実施)する各取り組みについて記載しています。

1	施策体系	43
2	目標1 こどもが権利の主体として尊重され、自分らしく育つことができるまち	44
3	目標2 こどもが自分の成長と発達にあわせた支援を受けることができるまち	52
4	目標3 こどもが家庭や地域の守りや支えで安心してのびのび育つことができるまち	62
5	目標4 こどもが自分らしく生きる力を育むまち	77
6	目標5 こどももおとなも「育つ楽しみ、育てる楽しみ」を感じるまち	84

施策体系

- Chapter3で示す目標それぞれに対応する項目、取り組みから総合的にこども政策を推進していきます。

柱	目 標	項 目
1. こどもの 権利 の柱	 こどもが 権利の主体として尊重され、自分らしく育つことができるまち	1. こどもの権利に関する理解促進 2. こどもの意見表明・参加 3. こどもの権利侵害の防止、相談   
2. こどもの 成長、発達 の柱	 こどもが 自分の成長と発達にあわせた支援を受けることができるまち	1. こどもの心と身体の医療、健康 2. 成長・発達に応じた切れ目のない支援 3. 若者の自立支援・社会参加   
3. 家庭、地域 の柱	 こどもが 家庭や地域の守りや支えで安心してのびのび育つことができるまち	1. 安心して出産できる環境づくり 2. 子育て家庭への支援 3. 特に配慮が必要な家庭への支援 4. 地域でこども・若者支援に携わる人への支援    
4. こどもの 生きる力 の柱	 こどもが 自分らしく生きる力を育むまち	1. 幼児期から学童期の教育・保育の充実 2. こどもがのびのび育つ教育機会の提供 3. こどもの居場所・活動・体験機会の提供   
5. こども施策の まちづくり の柱	 こどももおとなも 「育つ楽しみ、育てる楽しみ」を感じるまち	1. こどもの文化・スポーツ・芸術の支援 2. こどもの成育に配慮したまちづくり  

目標1 こどもが権利の主体として尊重され、自分らしく育つことができるまち



背景

- 平成28年の児童福祉法改正において、日本でも「子どもの権利」が位置付けられ、国民、保護者、国、地方公共団体が「子どもの権利」を支援していくことが明確化されました。本計画の根拠法となっている「こども基本法」(令和5年施行)にも、その基本理念(第3条)の最初に「全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと」という趣旨が明記されています。
- これらの流れは、平成元年に国連が採択し日本も批准した「児童の権利に関する条約」が原点となっています。同条約には、すべてのこどもが幸せに生きることができるよう、「①命を守られ成長できること」「②子どもにとって最もよいこと」「③意見を表明し参加できること」「④差別のないこと」の一般原則が掲げられており、古河市においてもこの実現に資する方策を講じていくことが求められています。
- また、児童虐待、貧困、ヤングケアラー等困難を有するこどもへの支援ニーズも高まっていることから、これらへの対応は喫緊の課題です。
- このほか、こどもを独立した「権利の主体」として尊重し、施策全般にわたって適切に考慮するとともに、その意見にしっかり耳を傾けることが重要です。
- 古河市においてはこれまで、上記の児童福祉法の改正にあわせてこどもの権利に関する取り組みを進めてきましたが、こども基本法の趣旨に照らしてさらにこれを充実・強化していく必要があります。

各項目ごとの取り組み

項目	1. こどもの権利に関する理解促進
 現状と課題	- こどもの権利についての意識が低いと、その権利の保護が軽視され、権利が侵害される可能性があります。 - 社会全体でこどもの権利についての理解と尊重を高めることが求められており、こどもの権利が守られるようにするための適切な教育や意識啓発活動が必要です。特に、こどもに関わるおとなたちは、こどもの権利を正しく理解することが大切です。
 方向性	「こどもの権利」に関する正しい考え方を市全体に普及啓発するとともに、こども施策全般にわたってこれを実践します。

	成果指標	現状値	目標値(令和11年度)
 成果指標と目標値	人権教室開催数	31教室（令和5年度）	32教室
	男女共同参画・ダイバーシティ出前講座開催数	2講座（令和5年度）	5講座

各項目ごとの取り組み

項目	1. こどもの権利に関する理解促進	
取り組み名	取り組み内容	担当課
こどもの権利に関する普及・啓発	こども用、おとな用のリーフレットや、こどもに分かりやすい動画、ポスター、チラシの作成等、様々な媒体や手法を用いて、こどもやこどもに関わるおとなへの普及・啓発を図ります。また、市職員や教職員、施設職員等のこどもに関わる専門職、子育て支援団体等の関係者に対して研修等を実施します。	こども政策課 人権推進課
人権擁護委員による相談啓発	人権擁護委員による人権相談、各学校に配布されたSOSミニレターによる相談、人権教室等を実施することにより、個人の基本的な人権を守り、また、人権が身近で大切なものであることを知ってもらうよう相談、救済、啓発に努めます。	人権推進課
人権教育、道徳教育の充実	教育活動全体を通して、生命を尊重し、自他のよさを認め合う豊かな心を育むために、人権教育・道徳教育の充実を図ります。	指導課 生涯学習課
男女共同参画・ダイバーシティ推進体制の充実	こどもたち、そしてそのこどもたちに関わるおとなたちの誰もが男女共同参画・ダイバーシティの視点を身に付けることができるよう、教育・学習機会の充実を図ります。	人権推進課

各項目ごとの取り組み

項目	2. こどもの意見表明・参加		
 現状と課題	- こどもの意見表明は家庭や学校、地域、市政等あらゆる場面で保障されなければなりません。しかし、こどもが直接意見表明を行い、こどもの声を施策や事業に反映できる仕組みはあるものの十分に利用されているとは言えず、こどもの意見表明が保障されているとは言えない現状にあります。 - すべてのこどもが意見を言いやすい仕組みづくりを行い、すべてのこどもの声を市の施策や事業に反映することのできる取り組みを進める必要があります。		
 方向性	こどもが意見を表明し、フィードバックを受けることで双方向の良質なコミュニケーションを実現し、市政への参加ができる仕組みを構築します。		
	成果指標	現状値	目標値(令和11年度)
 成果指標と目標値	周りに自分の意見を伝えられていると思うこどもの割合	令和7年度アンケート実施	増加
	模擬投票総数	975票（令和5年度）	1,000票

各項目ごとの取り組み

項目	2. こどもの意見表明・参加	
取り組み名	取り組み内容	担当課
こどもの意見表明の推進	こども・若者が、意見や相談の内容、本人の意向に合わせて最適な手段を選択できるよう、対面、インターネット(オンライン)、紙媒体等、多様な手段を検証し提供します。この仕組みを通じて、こども・若者及び市や関係団体等とが双方向で円滑なコミュニケーションをとることにより、相互の理解と共感を深めます。さらに、こどもの声を施策や事業に反映できるような仕組みづくりを進めます。	企画課 こども政策課
施設運営におけるこどもの参加の推進	アンケート等を実施し、こどもの声を聴くことにより、こども向けの講座の実施や利便性の向上等、公民館やスポーツ施設等の運営に意見を反映させます。	こども政策課 社会教育施設課 スポーツ振興課
こども向けの情報発信	こどもに関する情報について、市のホームページで分かりやすく発信したり、こども向けの掲示物を作成したりする等、こども向けの情報発信を充実させます。また、こどもに関する情報はニーズが高いため、こどもに関する優れた施策や取り組みを地域内外へ効果的に情報発信することで、まちへの参加意欲を高め、地域活性化を図ります。	こども政策課 シティプロモーション課 こども施策関連課
児童・生徒への選挙啓発	こどもが参加できる模擬投票の実施及び市内小中学校に「明るい選挙」を呼びかけるポスターの作品募集を行い、選挙に関する理解促進を図るとともに、主権者教育を推進します。また、バスを利用した「移動期日前投票所」を県立高等学校等で実施することにより、若年層の投票を促します。	選挙管理委員会

各項目ごとの取り組み

項目	3. こどもの権利侵害の防止、相談
 現状と課題	- こどもが抱える課題や悩みは、多様化・複雑化しており、さまざまな課題や困難さによって、こどもの権利が侵害されることがあります。 - こどもの権利が侵害されたり、その恐れがある場合に、これらを適切に解決する相談・救済の仕組みは必要不可欠です。しかし、様々な相談機関・支援策がある一方で、対象となるこどもを把握することが難しく、必ずしも支援につながっていないことも課題となっています。 - 市民や民間の団体等地域が一体となって こどもの権利侵害の未然防止や、こどもや保護者が安心して相談・支援を求めることができる体制の整備を進めていく必要があります。
 方向性	こどもの権利の侵害を防止するとともに、相談の充実・強化により、誰一人取り残すことのないように取り組みます。

	成果指標	現状値	目標値(令和11年度)
 成果指標と目標値	虐待・DV対策への協力依頼事業所数	160箇所（令和5年度）	200箇所
	不登校の児童生徒のうち、学校内外の機関につながっているこどもの割合	100%（令和5年度）	100%
	ゲートキーパー養成講座受講者累計数	1,022人（令和5年度）	1,300人

各項目ごとの取り組み

項目	3. こどもの権利侵害の防止、相談	
取り組み名 	取り組み内容	担当課
いじめ防止対策の推進	古河市いじめ防止基本方針に基づき、全小・中学校において、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて、校内の体制づくりや関係機関との連携を推進します。いじめ問題対策委員会の調査結果に対し、再調査の必要があるときは、いじめ再調査委員会を置き再調査を行います。	企画課 指導課
不登校児童生徒への支援の充実	不登校の未然防止、初期対応、事後の自立支援を行い、不登校児童生徒への支援に取り組みます。教育支援センターでの支援の充実を図るとともに、関係機関と連携しながら、不登校児童生徒が安心して過ごすことのできる居場所づくりを進めます。	指導課
こども家庭センターの運営	母子保健及び児童福祉の両機能を連携させて、こどもが健やかに育つ環境(虐待への予防的な対応含む)を提供するため、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、相談・支援を行います。	子育て包括支援課
児童虐待の早期発見と対応	保育所・幼稚園、小・中学校等の関係機関からの児童虐待に関する通告・相談等があった場合は、児童相談所や警察等と連携を図りながら対応します。	子育て包括支援課
児童虐待防止ネットワークの強化	子育て家庭を支援する民間団体と官民一体のネットワークを構築し、顔の見える関係づくりに努めることで、連携のとれたケース対応につなげます。	子育て包括支援課

各項目ごとの取り組み

項目	3. こどもの権利侵害の防止、相談	
取り組み名	取り組み内容	担当課
ヤングケアラー支援	ヤングケアラーが抱える複雑化・複合化した課題に対し、市や学校等の教育機関、社会福祉協議会、その他福祉事業所等が連携・協働して支援する体制を強化します。	こども政策課
自殺対策	自殺予防キャンペーンを実施し啓発活動に努めるほか、市ホームページで「こころの体温計」を公開してメンタルチェックを行うことができる場を提供します。また、ゲートキーパー養成講座を開催することにより、身近な支援者を増やします。	福祉推進課
教育相談できる体制づくり	いじめや不登校、問題行動等の未然防止や改善及び解決のため、スクールカウンセラー等の派遣を通して、児童生徒や保護者との教育相談を実施します。	指導課



※画像はイメージです。

目標2 こどもが自分の成長と発達にあわせた支援を受けることができるまち



背景

- 総合的な子ども・若者育成支援施策を推進する「子ども・若者育成支援推進法」(平成22年)が施行されて以降、国においては教育、福祉、保健、医療、矯正、更生、保護、雇用等の分野縦割りの取組に「子供・若者の育成」という観点から横断的な連携・協働が進んでいます。
- すべてのこども・若者が、自分固有の成長と発達にあわせて支援を受けることができるよう、古河市においても関連する施策をあらためて体系的に整理するとともに、こどもの成長と発達に応じて、分野横断的に切れ目のない支援の充実につなげていくことが求められます。具体的には、医療や健康に関する事項、発達支援を含む自立支援等が大きな柱となります。
- とりわけ、支援を必要とする内容が複合的であること、さらには義務教育終了時、高校卒業以降等こどもの成長に応じて支援を担当する所管先が変わること等をふまえ、児童発達支援センターやこども家庭センター、児童相談所等の関連機関とも密接に連携する必要があります。
- また、内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査」(令和4年度)によると、ひきこもりの長期化、高齢化の傾向が報告されていることから、こうした状況も勘案し、支援内容を充実していく必要があります。

各項目ごとの取り組み

項目	1. こどもの心と身体の医療、健康
 現状と課題	- 学校、家庭、地域社会全体でこどもの心身の健康を支える体制を構築する必要があります。 - こどもの健全な成長には、バランスの取れた食事や生活習慣病等についての知識や啓発が必要です。
 方向性	こどもの心と身体の健やかな成長と発達のため、医療、保健に関する支援を実施します。また、健康の維持・向上のための啓発事業、食育に取り組みます。

	成果指標	現状値	目標値(令和11年度)
 成果指標と目標値	5か月児相談の受診率(離乳食講話を受けた人の割合)	92.8% (令和5年度)	93%
	薬物乱用防止教室や情報モラル教室を実施した学校数	32校 (令和5年度)	32校

各項目ごとの取り組み

項目	1. こどもの心と身体の医療、健康	
取り組み名	取り組み内容	担当課
予防接種の推進	「予防接種法」に基づく安全な予防接種を実施し、感染症の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上を図ります。接種率向上のため、出生者及び転入者等、定期接種の対象者への通知及び未接種者に対する接種勧奨を行います。	健康づくり課
乳幼児健康相談	こどもの発育や発達、離乳食や予防接種等の個別相談を実施し、保護者が安心して子育てができるように、必要な情報提供や支援を行います。	子育て包括支援課
心の健康を保つための取組の推進	心の悩み、対人関係がうまくいかない、ひきこもりがち等の心の健康に関して、精神科医師による相談を実施します。	健康づくり課
こどもが適切な医療を受けるための情報提供と救急医療体制の確保	急な病気や怪我等、救急の対応方法や医療機関受診に迷ったときに24時間体制で相談できる窓口の周知を行います。併せて、入院治療を必要とするこどもが適切で速やかな医療・処置を受けるための休日・夜間の救急医療体制の確保・周知を行います。	健康づくり課
未熟児養育医療費の給付	低体重や早産等で身体の発育が未熟なまま生まれ、入院が必要と医師が認めた乳児に対し、入院治療にかかる費用の一部を公費負担します。	国保年金課
医療費助成(こども・妊産婦)	18歳までのこどもや妊産婦に対し、医療機関等を受診した際の保険診療分の一部負担金を助成し、0～15歳(中学3年生)までは窓口負担分を後日返金する無料化事業を引き続き実施します。	国保年金課

各項目ごとの取り組み

項目	1. こどもの心と身体の医療、健康		
取り組み名	取り組み内容	担当課	
乳幼児期の食育の推進	乳幼児の食事に関する相談や5か月児相談における離乳食講話、ホームページ等を通じた情報発信により、乳幼児から食育の推進を図ります。	子育て包括支援課	
食生活改善の推進	食生活改善推進員による、親子向けの料理講習会や生活習慣病予防をテーマとした調理実習等の地区組織活動を支援し、健康的な食習慣及び食育の普及啓発を推進します。	健康づくり課	
薬物乱用防止活動の充実	茨城県(古河保健所)と連携して、薬物乱用防止に関する普及啓発活動を行います。全小・中学校において、警察等の外部講師による薬物乱用防止教室や情報モラル教育等の実施を推奨します。	健康づくり課 指導課	



※画像はイメージです。

各項目ごとの取り組み

項目	2. 成長・発達に応じた切れ目のない支援
 現状と課題	- こどもたちの成長の段階に合わせた支援の充実と専門性を生かした支援の拡大のために、関係機関との連携による切れ目のない支援体制の構築が重要となっています。 - 学校において、特別な配慮を必要とする児童生徒の相談件数は年々増加しており、悩みを抱える保護者が相談しやすい体制づくりが必要です。
 方向性	教育、福祉、保健、医療等の各分野が連携し、こども・若者の成長、発達に応じた切れ目のない支援を充実します。

	成果指標	現状値	目標値(令和11年度)
 成果指標と目標値	児童発達支援センター契約人数(年間の実人数)	228人 (令和5年度)	238人
	幼児教育施設の巡回相談の要請に対する実施率	92.0% (令和5年度)	100%
	特別支援教育支援員の要請に対する配置率	77.4% (令和5年度)	85%

各項目ごとの取り組み

項目	2. 成長・発達に応じた切れ目のない支援	
取り組み名 	取り組み内容	担当課
療育を必要とする児童への発達支援	地域の療育の中核として、発達に支援が必要なこどもに対しての本人支援や家族支援の他、保育所交流等移行支援に向けた取り組みを行います。また、園や学校等への訪問や障害児支援事業所支援等も実施し、関係機関との連携及び質の向上を図ります。	子育て包括支援課
乳幼児健康診査	月齢や年齢に応じた健康診査や歯科健診等により、乳幼児の発育や発達の状況を確認し、疾病や障がいの早期発見・早期治療につなげ、保護者が安心して育児ができるように支援します。	子育て包括支援課
就学児を対象とした健康診査	児童の健康状態を把握し、早期に疾病や問題を見つけ出すために健康診査を実施します。	教育総務課
未就園児対象の親子遊びの教室	就園前の乳幼児と保護者を対象とした親子遊びを通して、こどもの発達を支援するとともに言語・運動・生活に関する育児相談を行います。必要に応じて心理士による発達の相談を行います。	子育て包括支援課
新生児聴覚検査	新生児期に聴覚検査を実施することで、聴覚の異常を早期発見し適切な支援を受けられるよう、新生児聴覚検査受診票を交付し、費用の一部を助成します。	子育て包括支援課

各項目ごとの取り組み

項目	2. 成長・発達に応じた切れ目のない支援	
取り組み名	取り組み内容	担当課
こどもの発達に関する相談支援	発達の遅れや偏りによる育児の困り感や育児不安を抱える保護者に対し、専門スタッフ(作業療法士・心理士、保健師等)がこどもへの関わり方や心理・発達面に関する相談・助言を行います。	子育て包括支援課
未就学児を対象とした就学相談等の実施	就学前から相談できる場を設け、小学校入学に向けて、保護者の不安の解消を図ります。また、幼児教育施設からの要望により、教育委員会と児童発達支援センターとで幼児教育施設を巡回し、連携を図ります。	指導課
特別支援教育の充実	児童生徒の実態や困難さに応じた適切な支援をするために、各学校の特別支援教育のコーディネーターを対象とした研修会を実施します。特別な配慮を必要とする児童生徒を対象に、特別支援教育支援員を配置し、安心・安全な学校生活が送れるように支援します。	指導課



※画像はイメージです。

各項目ごとの取り組み

項目	3. 若者の自立支援・社会参加
----	-----------------

 現状と課題	- 地域のつながりの希薄化や、コロナ禍の影響により、こども・若者の孤独・孤立の問題が一層顕在化しています。 - 様々な社会問題に共通する背景として、孤独・孤立の存在が指摘されており、この点を念頭に置いた適切な対応が求められています。 - 若者の自立や社会参加に向けた支援を含め、総合的な取組の推進が求められています。
 方向性	社会との関わりに課題を抱える若者とその家族に対する相談体制を充実するとともに、段階的に自立につながるよう、社会参加に向けた継続的な相談体制を構築します。

	成果指標	現状値	目標値(令和11年度)
 成果指標と目標値	参加支援における年間新規受付件数	6件（令和5年度）	8件
	定期、特別街頭パトロール	102回（令和5年度）	120回

各項目ごとの取り組み

項目	3. 若者の自立支援・社会参加	
取り組み名	取り組み内容	担当課
若者の社会参加支援	社会的な支援が必要とされるが、既存制度では利用できる資源が存在しない狭間のニーズをもつ者(ひきこもり者等)に対し、各種の社会資源とニーズを結び付け柔軟な支援メニューを新たに構築しながら、対象者一人ひとりに対し適した個別の社会参加の機会を提供し継続的な支援を行います。	福祉推進課
アウトリーチ等を通じた継続的支援	社会的な支援が必要とされるが、既存制度では利用できる資源が存在しない狭間のニーズをもつ者(ひきこもり者等)に対し、対象者からの相談を待つ姿勢ではなく、対象者の居住する自宅等に支援者が積極的に出向いて支援を実施します。対象者の困りごとへの支援と長期的・継続的・伴走的な支援を提供します。	福祉推進課
多機関協働事業	庁内、外の各種関連機関が対象者に関する情報を共有しながら、連携・協働して支援する体制を構築し、長期的・継続的・伴走的な支援を提供します。また、重層的支援体制整備事業の「重層的支援会議」を開催し、対象者一人ひとりに適した支援プランを提供し継続的な支援を行います。	福祉推進課
結婚後の新生活の支援	新たに婚姻した世帯に対し、結婚新生活支援事業補助金を交付することにより、婚姻に関する経済的な負担を軽減します。	こども政策課

各項目ごとの取り組み

項目	3. 若者の自立支援・社会参加		
取り組み名	取り組み内容	担当課	
二十歳のつどい	式典対象者有志による実行委員会が企画・運営した式典の開催を通して、郷土愛を育み、郷土の将来の担い手としての意識の高揚を図ります。	生涯学習課	
青少年相談員による支援	青少年相談員が定期的に市内街頭を巡回し、パトロールや声掛けを行うことで青少年の健全育成と非行防止に取り組みます。また、交友関係や学校生活での悩みを相談できる専用のフリーダイヤルやメールでの対応を行います。	生涯学習課	
消費生活相談	消費生活トラブルを抱える若者の電話や来所による相談に対し、問題解決のための助言、情報提供、斡旋等を行います。	商工観光課	



※画像はイメージです。

目標3 こどもが家庭や地域の守りや支えで安心してのびのび育つことができるまち



背景

- 少子化、核家族化、共働き、地域との関わりの減少といったこどもと家庭を取り巻く状況の変化に伴い、保護者の子育てに関する不安や孤立が高まっています。古河市においても、虐待や養育、しつけ、不登校等に関する相談を受け付ける家庭児童相談の件数が増加傾向にある等、困難を抱える家庭が顕在化しています。
- 妊娠・出産・子育てを行う家庭に対しては、安心して出産できる環境を整えたり、子育て期を通じて様々な場面で必要に応じて相談・支援を行うことが必要です。古河市では、すべてのこども・妊産婦・子育て家庭に切れ目なく支援を行うため、児童福祉法の改正を受けて令和6年4月に「こども家庭センター」を設置しました。引き続き、これらの取り組みを継続・強化していきます。
- また、核家族化や共働きが増える中で、家庭のみが子育てを行うのではなく、地域でこどもを守り支えることも必要です。人口14万人規模の「顔が見える」距離感や温かさ、信頼関係等を古河市の強みと捉えて、コミュニティの力を最大限に活用し、こどもが安心してのびのび育つことができるまちを目指し、地域で活動する様々な団体等との連携を強化したり、そのための人づくりに取り組みます。
- こども大綱(令和5年12月閣議決定)では「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」と掲げられました。また、これを受けて「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」となり、目的や基本理念が充実されました。古河市では、本計画を、こどもの貧困の解消に向けた対策についての市町村計画としても位置付け、こどもの貧困の解消に向けた対策に取り組みます。

各項目ごとの取り組み

項目	1. 安心して出産できる環境づくり
 現状と課題	- 安心して妊娠・出産・育児をすることができるよう、定期的な妊婦健診、産後ケア等を実施しているところですが、妊娠から子育てにかかる切れ目のない一貫した支援体制の充実が必要とされています。 - 妊娠期や出産後は心身ともに大きな変化が起き、それに伴うストレスや不安を感じることは少なくないため、適切なメンタルヘルスのサポートが必要とされています。
 方向性	こどもが明るい希望とともに誕生できるよう、妊娠・出産する家庭への支援や、特に支援が必要な妊産婦に対する相談支援を行います。

	成果指標	現状値	目標値(令和11年度)
 成果指標と目標値	こんにちは赤ちゃん訪問実施率	98.7% (令和5年度)	99%
	ほっとママカフェ利用終了時アンケートで「利用して育児の不安や心配が軽くなった」者の割合	83% (令和5年度)	85%
	産後ケア事業を希望した者のうち、利用に至った割合(利用者数)	89.5% (令和6年度)	89.5%

各項目ごとの取り組み

項目	1. 安心して出産できる環境づくり	
取り組み名	取り組み内容	担当課
妊婦・産婦健康診査	妊婦及び産婦の健康の保持・増進を図るために受診票を交付し、健診費用を一部助成することで、望ましい時期に安心して受診できる環境を整えます。	子育て包括支援課
母子健康手帳の交付	妊娠・出産及び育児に関する母子の健康記録であるとともに、妊産婦・乳幼児に関する行政・保健・育児情報を提供する手帳を交付し、母子保健の正しい知識の周知を行います。	子育て包括支援課
こんにちは赤ちゃん訪問 (乳児家庭全戸訪問)	生後4か月までの乳児のいるすべての過程を訪問することにより、育児に関する相談、子育て支援に関する情報提供のほか、親子の心身の状況を把握し、必要な支援や相談を行います。	子育て包括支援課
伴走型の相談支援	妊娠期からの専門職との面談、電話や訪問による相談支援、子育て応援アプリによる情報発信等を実施します。妊娠・出産に関する相談しやすい体制を整備し、妊娠期から子育て期までを切れ目なく支援します。	子育て包括支援課
産後のサポートと育児支援	医療機関での宿泊や助産師による居宅への訪問で、母子の心身のケアや育児サポートを実施し、育児負担の軽減を図ります。また、産前産後サポート事業(ほっとママカフェ)として、育児不安や悩み、孤立感のある妊産婦に対し、専門職が相談支援を行い、参加者同士の交流を持つことで精神的な安定を図ります。	子育て包括支援課

各項目ごとの取り組み

項目	1. 安心して出産できる環境づくり		
取り組み名	取り組み内容	担当課	
妊婦とその家族のための子育てに関する学習会	子育てに関する学習会(パパママクラス)において、夫婦で子育てをするための専門講師による講話や、赤ちゃんの沐浴実習等を行います。	子育て包括支援課	
妊娠期の健康づくり	妊娠期の食事の基本や必要な栄養、たばこやアルコールに関する正しい知識の情報発信・相談対応を行います。	子育て包括支援課	
こどもを望む家庭への支援	不妊および不育症に関する、保険適用外の検査や治療費の一部を助成します。また、事業の周知と併せて相談窓口等の情報発信を行います。	子育て包括支援課	



※画像はイメージです。

各項目ごとの取り組み

項目	2. 子育て家庭への支援
 現状と課題	- 子育て家庭のライフスタイルの多様化、地域コミュニティの希薄化等の要因により子育てに不安を感じているが相談先がわからない保護者もいるため、相談先の周知や、その家庭の状況に応じた支援が必要です。 - また、乳幼児期から学童期のこどもたちは、人間の成長と人格形成の上で非常に重要な時期に位置しており、この時期の取り組みの充実は大切です。 - 柔軟な働き方や時短勤務、在宅勤務等が増え、子育てのしやすい環境づくりは進んできています。しかしながら、就労と子育ての両立は難しい状況は続いています。公的な支援だけでなく、地域社会や職場からのサポートの充実も必要となります。
 方向性	子育てに関する不安や悩み、負担感の軽減のために、子育て期を通じて保護者への相談や支援を行うとともに、ワークライフバランス実現に向けた取り組みを行います。

	成果指標	現状値	目標値(令和11年度)
 成果指標と目標値	親楽ブック学習会の実施回数	12回（令和6年度）	15回
	ブックスタート絵本配布率	96％（令和5年度）	100％
	事業所における男性の育児休業取得率	24％（令和5年度）	50％

各項目ごとの取り組み

項目	2. 子育て家庭への支援	
取り組み名 	取り組み内容	担当課
地域子育て支援センターの充実	子育て中の親子の情報交換やふれあいの場を提供し、併せて保護者の子育ての不安や悩みの相談業務を実施します。	こども政策課
ファミリー・サポート・センターの充実	保育及び育児に関する多様な需要に対応するために、ファミリー・サポート・センターの会員同士による相互支援サービスを支援します。	こども政策課
産休・育休明け保育の充実	出産後の保護者の就労と子育ての両立支援のため、産休・育休明け保育を実施します。出産後の保育所の入所については、保護者のニーズに応えるため、柔軟な対応をし、就労と子育ての両立を支援します。	保育課
延長保育の充実	就労形態の多様化等に伴う保育時間の延長の需要に対応するため、開所時間を超えた保育を行います。	保育課
休日保育の充実	就労形態が多様化に伴い、日曜日、国民の祝日等においても保育を必要とする保護者の需要に十分に対応するため保育を行います。	保育課
一時預かり保育等の充実	保育所・幼稚園等に入所していない児童が保護者の都合で一時的に保育サービスが必要になったときに保育サービスを提供します。	保育課

各項目ごとの取り組み

項目	2. 子育て家庭への支援	
取り組み名	取り組み内容	担当課
病児・病後児保育の推進	疾病時や疾病回復期にある乳児・幼児または小学校に就学している児童で、保護者の労働やその他の理由により家庭での保育に支障がある者について、適当な設備を整える保育所やその他の施設、病院または診療所、民間施設との連携しながら、保育を実施します。	保育課
「教育・保育施設等ガイドブック」等の作成	「教育・保育施設等ガイドブック」等を作成し、施設や入所(園)手続きについて情報提供を行います。また、同内容についてホームページに掲載します。	保育課
家庭教育学級の充実	親としての責任やこどもへの対応等、家庭教育学級を通じて親楽ブック学習会を実施します。同じ学級の保護者と考えすることで、心豊かな家庭のあり方について考える機会を提供します。	生涯学習課
ブックスタートの充実	生後5か月の赤ちゃんとその保護者を対象に、絵本を通し楽しくあたたかいひとときが持たれることを願い、家庭での読み聞かせのきっかけづくりとしてボランティアによる読み聞かせの実演やアドバイスをを行います。また、絵本等を入れたブックスタートパックをプレゼントします。	三和図書館
児童手当の支給	18歳到達後の最初の3月31日までのこどもを養育している方に手当を支給します。	こども政策課

各項目ごとの取り組み

項目	2. 子育て家庭への支援	
取り組み名	取り組み内容	担当課
事業所などにおける育児休業制度導入の促進	育児休業制度の広報・啓発等を推進し、就労と子育ての両立支援のための環境の醸成を図ります。就労と子育ての両立支援に取り組む企業の情報収集・提供を行い、男女を問わず就労生活と家庭生活の調和の取れた働き方の普及啓発に努めます。	人権推進課 商工観光課
幼児教育・保育の無償化	就労等により保育の必要のある保護者に対し、保育無償化の制度に基づき幼児教育・保育に係る施設及びサービスの利用料について給付します。保護者の経済的負担を軽減し、こどもの健やかな成長を支援します。	保育課
子育て世帯の住宅取得支援	39歳以下の若者世帯及び15歳以下のこどもを養育する子育て世帯の住宅取得を支援し、若者・子育て世帯の市内定住・移住促進を図ります。	シティプロモーション課
ワーク・ライフ・バランスに関する普及啓発	テレワークやフレックスタイム制等、一人ひとりのライフイベントや生活様式に合わせた柔軟な働き方を推進し、就労と子育ての両立支援のための環境の醸成を図ります。	人権推進課 商工観光課

各項目ごとの取り組み

項目	3. 特に配慮が必要な家庭への支援
 現状と課題	• こどもが生まれ育った環境によって左右されることなく、すべてのこどもたちが、夢や希望を持って成長できる環境を整える必要があります。 • こどもの貧困については、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、支援が届きにくい家庭の早期発見・早期対応等、生活基盤を充実させる対策を一層推進する必要があります。 • 生まれながら、あるいは幼い時から障がいのあるこどもに対し、こどもの持つ能力を育てるため、できるだけ早期から適切な療育や教育を受けられるよう環境を整えることが大切です。
 方向性	• ひとり親、経済的困窮、障がい等の困難に直面しやすい状況にあるこどもと家庭に対して、早期発見に繋げる体制を整えるとともに、状況に応じて必要な相談や支援を行います。

	成果指標	現状値	目標値(令和11年度)
 成果指標と目標値	地域サポーター年間養成者数	34人（令和5年度）	40人
	新規DV相談受付件数	36件（令和5年度）	35件
	障がい児相談支援 利用者数(人/月)	672人（令和5年度）	1,200人

各項目ごとの取り組み

項目	3. 特に配慮が必要な家庭への支援	
取り組み名	取り組み内容	担当課
生活困窮者支援等のための地域づくり	「地域共生社会の実現」を目指して、きめ細やかな地域福祉活動の活発化、地域サポーター等のボランティアの育成、地域ネットワークの充実を図ることにより、「地域力」の強化を目指します。また、生活困窮者等に対して相談支援と見守りを兼ねた食料配布を行います。	福祉推進課
生活困窮者(世帯)への支援	生活保護の相談、申請、調査、家庭訪問等を行いながら、生活に困窮する世帯へ支援をします。	社会福祉課
生活困窮者の自立支援	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化のため生活困窮者に包括的な支援を行います。生活困窮者・その家族等から家計・就労・住居等に関する相談に応じ、情報提供や必要に応じた支援を行い、自立の促進を図ります。	福祉推進課
小中学校でかかる費用の援助	経済的理由により、義務教育を受けることが困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学校教育に必要な費用の一部を援助し、経済的負担を軽減します。	教育総務課
奨学金の給付	成績優秀であるが、経済的理由により高等学校等への就学が困難な高校生等に対し松岡奨学金を給付します。	教育総務課
基幹相談支援センターによる相談支援	障がいの種類や程度に関わらず、障がいのある人やその家族から障がいサービスの利用や権利擁護等の各種相談について、専門的な知識をもった職員が相談に応じます。	障がい福祉課

各項目ごとの取り組み

項目	3. 特に配慮が必要な家庭への支援	
取り組み名	取り組み内容	担当課
地域活動支援センターによる相談支援等	障がいのある人やその家族等からの相談に対し、必要な情報の提供や助言を行う相談支援事業を実施します。また、地域生活の促進を図ることを目的に、障がいのある人に対し、創作的活動または生産活動の機会を提供し社会との交流を行います。	障がい福祉課
障がい者への地域生活の支援	障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むために必要な支援を行います。障がいのある人や児童、その保護者等のさまざまな相談に応じ必要な情報の提供や助言等を行う相談事業や日中の預かりであるデイスティ事業、日中に活動する場所を提供する日中一時支援事業、重度障がい者が大学等に修学するにあたり、通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を行います。	障がい福祉課
障がい者への医療費等の助成	指定難病患者の医療費負担軽減のため医療費の一部を助成します。また、重度障がい(児)者に対し、通院等タクシー利用料金の助成、20km以上の歯科治療施設通院にかかる費用の一部を助成します。	障がい福祉課
障がい児の保育の充実	保育所において、集団保育可能な発達の遅れのある児童を受け入れ、保育します。今後、さらなる充実を図ります。	保育課
障がい児への手当の支給	精神または身体に中程度以上の障害を有する20歳未満のこどもを扶養している人等で、所得限度額未満の方に手当(特別児童扶養手当)を支給します。	障がい福祉課

各項目ごとの取り組み

項目	3. 特に配慮が必要な家庭への支援	
取り組み名	取り組み内容	担当課
障がい児の通所支援	療育の必要な児童が障がい児通所を利用することにより、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。	障がい福祉課
短期入所支援(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気等の理由により施設において夜間も含め短期間、施設に宿泊し入浴、排せつや食事の介護等を行います。	障がい福祉課
障がい者の社会活動参加の支援	茨城県が主催する障がい者スポーツ大会等のイベントへの参加やスポーツ及び文化芸術活動の機会を提供することを目的とした各種教室を開催します。また、障がい者団体に補助金を交付し、団体活動の支援を行います。	障がい福祉課
高等学校卒業程度認定試験合格の支援	ひとり親家庭の世帯員が、高等学校卒業程度認定試験に合格するための講座を修了したとき及び合格したときに、講座の受講費用の一部を支給し、経済的な負担の軽減と経済的自立を促進します。	こども政策課
高等職業訓練促進給付金の支給	ひとり親家庭の親が、就業に結びつきやすい国家資格等の資格を取得するため養成機関で修学する場合に、給付金を支給し、経済的な負担の軽減と経済的自立を促進します。	こども政策課

各項目ごとの取り組み

項目	3. 特に配慮が必要な家庭への支援	
取り組み名	取り組み内容	担当課
児童扶養手当の支給	18歳到達後の最初の3月31日までのこども(障害の状態にある場合は20歳未満)を養育しているひとり親等の方で、所得限度額未満の方に手当を支給します。	こども政策課
ひとり親家庭への医療費の助成	18歳までのこどもを養育するひとり親家庭の母子または父子等に対し、医療機関等を受診した際の保険診療分の一部負担金を助成します。(所得制限あり)	国保年金課
養育に支援を必要とする家庭への訪問	特に支援を必要とする家庭に対して継続的に家庭訪問を行い、親子の心身の状況・養育環境等を把握し、適切なサービス提供につなげます。	子育て包括支援課
配偶者暴力相談支援センター	配偶者等からの身体的、精神的、社会的、経済的、性的な暴力被害者に対する相談に応じ、自立に向けた支援をします。	子育て包括支援課



※画像はイメージです。

各項目ごとの取り組み

項目	4. 地域でこども・若者支援に携わる人への支援
 現状と課題	- 地域のこどもや若者への支援は、教育、就労、保健、福祉、子育て支援等、多岐にわたる領域での支援が求められています。 - 多様化するこどもと子育て家庭のニーズに、より対応できる活動を生み出していくためにも、こどもや若者支援に携わる人への支援を充実していく必要があります。
 方向性	こどもの育成等の活動を行う団体との連携体制の強化や、活動に対する助成、研修会等による人材育成に取り組めます。

	成果指標	現状値	目標値(令和11年度)
 成果指標と目標値	子ども夢交付金制度利用件数	26件（令和5年度）	30件
	民生委員協議会の事業・活動の実績	295回（令和5年度）	300回
	居場所の立上げ意向がある団体等に対する支援率	実施なし(令和6年度)	100%

各項目ごとの取り組み

項目	4. 地域でこども・若者支援に携わる人への支援		
取り組み名	取り組み内容	担当課	
社会福祉団体活動の支援	地域福祉活動推進のため、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会及び保護司会や更生保護女性会等の活動を支援します。	福祉推進課	
子ども夢交付金制度の利用促進	こどもたちの感動を生み出すことにより、夢と誇りを創出する諸活動を実施し、こどもたちの健全育成及び郷土愛の醸成を図る団体に対し、子ども夢交付金を交付します。	生涯学習課	
居場所づくりにかかわる人たちへの支援	市内に多数・多様な居場所ができるよう、居場所づくりに取り組む団体等の育成や運営支援等を行います。	こども政策課	
コミュニティ・スクール 地域学校協働活動	学校運営協議会で、学校・家庭・地域が学校運営の基本方針について議論し、「育てたいこどもたちの姿」を共有します。その実現のため、交付金を交付する等して、地域の力を活用した地域学校協働活動を支援します。	教育総務課 生涯学習課	



※画像はイメージです。

目標4 こどもが自分らしく生きる力を育むまち



背景

- 平成27年度の「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、古河市では「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を図るため、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、取り組んできました。
- この結果、令和3年度に待機児童ゼロを実現しましたが、引き続き、ニーズを的確に捉えながら幼児教育・保育の量のみならず、質的な充実を図っていく必要があります。また、こどもが、幼児期から義務教育段階へ円滑に移行できるよう、幼・保と小学校が相互理解・協力・連携し、一貫性のある教育を提供します。
- 学校教育においては、学校に求められる役割が拡大する中、こども一人ひとりが、それぞれの個性にあわせ、その素質や能力等を最大限に発揮することができる環境を確保するためには、関係団体や地域等との連携による多様な学習機会の提供が必要です。さらに、学校教育以外の場においても、こどもが将来自立し、社会において生きていくための様々な力を養う活動や体験の機会も求められます。
- 一方、放課後におけるこどもの居場所の確保について高いニーズがあることは、全国的な課題となっており、古河市においても例外ではありません。このため、放課後児童クラブのみならず、こどもが誰でも行ける、安心して過ごせる居場所の充実を図る必要があります。

各項目ごとの取り組み

項目	1. 乳幼児期から学童期の教育・保育の充実
 現状と課題	- 乳幼児期から学童期のこどもたちは、人間の成長と人格形成の上で非常に重要な時期に位置しており、この時期の教育・保育の充実は大切です。 「教育振興基本計画」と連携し、幼児期から学童期の教育を充実させていく必要があります。 - 乳幼児期から学童期の教育・保育の充実には、保育士等が必要であり、人材の確保が求められています。
 方向性	こどもが心身ともに健康で自分らしく生きるための質の高い教育・保育、幼稚園や保育所から義務教育段階へ円滑に移行するための一貫性のある教育を提供します。

	成果指標	現状値	目標値(令和11年度)
 成果指標と目標値	幼児教育施設職員と小学校教員による相互訪問を行っている小学校数	23校 (令和5年度)	23校

各項目ごとの取り組み

項目	1. 乳幼児期から学童期の教育・保育の充実	
取り組み名	取り組み内容	担当課
教育・保育施設的环境整備	利用者の安全性の向上及び入所定員の拡充を目的とし、人材の確保方策の検討や、市内公立・私立保育所(園)を対象に老朽化した施設等の改築更新等を行います。	保育課
保育サービスの充実	保護者の就労又は疾病等により、家庭において乳幼児を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育所での保育を実施します。また、国や県と連携し、保育サービスの質の向上のための研修の推進や指導監査を行います。	保育課
教育・保育施設への給付	教育・保育施設としての機能維持及び乳幼児に対する教育・保育と福祉の向上を図るため、教育・保育施設に給付費を支給します。	保育課
幼児と小学校児童との交流	こどもたちが小学校にうまく適応できるように、こどもに関する保育所・幼稚園等と小学校との情報交換や、小学校の入学前相互訪問等を実施します。	保育課 指導課
放課後児童クラブの充実	就労等により昼間家庭に保護者がいない就学児に対し、放課後安全安心に過ごせる環境を提供し、健全育成を図ります。	生涯学習課
世代間交流事業の推進	保育施設の在園児と異年齢児や地域との交流を推進します。	保育課

各項目ごとの取り組み

項目	2. こどもがのびのび育つ教育機会の提供
----	----------------------

 現状と課題	- こども自身が学びの主体となり、自己の学びに責任を持つような教育環境の構築が求められています。 - 多様な価値観や能力を認め、それぞれに合った学習機会を提供することが重要です。学習だけでなく、遊びやクラブ活動、地域活動等、さまざまな体験を通して、「考える力」や「生きる力」を育む環境が求められています。
 方向性	関係団体や地域等との協力により、こども一人ひとりが、自分の素質や能力等を最大限発展させられ、社会で活躍する力の土台づくりとなるような教育の機会を提供します。

	成果指標	現状値	目標値(令和11年度)
 成果指標と目標値	ブックスタート絵本配布率	96%（令和5年度）	100%
	思春期教育(いのちの教育)を実施した学校数(中学校)	10校（令和5年度）	10校
	わたらせ水辺の楽校イベント参加者数	324人(令和5年度)	340人

各項目ごとの取り組み

項目	2. こどもがのびのび育つ教育機会の提供	
取り組み名	取り組み内容	担当課
わたらせ水辺の楽校活動の充実	渡良瀬川流域で自然の大切さを身近に感じるための多様な体験機会を提供し、生態系保護の意識や生き物への興味関心を高めるとともに、地域の特長を知ることによって郷土への愛着を育みます。	生涯学習課
集団体験活動の充実	こどもたちが異年齢の集団で行う多様な体験活動(自然体験活動やボランティア活動)を通して豊かな人間性や社会性を培うとともに、規範意識やコミュニケーション能力の向上を図ります。	生涯学習課
姉妹都市交流の推進	姉妹都市交流を通じて、多様な生活文化に触れ、創作活動や体験活動の機会を確保し、豊かな人間性や社会性を培います。	生涯学習課
青少年活動指導者の育成確保	青少年活動に係るこどもたちへの指導向上につながる各種研修等への参加を促し、ジュニアリーダーズサークル(ダンデライオン)等の指導者を育成・支援します。	生涯学習課
青少年団体の育成支援	子ども会育成連合会をはじめとする青少年育成団体の取り組みを更に活性化し、こどもたちの発達に応じた集団活動や多世代の交流機会が提供されるよう持続性ある活動の支援にあたります。	生涯学習課
いのちの教育	中学生を対象に、講話や赤ちゃん人形の抱っこ体験等を通して、いのちの大切さや自分と向き合い将来を考える機会を提供します。	子育て包括支援課

各項目ごとの取り組み

項目	3. こどもの居場所・活動・体験機会の提供
 現状と課題	- こどもの居場所や活動、体験機会の提供は、社会性やコミュニケーション能力を育むために重要な役割を果たします。 - 同年齢層だけでなく、多世代・異年齢層と関わる機会、様々な業種の人と接する体験機会は、社会参加意識の形成に重要な要素となります。 - こどもの居場所となりえる既存の施設等はあるものの、地域による偏りや中高校生以上を対象とする居場所は少ない状況です。 - こどもの状況に応じて使うことのできる居場所づくりを行いながら、学びや遊び、体験ができる環境を充実させていく必要があります。
 方向性	こどもが安心して過ごせる居場所、こどもが将来自律的に生きていくための様々な力を養うための活動・体験を通じた学習の機会を提供します。

	成果指標	現状値	目標値(令和11年度)
 成果指標と目標値	学校体育施設の小学校/中学校/高校 利用者数	340,039人（令和5年度）	350,000人
	子育て広場利用者数	16,298組（令和5年度）	20,000組
	学習室の利用者数	11,600人（令和5年度）	12,200人

各項目ごとの取り組み

項目	3. こどもの居場所・活動・体験機会の提供	
取り組み名	取り組み内容	担当課
既存施設を利用したあそび場の創設	既存の公民館等の社会教育施設・スポーツ施設等のルールまたは運用を変更することや指定管理者の自主事業の活動を通して、こどもの居場所・活動・体験機会(親子で楽しめる親子講座等)を検討し提供します。その際に、地域施設の予約システムを使用し、施設を柔軟に活用します。	こども政策課 社会教育施設課 スポーツ振興課
学校体育施設の有効活用	小中学校の体育施設の空き時間を利用し、運動場や体育館(柔剣道場)を市民がスポーツを継続的に楽しめる環境を開放することで、こどもたちが安心してスポーツができる場所を確保します。	スポーツ振興課
中高生向け居場所(自習室等)	特定の公民館等において、自習室を設置し無料開放を引き続き行います。自習室が満席の場合は、各館の運営状況により、空き部屋を利用した「臨時自習室」を設置し、中高生の居場所づくりを引き続き行います。	社会教育施設課 スポーツ振興課
常設プレーパーク設置に向けた検討	今後、市のプレーパーク等を整備する場合には、こども・若者、子育て当事者の意見を聴き、対話しながら整備を検討します。	こども政策課
子育て広場の運営	子育て中の親やこどもが気軽に集い、子育ての悩みを話し合ったり、お互いに情報交換を行う場をつくります。	こども政策課
こども食堂への支援	生活に困窮している世帯の児童等支援が必要なこどもたちに、食を通して「教育体験」、「社会体験」、「生活体験」等の機会が等しく提供されるような地域社会の実現を、様々な機関・団体等とも連携・協働しながら目指していきます。	こども政策課

目標5 こどももおとなも「育つ楽しみ、育てる楽しみ」を感じるまち



背景

- こども基本法(第3条:基本理念)には、「家庭や子育てに夢を持ち、子育ての伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。」が明記されました。こどもを育てること、自身も育つことに喜びや楽しみを当事者として実感する瞬間を大切にすることが、こども基本法の趣旨を実現することにつながります。
- このため、本市ではハード面、ソフト面の両面から、こどもや、こどもを取り巻くおとなが期待感や高揚感をもって「育ち」を実感できる機会を文化、スポーツ、芸術等の分野においてより充実していきます。
- 一方で、こども、および子育てをするおとなに実施したグループインタビューでは、「ボール遊び等思い切り遊べる場所」「親以外のおとなと接点を持てる場所」等、物理的な場所を求める声が聞かれました。安全性、近隣住民への配慮等の観点から、こどもがのびのびと遊ぶ空間が少なくなっていること、核家族化の進展により「親」以外のおとなとの接点を持つ機会が減り、精神的にも多様な人間関係に支えられる基盤がぜい弱になりつつあることがうかがえます。さらに、通学路の危険箇所等、日常生活でこどもの視点からも安全確保に対する要望も聞かれました。
- こうした要望がある一方で、人口減少や財政の厳しさを背景に、本市においても限りある公有財産を最大限有効に活用することが必要となっています。効率的な行財政運営を実現しつつ、こどもを取り巻く環境をより一層充実させるための工夫が求められます。
- 古河市が進めるコンパクトシティの取り組みとの整合を図りつつ、「育つ楽しみ、育てる楽しみ」を実感できる機能を効果的に導入していきます。

各項目ごとの取り組み

項目	1. こどもの文化・スポーツ・芸術の支援
 現状と課題	- こどもたちが文化、スポーツ、芸術に参加する機会は彼らの精神的、身体的健康に貢献するだけでなく、社会スキルや創造力を育むためにも重要です。 - 様々な文化の芸術やスポーツに触れる機会をこどもたちに提供することは大切です。 - すべてのこどもが等しくスポーツや芸術に参加できるように、経済的障壁を取り払う必要があります。
 方向性	こどもの健やかな成長や社会性を育むため、自然体験、職業体験、文化芸術体験等、多様な体験ができるよう、文化、スポーツ、芸術等の分野において関連施設、学校、各種団体、地域等と効果的に連携し、さまざまな機会を提供します。

	成果指標	現状値	目標値(令和11年度)
 成果指標と目標値	スポーツフェスタ古河 参加者数	8,500人（令和5年度）	20,000人
	若年層向けのイベント開催回数	3回（令和5年度）	3回
	おはなし会の回数	9回（令和5年度）	108回

各項目ごとの取り組み

項目	1. こどもの文化・スポーツ・芸術の支援	
取り組み名	取り組み内容	担当課
文化施設整備推進事業	文化芸術活動の拠点となる「(仮称)古河市新公会堂」を整備して、「だれもが気軽に文化芸術を体感し、表現できる空間と、次世代への機会の創出」を目指します。	プロジェクト推進課
読書活動の推進	読書活動推進・支援のため、おはなし会の実施および、読書手帳の配付を行います。ライトノベル等の若年層が手に取りやすい図書を購入します。	古河図書館 三和図書館
スポーツ活動の推進	各スポーツ団体の強化(連携)と人材の育成を図り、「誰もが・いつでも・どこでも」スポーツを楽しめる環境づくりを推進します。	スポーツ振興課
スポーツイベントの開催	古河市スポーツ推進計画「誰もが・いつでも・どこでも・参加できるスポーツの推進」の基本理念のもと、「わくわく・どきどき・るんるん」をキャッチフレーズに老若男女どなたでも楽しめる体験型イベント(スポーツフェスタ古河等)を開催します。	スポーツ振興課
博学連携の強化	学校からの文化施設見学を積極的に受け入れます。また、体験講座や出前授業、公募企画の実施等、博物館と学校の連携強化を図ります。	文化振興課
文化施設等のこども・親子向けプログラムの充実	文化施設において積極的にこども・親子向けの事業を展開することで、文化芸術の視点からこどもの学びや親子の文化芸術活動参加をサポートします。	文化振興課

各項目ごとの取り組み

項目	1. こどもの文化・スポーツ・芸術の支援		
取り組み名	取り組み内容	担当課	
郷土芸能の担い手の育成	郷土芸能の保護に努め、市民が郷土芸能に触れる機会を創出し、郷土芸能の担い手の育成に寄与します。	文化振興課	
若者向けイベントの開催	若年層が芸術文化に触れる事業を継続的に開催するとともに、若年層自らが企画・運営等を行うイベント(青少年軽音楽フェスティバル等)を実施します。	文化振興課	



※画像はイメージです。

各項目ごとの取り組み

項目	2. こどもの成育に配慮したまちづくり
 現状と課題	- こどもの成育に配慮したまちづくりは社会全体がこどもたちの健やかな成長を支え、彼らが安心して生活し学びを深められる環境を整備するうえで非常に重要です。 - 教育機関と地域コミュニティが連携し、安全な通学路の確保やこどもたちの放課後活動の提供等、こどもたちが安心して活動できる環境を作る取り組みが行われています。 - 交通事故等からこどもたちを守るための安全対策は、常に更新と改善が求められます。 - 防犯について、普及啓発や取り組みを充実させ、地域が一体となって、こどもが犯罪や事故に巻き込まれることなく、すこやかに成長できる環境を整備することが求められています。 - 魅力的で安全な公園を整備することにより、こどもと子育て家庭が住み続けたい環境を整備することにつながる大切です。
 方向性	こどもの安心、安全を守るとともに、遊びや育ち等について当事者の声にも耳を傾け、こどもの成育に配慮したまちづくりを推進します。

	成果指標	現状値	目標値(令和11年度)
 成果指標と目標値	通学路危険箇所対策率	60% (令和5年度)	100%
	防犯教室受講学校数	7校 (令和5年度)	11校
	「青少年の健全育成に協力する店」登録率	97.8%(令和5年度)	100%

各項目ごとの取り組み

項目	2. こどもの成育に配慮したまちづくり	
取り組み名	取り組み内容	担当課
こども・子育て施設等の環境改善	国の制度を活用する等して、施設の改修等を行い、施設の環境改善や、こども・子育て機能の強化を図ります。	こども政策課 こども政策関連課
こどもの命を守る防犯対策	古河市防犯協会女性部が主体となり、小学校からの要望により小学生（主に低・中学年）を対象とした防犯教室を開講し、自主防犯意識の啓発に努めます。また、夜間時も安心・安全に外出できるよう防犯灯や防犯カメラを設置します。	交通防犯課
こどもの安全性を確保する交通事故防止対策	警察署等関係機関と連携しながら、幼児から段階的に交通安全教室を開講し、交通安全教育を強化します。	交通防犯課
交通安全施設の維持・修繕	市民等からの要望に対し、区画線やカーブミラー等の補修・修繕および新設を行うことにより、道路の安全性を高めます。	道路河川課
通学路の安全確保	小中学校から通学路の危険箇所について報告を受け、古河警察署等の関係各署の担当者を集めた「通学路安全推進会議」を開催し、危険箇所の現状把握と各部署が実施可能な対応策を協議します。	教育総務課
道路環境の維持・管理	市民等からの要望に対し、道路等のインフラについて、適切な整備・維持管理を行い、安全性を高めます。	道路河川課

各項目ごとの取り組み

項目			2. こどもの成育に配慮したまちづくり
取り組み名	取り組み内容	担当課	
交通環境の充実	古河駅周辺に市営の駐車場、駐輪場を設け、鉄道を利用する通勤、通学者の利便性を確保します。また、市内の移動は路線バスのほか市内循環バス「ぐるりん号」やデマンド交通「愛・あい号」を運行させ、民間交通機関と一体となった地域公共交通のネットワークの構築を図ります。	交通防犯課	
公園の整備・管理	時代やニーズの変化に対応し、すべての人々が安全かつ快適に利用することができるよう公園を整備、管理します。	都市計画課	



※画像はイメージです。



05

重点施策

より強く、力を注ぐ施策を知ろう

このChapter(章)では、前章で掲げられた各事業のうち、メインとなる事業や今後力を注いでいく事業について記載しています。

1	古河市こども計画における3つの重点施策	92
2	重点施策1：こどもの意見の表明	93
3	重点施策2：居場所の充実	96
4	重点施策3：遊びと育ちの場所づくり	100

古河市こども計画における3つの重点施策

1. 重点施策の趣旨

- こどもを権利の主体として位置づける「こども基本法」及び「こどもまんなか」を掲げる「こども大綱」の理念を踏まえ、「こども」にとっての最善を実現するため、計画期間中において重点的に取り組む施策・事業を以下のとおり設定します。

2. 重点施策の概要

重点施策	重点施策の方向性
 1 こどもの意見の表明	- こどもを権利の主体として位置づけ、「こども」の最善を考え、実現するために、こども／保護者からの意見聴取を充実し、こども施策へ反映する仕組みを構築します。 - こども／保護者と市や関係機関等との良質な関係構築を目的とし、「双方向性」を重視します。対象者のニーズに応じて、多様な手段を想定し、インターネットも積極的に活用します。 - 意見聴取の対象は、こども分野以外にもまちづくり全般を対象とします。
 2 居場所の充実	- こども／保護者へのグループインタビューでは、「こどもが放課後等に集まれる場所や友達と一緒に勉強できる場所」、「保護者や学校の先生以外のおとなや、年齢の近い人との関係」を求める声があったことから、これを実現するこどもの「居場所づくり」を推進します。 「居場所」は、公共施設や民間施設などを活用し、意欲を有する団体や個人による設置、運営を想定します。 - 市が選定した中間支援団体により、これらの団体や個人による「居場所」の立ち上げ、運営等を支援します。
 3 遊びと育ちの場所づくり	- 気候変動や安全対策などが要因となり、こどもが自由に外遊びをする環境が大きく制約されています。 - グループインタビューでも、「自由に遊べる場所がほしい」と、保護者やこどもからも多数の意見がありました。 - このため、「外で自由に遊びたい」というこどものニーズを実現するため事業を推進します。

重点施策 **1** : こどもの意見の表明 1 / 3

1. 背景・目的

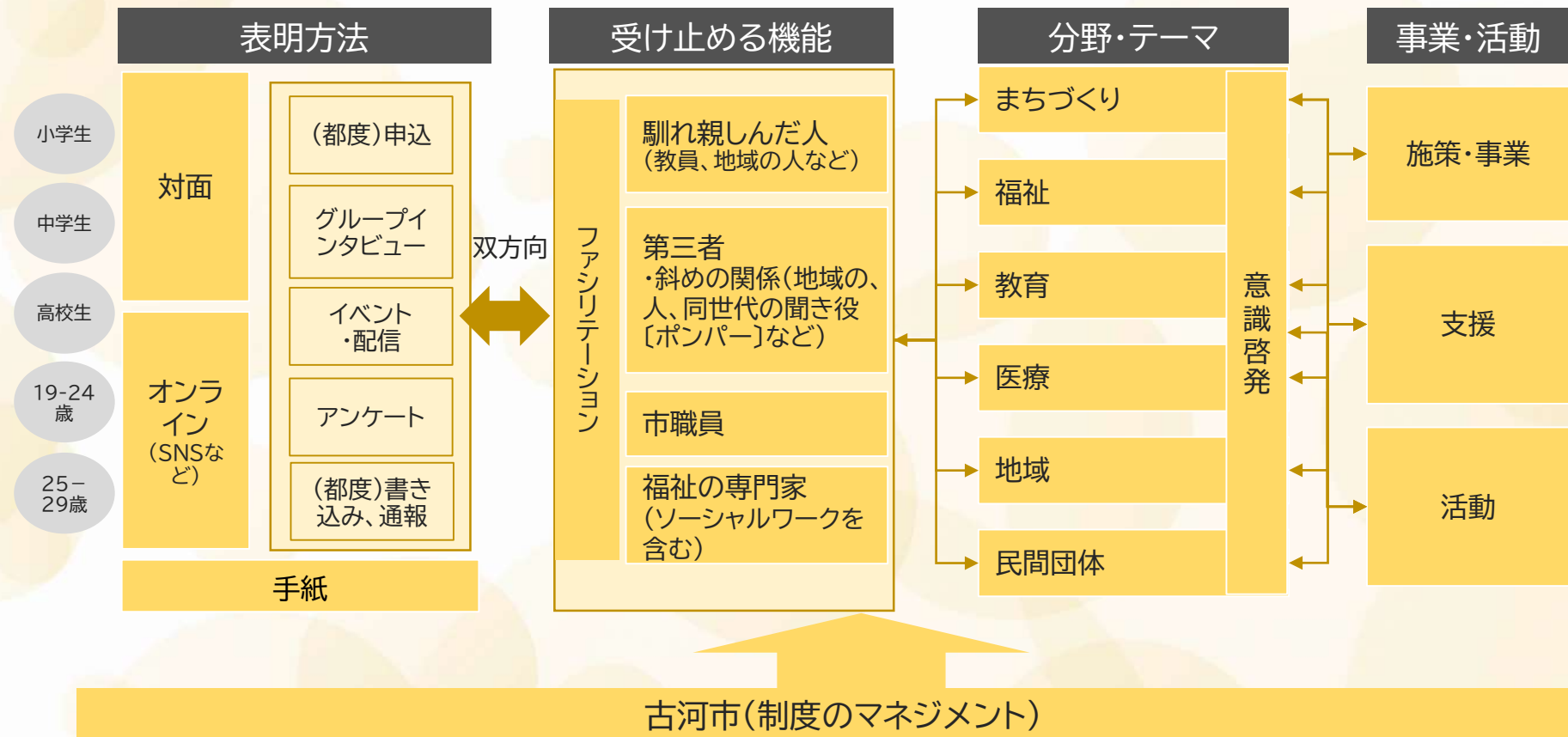
- ・ こども基本法(第3条)において、年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できることが明記されました。
- ・ こどもが自らの権利を正しく行使するためには、自分の考えを他者にしっかり伝える一方、他者の意見にも耳を傾け多様な意見があることも知ったうえで自らの意思で選択していく力を育てていくことが求められます。
- ・ 古河市においてもこの理念にのっとり、こどもが意見を言いやすい仕組みをこどもの視点に立って整えるとともに、こどもの声を施策や事業に反映する取り組みを進めます。

2. 事業内容

- ・ こども／保護者が、意見や相談の内容、本人の意向に合わせて最適な手段を選択できるよう、対面、インターネット(オンライン)、紙媒体など、多様な手段を提供します。
- ・ この仕組みを通じて、こども／保護者、及び市や関係団体等とが双方向で円滑にコミュニケーションをとることにより、相互に理解と共感を深め「もっともよいこと」(こども基本法)の実現につなげます。
- ・ 本事業は、こども分野分野だけでなく、まちづくり全般を対象とします。

重点施策 **1** : こどもの意見の表明 2 / 3

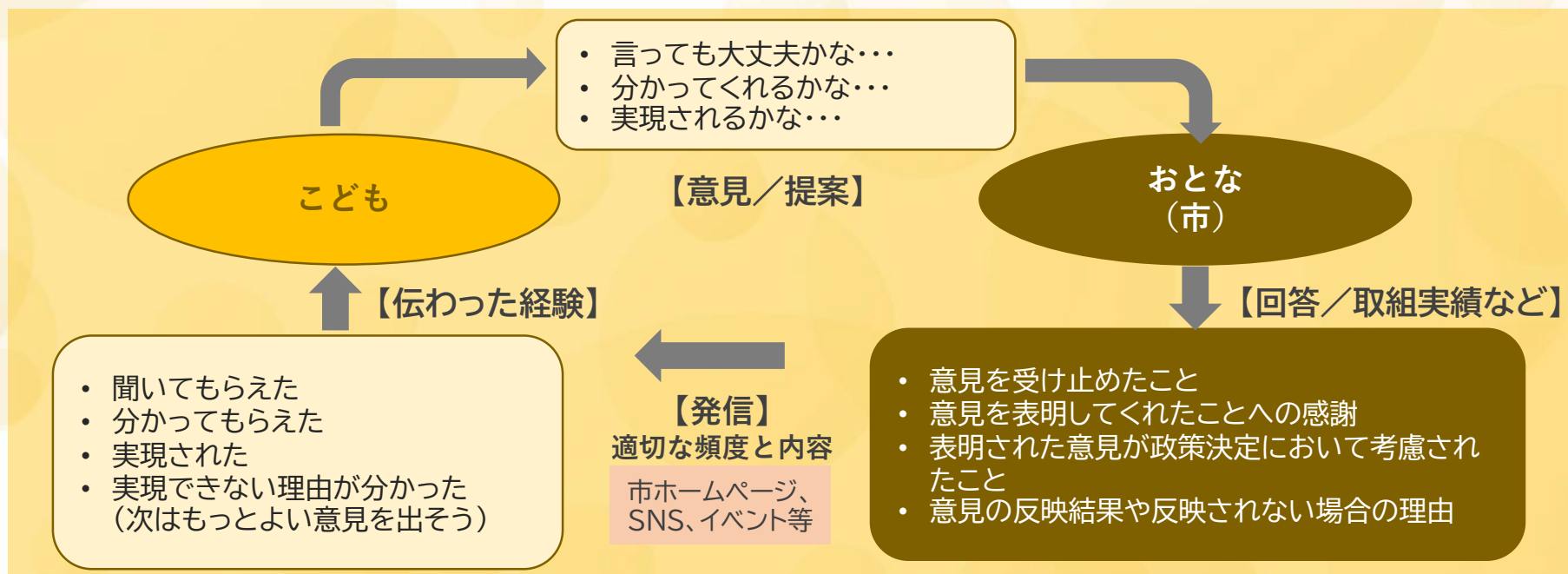
- こどもの意見を表明することに関して、以下の事項が考慮され、実現できる仕組みを構築します。
 - ◇こどもが意見を表明しやすい「表明方法」を採用すること
 - ◇表明した意見をしっかりと「受け止める機能」を設置し、適切な分野・テーマの主体が検討できること
 - ◇必要と認められれば、市の事業や民間の活動につなげられること
- この実現のためには、さまざまな方法、相手が適切に選択されることが必要であり、また分野・テーマも多岐にわたります。
- さらに、こうした制度をより効果的に運用するための意識啓発も求められます。
- 古河市は、こうした全体像を踏まえて、制度のマネジメントを実施するとともに、必要とされる新たな制度を検討・設計します。



重点施策 1 : こどもの意見の表明 3 / 3

- ・「こどもの意見の表明」は、「こども」と「おとな」とのコミュニケーションであり、「おとな」には市役所も含まれます。
- ・このコミュニケーションを一過性のものとせず、持続的で効果的なものとするためには、「解決につながった」「言ってよかった」と思ってもらえる経験の積み重ねが大切です。
- ・一方で、表明したことがすべて解決したり、実現したりするわけではなく、その背景にある制約や理由を「こども」も「おとな」もともに学ぶことも重要です。
- ・古河市では、これを「共育ちコミュニケーション」として位置づけ、「こども」から出された意見や提案について、「おとな」の受け止めが伝わるように取り組みます。
- ・具体的には、表明された意見に対する市からの回答や取組実績をとりまとめ、市ホームページやSNS、イベント等において適切な頻度と内容で発信する取り組みを進めます。
- ・これにより、「こども」と「おとな(市)」の良好な関係づくりのためのコミュニケーションを構築します。

「こども」と「おとな(市)」の良好な関係づくりのためのコミュニケーション構築



重点施策 2 : 居場所の充実 1 / 3

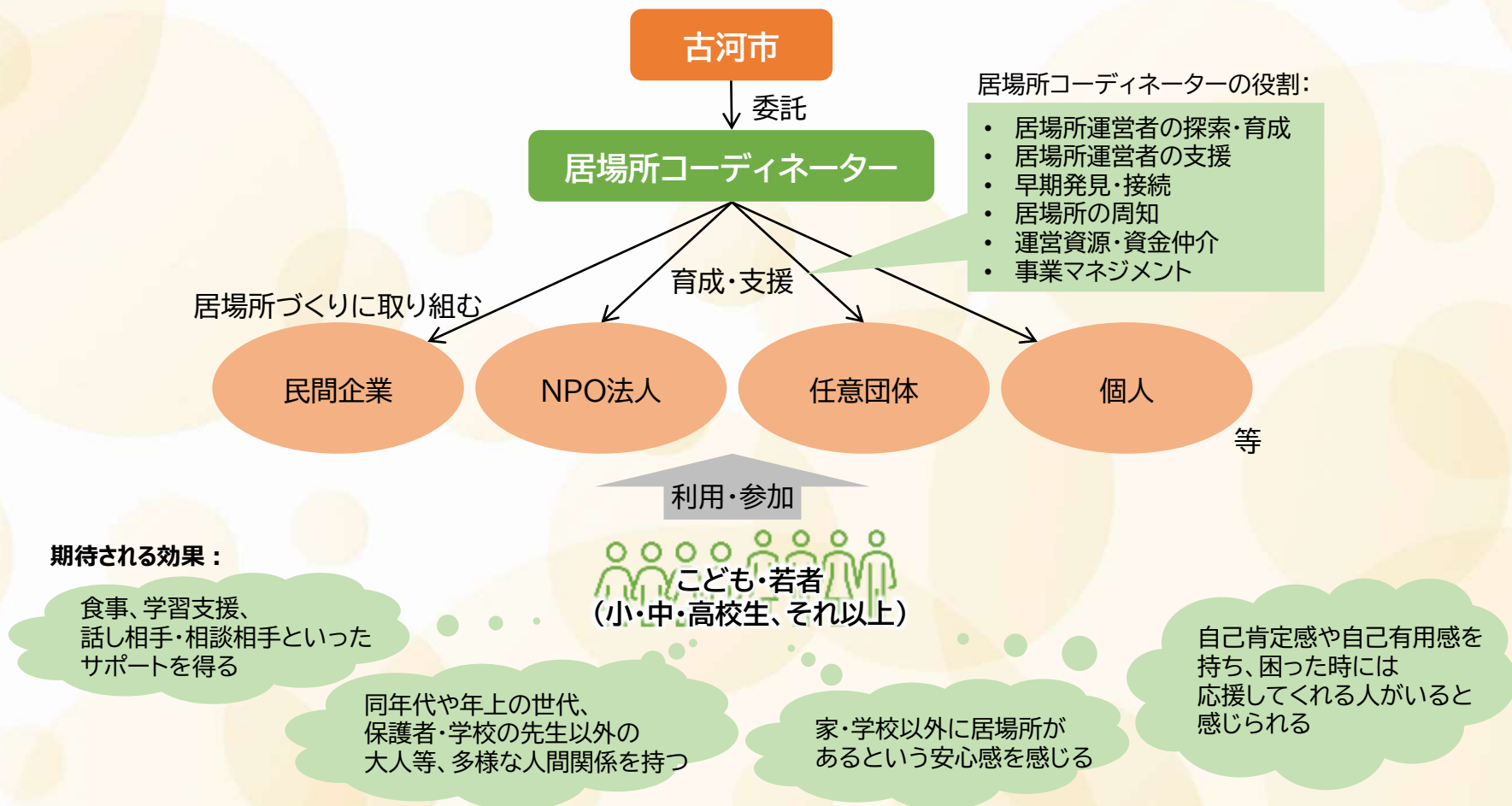
1. 背景・目的

- 古河市では、小学生の放課後等の居場所のひとつとして各小学校に放課後児童クラブを設置していますが、定員が限られており待機児童が生じています。
- また、民間による取組では、市内でこども食堂を行う団体(令和6年度においてこども食堂ネットワーク加盟8団体)が存在します。しかし市内でも、こども食堂の立地には偏りがあるほか、中学生・高校生以上を対象とした居場所は少ないのが状況です。
- 市内の小中高校生に実施したアンケート結果では、「自分の家」以外にほっとできる居場所が少なく、年齢が上がるほどほっとできる居場所の数が少なくなっていることが伺えます。
- 国の調査では、「安心できる場所の多さ」と「肯定的な自己認識」は概ね相関していることが指摘されており、古河市のアンケート結果でも「今の自分が好き」と回答したこどもほど、ほっとできる居場所の数が多い傾向が見られました。
- グループインタビューでは、「こどもが放課後等に集まれる場所や友達と一緒に勉強できる場所」、「保護者や学校の先生以外のおとなや、年齢の近い先輩的な立場の人との関係」を求める意見がありました。
- 「居場所」には、こども食堂の他に、店舗等のオープンスペースをこどもたちに開放すること、話し相手や相談相手になること、宿題を見ること等、様々な形が考えられますが、古河市内に多様な居場所があることで、一人でも友達と一緒に、何かに挑戦したり新しい人に出会ったりただゆっくりしたりと、こども一人ひとりが自分の好みやその日の気分に応じて様々な過ごし方を実現できることが重要です。
- また、貧困、虐待、ヤングケアラーといった困難に直面するこどもに対しては、様々な支援策を設けている一方で、対象となるこどもを把握することが難しいことが課題となっています。居場所事業を通じて地域のおとながこどもと日常的に接点を持つことで、リスクがあるこどもの早期発見、支援機関への早期接続が期待されます。

重点施策 2 : 居場所の充実 2/3

2. 事業内容

- 市内に多数・多様な居場所ができるよう、居場所コーディネーターを設置し、居場所づくりに取り組む団体等の育成や運営支援を行います。なお、実施にあたっては、市が定めた業務の履行を求める従来の委託事業や指定管理者制度に留まらず、民間の創意工夫を促し、より高い成果の創出を目指す官民連携方式を採用します。
- 居場所を通じて、虐待やヤングケアラーなどの困難を抱える可能性があるこどもを発見した場合には、早期に支援につなげることができるよう、関係団体の連携を充実・強化します。



重点施策 **2** : 居場所の充実 3 / 3

居場所のイメージ

居場所とは…

行政を除く地域の運営者(民間企業、NPO法人、任意団体、個人等)が、子どもが誰でも来られる場所を用意し、様々な活動を行うもの(※特に何もせず、ただゆっくりすることを含む)。

既存のこども食堂のほかに、市内に居場所の数が增えること、多様な種類の居場所が生まれることを目指す

多様な種類の居場所のイメージ

例: ゲームあそび



- ・ 毎週決まった曜日・決まった時間に、公民館の一室にて開催。
- ・ 主催者がボードゲームやカードゲームを多数用意しており、集まった子どもたちが自由に遊べる。

例: 宿題フリースペース



- ・ 店舗等の空きスペース・空き時間を利用して、宿題や自習ができるスペースを提供。ボランティアスタッフが答えられる範囲で、勉強の相談や雑談をすることも可能。
- ・ 市内複数個所で実施し、開催場所には「宿題フリースペース」ののぼりを掲出。

例: ボランティアによる講座や教室



- ・ 毎週決まった曜日・決まった時間に、町内会の集会所で開催。
- ・ 老人クラブのお年寄りがボランティアで講師役となり、絵本の読み聞かせやわらべ歌、将棋・囲碁等それぞれの得意な分野を教える。
- ・ そのほか、集会所内や隣接する公園で自由に遊ぶことも可能。

(その他実施場所の例)

- ・ 図書館、公民館等の公共施設の一角
- ・ 飲食店の一角
- ・ 商業施設内のフードコート、オープンスペース等
- ・ 窓口営業時間外の金融機関のロビー
- ・ 公園 等

(その他実施内容の例)

- ・ 体験・活動に参加する
- ・ おしゃべりや相談をする
- ・ 飲食をする
- ・ 勉強や読書をする、勉強を教えてもらう
- ・ 特に何もせず、ただゆっくり過ごす 等

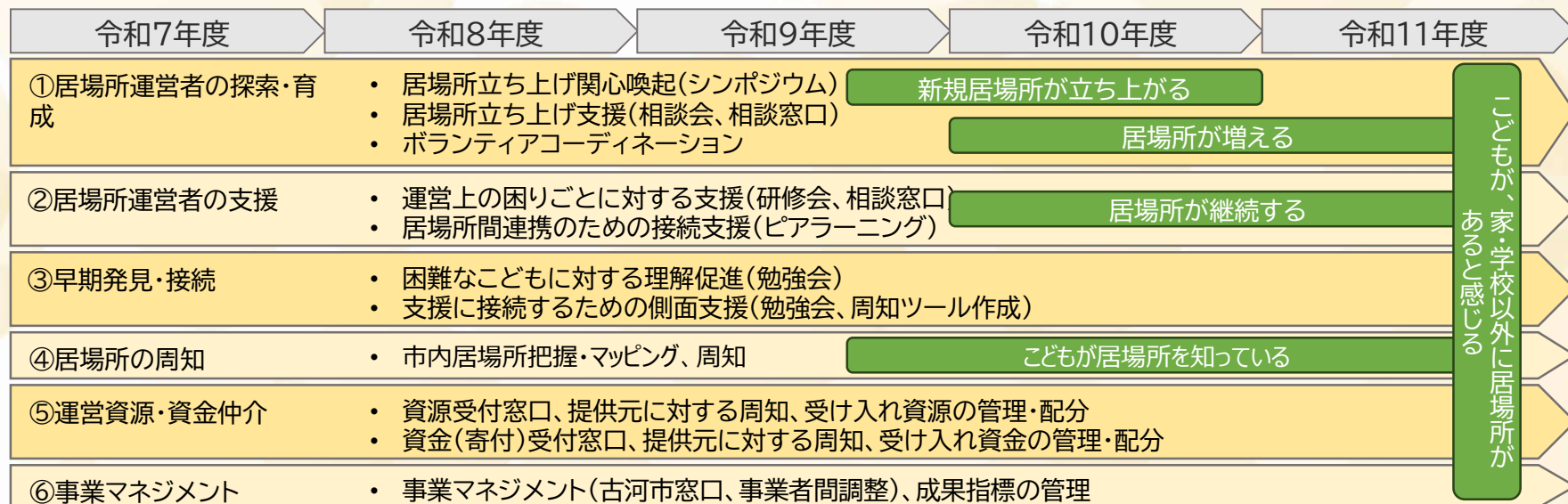
※具体的な実施内容等は居場所の運営者に委ねる。

【参考】事業概要

事業概要

目標	古河市のこどもが、自宅・学校以外に居場所を持ち、「自分には自宅・学校以外に、居場所がある」と感じる。 それを通して、古河市に住む人みな「古河市は誰一人取り残さない、安心できる場所」と感じる。
対象者	古河市に住む、または市外に在住し古河市を利用する、主に小学生～高校生 ただし、未就学児や高校卒業以降のユースの居場所づくりや、居場所の利用を排除しない。
場所	古河市内のどこでも
期間	2025年6月～2030年3月(5年間)
業務概要	市内にこどもの居場所が多数生まれ、継続するための地域づくり(下図参照)
スキーム	成果連動型民間委託契約方式(ソーシャル・インパクト・ボンド) ※予め設定した成果指標の改善状況に応じて対価を支払う契約方式のうち、民間事業者が資金調達を行い、成果に応じた対価により償還を行う方式(目標値を達成しなかった場合に対価の支払を受けられないリスクは資金提供者が負う)。

業務内容及び実施スケジュール



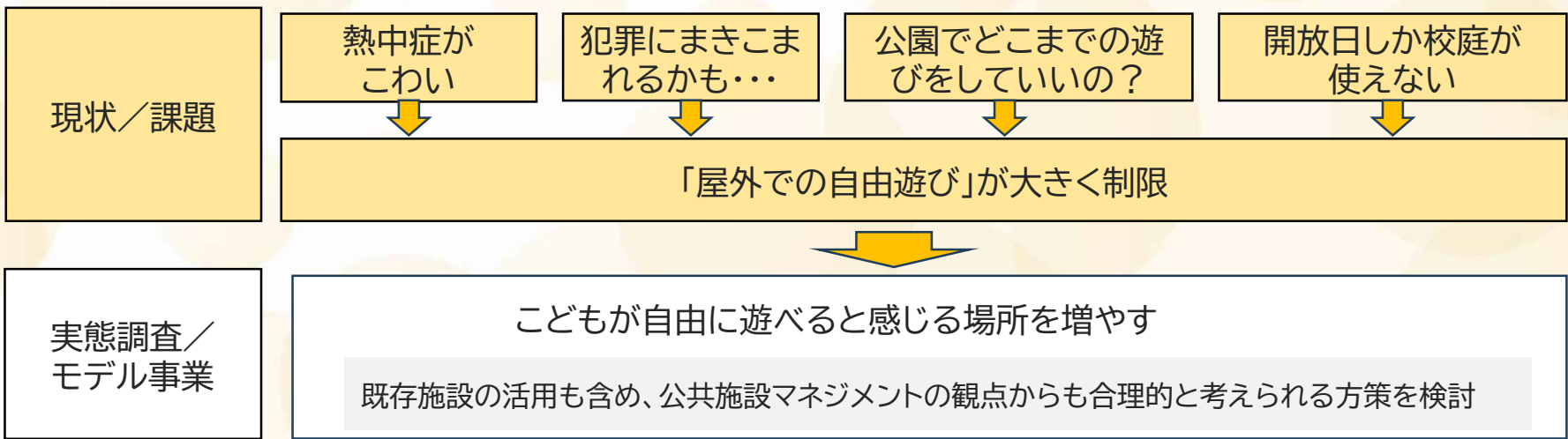
重点施策 3 : 遊びと育ちの場所づくり 1/2

1. 背景

- ・ 昨今、気候変動の影響により、特に夏季においては熱中症予防のため、こどもの屋外遊びが大きく制限されています。
- ・ また、こどもをターゲットにしたさまざまな犯罪リスクがあることから、こども単独での屋外遊びの機会も減っています。
- ・ さらには公園で、「どこまでの遊びをしていいのかが分からず困っていたり、校庭も指定された開放日以外は自由に使うことができません。
- ・ 「自由に遊ぶ」ことは、こども心身の健全な成長はもちろん、知的トレーニングの観点からも大事だとされているなかで、現状ではあまりに制限が多いと言わざるを得ません。
- ・ グループインタビューでも、「自由に遊べる場所がほしい」と、保護者やこどもからも多数の意見がありました。
- ・ 一方で、上記の制約が生じるのもまた、こどもや関係者の安全や安心、快適性を考慮しての結果であることも事実です。
- ・ 以上をふまえ、こどもにとっての「遊びと育ち」の場所づくりについて、「こどもにとっての最善」の観点から、「外で自由に遊びたい」というこどものニーズを実現するための方策を検討する必要があります。

2. 事業内容

- ・ 市内のこどもの屋外遊びの実態、ニーズを把握する実態調査を実施するとともに、この結果を受けて具体的な方策を検討します。
- ・ モデル事業を行い、その効果や課題を検証します。
- ・ この際、全市的に適正な施設配置を検証するとともに、既存施設の活用も含めて公共施設マネジメントの観点からも合理的になるように検討します。



重点施策 3 : 遊びと育ちの場所づくり 2/2

- 「遊びと育ちの場所」をつくるための工夫のポイントが3つあります。一つ目は場所、空間を物理的につくることで、これは新規の施設整備、既存施設の改修の両方を含みます。二つ目は使い方を工夫することであり、公園等の既存施設で「してはいけないこと」とされていることの理由を再度精査し、内容を見直すことが考えられます。三つ目は運用の工夫であり、禁止の時間を限定したり、人員を特別に配置するなどが考えられます。
- 以上のことを慎重に検討しながら、実態調査、モデル事業を通じて、古河市のこどもが「以前よりも自由に遊べるようになった」と実感できるまちづくりを推進します。

「遊びと育ちの場所」をつくるための工夫のポイント

場所、空間を 物理的につくる

新規の施設整備、既存施設の改修

例



総和地域交流センターの整備

使い方を工夫する

どこまでの遊びをしていいかについて考え、必要に応じて内容を見直すなど

例



公園を利用する際の使い方を工夫し、地域住民の理解を得ながら、こどもにも十分に周知

運用を工夫する

禁止の時間を限定し、安全を確保した上で利用可とする、人員を特別に配置するなど

例



インターネット予約を活用し、時間帯を指定し公民館のホールを開放

Chapter

06

第3期古河市 子ども・子育て支援事業計画

今後5年間の量の見込みと確保方策を知ろう

このChapter(章)では、第2期古河市子ども・子育て支援事業計画の計画期間の終了に伴い、第2期計画を引き継ぐ、第3期古河市子ども・子育て支援事業計画について、掲載しています。

1	子ども・子育て支援事業計画について	103
2	幼児期の教育・保育	107
3	地域子ども・子育て支援事業	114
4	教育・保育の一体的提供及び 推進に関する体制の確保の内容	130
5	子育てのための施設等利用給付の 円滑な実施の確保の内容	130

1-1. 子ども・子育て支援事業計画について

■第3期古河市子ども・子育て支援事業計画について

国では、近年の急速な少子化や核家族化・高齢化の進行、家族や地域、就労・雇用などこどもや子育てを取り巻く社会環境の変化に対応するため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を策定し、地域や職場における総合的な次世代育成支援対策を推進してきました。さらに、平成24年8月には、「子ども・子育て支援関連3法」が制定され、質の高い幼児期の教育・保育、地域でのこども・子育て支援の総合的な取組が推進されています。

古河市では、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、こどもが健やかに成長できる社会の実現やこどもを生み育てやすいまちづくりを目指して質の高い幼児期の教育・保育、地域のこども・子育てを支援するため、保育需要を把握し、教育・保育の計画的な整備と提供体制を定める「古河市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定、さらに令和2年3月に第1期計画を引き継ぐ「第2期古河市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

このたび、第2期計画期間が終了することに伴い、より効果的な施策を展開するため、「第3期古河市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

1-2. 子ども・子育て支援事業計画について

■計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。同法の内容に基づき、「幼児期の教育・保育」「地域子ども・子育て支援事業」の提供体制の確保内容および実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めた計画です。

■幼児期の教育・保育

計画期間における幼児期の教育・保育の需要見込み(量の見込み)と確保方策は、保育の必要性の認定区分ごとに定めます。

保育の必要性の認定区分

区分			利用施設
1号認定	3～5歳	幼稚園等での教育を希望	認定こども園、幼稚園
2号認定		保育の必要性があり、保育所等での保育を希望	認定こども園、認可保育所
3号認定	0～2歳		認定こども園、認可保育所、地域型保育事業

■地域子ども・子育て支援事業

地域の実情に応じ、子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

1-3. 子ども・子育て支援事業計画について

■教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域設定となります。

教育・保育提供区域の設定は、子ども・子育て支援法において「市町村子ども・子育て支援事業計画」に定める必須事項となっています。

古河市における教育・保育提供区域について

利用者の視点に立つとともに、本市の人口規模・地形等や教育・保育を提供するための施設整備の状況を勘案し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のうち放課後児童健全育成事業を除く事業については、引き続き本市全体を一つの区域として設定し、事業必要量を算出した上で施設整備や事業等、計画に位置づけます。また、放課後児童健全育成事業については、小学校毎に事業を実施していることから、小学校区で区域を設定することとします。

【参考資料】 量の見込みの考え方

以下のステップにより求めたニーズ量から、本市の実績や状況を踏まえた調整を行い、各項目の「量の見込み」として算出しています。

ステップ1 ～家庭類型の算出～

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプを分類します。

ステップ2 ～潜在家庭類型の算出～

ステップ1の家庭類型からさらに、両親の就労意向を反映させ、タイプを分類します。

ステップ3 ～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計から各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

ステップ4 ～利用意向率の算出～

事業別に、回答者数を利用希望者数で割ります。

ステップ5 ～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

ステップ6 ～ニーズ量の算出～

事業別に対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

2-1. 幼児期の教育・保育

■第2期計画期間の検証・評価

第2期計画期間について、実績を基に検証し、評価を行いました。

1号認定 満3歳以上で保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分です。

3～5歳児	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (計画値)①	1,650人	1,611人	1,497人	1,366人	1,248人
利用定員数 (実績値)②	1,970人	1,879人	1,840人	1,704人	1,507人
申込者数 (実績値)③	1,637人	1,559人	1,423人	1,254人	1,080人
過不足 ②－③	333人	320人	417人	450人	427人

実績に対する検証・評価

令和2年度から利用定員数が申込者数を上回っている状況です。申込者数は、市外からの申込者数も含んでいることから古河市在住者の不足はさらに少ないことになります。利用定員数については、認定こども園の整備等を進め対応しました。近年、認定こども園では、保育ニーズの高まりから、利用定員数のうち1号認定を減らし、2・3号認定を増やす傾向にあるため、今後も1号利用定員数は減少傾向となると考えられます。

2-2. 幼児期の教育・保育

2号認定 満3歳以上で保育の必要性がある認定区分です。

3～5歳児	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (計画値)①	1,494人	1,517人	1,468人	1,394人	1,325人
利用定員数 (実績値)②	1,650人	1,600人	1,594人	1,655人	1,652人
申込者数 (実績値)③	1,503人	1,594人	1,583人	1,535人	1,548人
過不足 ②－③	147人	6人	11人	120人	104人

実績に対する検証・評価

令和2年度から利用定員数が申込者数を上回っている状況です。申込者数は、令和3年度にピークを迎え、その後(令和6年度を除く)は減少傾向となっています。利用定員数については、認定こども園をはじめとする保育施設等の整備等を進め対応しました。今後も少子化の影響から同様の傾向になると考えられ、量の見込みに応じた整備等が必要です。

2-3. 幼児期の教育・保育

3号認定 満3歳未満の保育の必要性がある認定区分です。

0～2歳児	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (計画値)①	1,197人	1,152人	1,179人	1,206人	1,230人
利用定員数 (実績値)②	1,184人	1,195人	1,209人	1,182人	1,187人
申込者数 (実績値)③	1,121人	1,135人	1,171人	1,210人	1,222人
過不足 ②－③	63人	60人	38人	▲28人	▲35人

実績に対する検証・評価

令和2年度から令和4年度までは利用定員数が申込者数を上回っています。しかし、令和5年度と令和6年度については、不足が生じています。この不足分は「要件該当者(入所可能な保育所等があるが、保護者の都合で入所を保留としている者)」であるため、待機児童の発生はありません。なお、利用定員数については、小規模保育施設等の整備を進め対応しました。今後は量の見込みに応じた整備等が必要です。

参考 待機児童数の推移(4月1日時点)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
8人	0人	0人	0人	0人

※待機児童数は、国の保育所等利用待機児童数調査要領に従い算定しますので、上記実績の過不足とは異なります。令和3年度から待機児童の発生はしていません。

2-4. 幼児期の教育・保育

■量の見込みと確保方策

第2期計画期間の検証・評価にもとづき、需要見込み(量の見込み)と確保方策を設定します。

1号認定 満3歳以上で保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分です。

3～5歳児	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	1,003人	937人	921人	905人	882人
確保方策 ② 認定こども園、幼稚園	1,392人	1,392人	1,392人	1,392人	1,392人
過不足 ②－①	389人	455人	471人	487人	510人

2号認定（満3歳以上で保育所及び認定こども園を利用）

3～5歳児	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	1,569人	1,496人	1,503人	1,510人	1,503人
確保方策 ② 保育所、認定こども園	1,647人	1,647人	1,647人	1,647人	1,647人
過不足 ②－①	78人	151人	144人	137人	144人

2-5. 幼児期の教育・保育

3号認定 満3歳未満で保育所、認定こども園及び地域型保育事業等を利用

0歳児		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (計画値)①		295人	294人	293人	292人	291人
確保 方策	総数②	310人	310人	310人	310人	310人
	保育所 認定こども園	263人	263人	263人	263人	263人
	地域型保育事業	47人	47人	47人	47人	47人
	過不足 ②－①	15人	16人	17人	18人	19人

3号認定 満3歳未満で保育所、認定こども園及び地域型保育事業等を利用

1歳児		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (計画値)①		441人	441人	436人	434人	432人
確保 方策	総数②	464人	464人	464人	464人	464人
	保育所 認定こども園	399人	399人	399人	399人	399人
	地域型保育事業	65人	65人	65人	65人	65人
	過不足 ②－①	23人	23人	28人	30人	32人

2-6. 幼児期の教育・保育

3号認定 満3歳未満で保育所、認定こども園及び地域型保育事業等を利用						
2歳児		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (計画値)①		507人	507人	508人	498人	495人
確保 方策	総数②	533人	533人	533人	533人	533人
	保育所 認定こども園	463人	463人	463人	463人	463人
	地域型保育事業	70人	70人	70人	70人	70人
	過不足 ②－①	26人	26人	25人	35人	38人

【確保方策の内容】

- ・確保方策の数値は「利用定員数」となります。
- ・各年度、施設の利用定員数の見直しによる需給バランスの調整を見込んでいます。

2-7. 幼児期の教育・保育

※参考 保育利用率

年度	令和7年度			令和8年度			令和9年度		
年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児
推計児童数①	782人	790人	798人	774人	787人	795人	766人	774人	792人
利用定員② (確保方策)	310人	464人	533人	310人	464人	533人	310人	464人	533人
保育利用率 (②/①)	39.6%	58.7%	66.8%	40.1%	59.0%	67.0%	40.5%	59.9%	67.3%

年度	令和10年度			令和11年度		
年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児
推計児童数①	758人	766人	773人	750人	758人	765人
利用定員② (確保方策)	310人	464人	533人	310人	464人	533人
保育利用率 (②/①)	40.9%	60.6%	69.0%	41.3%	61.2%	69.7%

※保育利用率

満3歳未満のこどもの数全体に占める、認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る保育を必要とする利用定員の割合

古河市においては、前ページに記載した「量の見込み」に対する「利用定員」を確保することを目標とします。

3-1. 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業についても、各事業ごとに第2期計画期間の検証・評価を行い、需要見込み（量の見込み）と確保方策を設定します。

利用者支援事業

こども及びその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施する事業です。

第2期計画期間の検証・評価

利用者支援事業としての窓口設置数は1か所のままですが、母子保健法及び児童福祉法の改正により、令和6年度に総合相談支援の窓口として「こども家庭センター」を設置しました。母子保健と児童福祉機能の連携を強化し、妊娠期から子育て期までのこどもや保護者に寄り添った身近な相談支援の体制づくりを継続します。

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	こども家庭センター1か所での実施				

3-2. 地域子ども・子育て支援事業

延長保育事業

保育認定を受けた児童について、通常の利用日時以外の日及び時間帯において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

第2期計画期間の検証・評価

就労形態の多様化に伴う保育時間の延長需要に対し、市内43施設で実施しています。今後も、ニーズの高まりが見込まれるため多くの施設で引き続き実施される必要があります。

量の見込みと確保方策

実人数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	300人	300人	300人	300人	300人
確保方策	300人	300人	300人	300人	300人

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

第2期計画期間の検証・評価

就労等で昼間保護者がいない児童が放課後安心して生活できるよう、公募型プロポーザル方式での業者選定により民間事業者運営に委託し、民間のノウハウを活用することでクラブの質の向上を図っています。待機児童が発生している児童クラブや老朽化した施設を優先し整備を行いました。今後も各クラブの利用児童の状況等に応じた整備を進める必要があります(令和6年度末:外部委託21校、運営補助2校)。放課後子供教室は令和2年度と令和6年度に実施しており、今後、児童クラブと連携して事業を進めていきます。

3-3. 地域子ども・子育て支援事業

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

量の見込みと確保方策						
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み ①	必要定員総数①	1,882人	1,911人	1,933人	1,929人	1,912人
	低学年 (1～3年生)	1,439人	1,462人	1,479人	1,476人	1,462人
	高学年 (4～6年生)	443人	449人	454人	453人	450人
方策 ② 確保	定員②	1,892人	1,916人	1,938人	1,934人	1,917人
	施設数	24か所	24か所	24か所	24か所	24か所
過不足 ②ー①		10人	5人	5人	5人	5人

【放課後子供教室】

市内すべての小学校において、利用を希望する児童に対して、当該校で実施している児童クラブと一体的に放課後子供教室を実施します。児童の自主性、社会性及び創造性の向上や基本的な生活習慣の確立が図れるよう、体験活動や自主学習、遊びを行う居場所づくりを進めます。

3-4. 地域子ども・子育て支援事業

子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

第2期計画期間の検証・評価

保護者が、疾病・疲労など身体的・精神的・環境的な理由により児童の養育が困難となった場合に一時的に施設等において養育を行うことは有効な支援となっています。市ではこれまで3か所の施設と委託契約し支援体制の充実を図ってきました。今後は、里親委託を検討し、養育困難な家庭への支援をさらに充実させていきます。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①		32人日	32人日	32人日	32人日	32人日
方 確 策 保	延べ人数②	35人日	35人日	35人日	35人日	35人日
	実施箇所数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
過不足 ②ー①		3人日	3人日	3人日	3人日	3人日

3-5. 地域子ども・子育て支援事業

乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

第2期計画期間の検証・評価

令和2年度から4年間の訪問率は約97%でした。産後早期の介入により産後うつ予防や育児不安の軽減に効果を上げています。今後も全戸訪問により、養育環境等の把握と保護者への支援に努めます。

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	766人	758人	750人	750人	734人
確保方策	市保健師、看護師(会計年度任用職員)、助産師(委託)				

3-6. 地域子ども・子育て支援事業

養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

第2期計画期間の検証・評価

養育支援訪問実施件数は増減を繰り返しています。育児ストレス・産後うつ等によって子育てに対して不安や孤立感を抱える家族は、不適切な養育や虐待など様々な問題を抱えていることも多く、対象家庭が適切な養育につながるよう、今後も他機関と連携し適切な支援を受けられるよう努めます。

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	90人	85人	80人	75人	70人
確保方策	市保健師				

3-7. 地域子ども・子育て支援事業

妊婦に対して健康診査を実施する事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

第2期計画期間の検証・評価

妊婦の健康の保持・増進のため、妊婦に対する健康診査の実施を促すとともに、健診費用に係る経済的負担の軽減を図ります。妊婦健康診査について、14回までの健診費用を一部助成の対象としていましたが、令和3年度から、対象を拡充し、すべての健診費用としました。

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	8,758人回	8,668人回	8,579人回	8,489人回	8,400人回
確保方策	実施場所:受診医療機関ほか				

3-8. 地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

第2期計画期間の検証・評価

乳幼児及び保護者の交流の場を提供し、子育て等に関する相談、情報の提供、子育て支援に関する講習等を市内10か所で実施しています。引き続き事業を実施し、子育てに関する不安感の解消を図ります。

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	7,605人回	7,560人回	7,481人回	7,370人回	7,293人回
確保方策	11か所	11か所	11か所	11か所	11か所

多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

第2期計画期間の検証・評価

実施事業なし。必要に応じて事業実施を検討します。

確保方策

古河市では、新規参入事業者や私立認定こども園設置者の意見を勘案しながら、必要に応じて事業の実施について検討します。

3-9. 地域子ども・子育て支援事業

一時預かり事業【幼稚園等における預かり保育】

幼稚園の在園児(1号認定)を対象に、幼稚園における通常の教育時間外に幼稚園内で園児を保育する事業です。

第2期計画期間の検証・評価

【幼稚園等における預かり保育】

幼稚園、認定こども園に在籍している教育認定(1号認定)のこどもが対象の事業です。市内のすべての幼稚園、認定こども園で教育時間外や夏休みなどの長期休暇期間に実施しています。今後も需要に応えられるよう引き続き実施します。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①		75,457人日	73,483人日	73,330人日	73,003人日	72,517人日
確保方策	認定こども園 幼稚園 ②	76,000人日	74,000人日	74,000人日	74,000人日	73,000人日
	実施箇所数	20か所	20か所	20か所	20か所	20か所
過不足 ②-①		543人日	517人日	670人日	997人日	483人日

3-9. 地域子ども・子育て支援事業

一時預かり事業【幼稚園等在園児以外の預かり保育】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所等で、一時的に預かる事業です。

第2期計画期間の検証・評価

【幼稚園等在園児以外の預かり保育】

保育所(園)、幼保連携型認定こども園、小規模保育施設等17施設で実施しており、仕事や急病、私的事由により家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児の保育を実施しています。利用人数の多い事業であるため、引き続き多様な保育ニーズに対応できるよう実施します。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①		10,310人日	10,040人日	10,019人日	9,974人日	9,908人日
確保方策	保育所等②	11,000人日	11,000人日	11,000人日	10,000人日	10,000人日
	実施箇所数	17か所	17か所	17か所	17か所	17か所
過不足 ②－①		690人日	960人日	981人日	26人日	92人日

3-1 1. 地域子ども・子育て支援事業

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

子育ての援助を受けたい市民(利用会員)と子育ての援助を行いたい市民(協力会員)が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。

第2期計画期間の検証・評価

令和4年度より民間事業者に運営を委託し、「子育てをお手伝いしたい人」と「子育ての手助けをしてほしい人」がそれぞれ会員となり、お互いに助け合って活動する相互援助活動を支援します。引き続き「子育てをお手伝いしたい人」の確保に努め、地域における子育て支援を促進します。

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	349人日	349人日	349人日	349人日	349人日
確保方策	民間委託による実施				

3-1 2. 地域子ども・子育て支援事業

病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

第2期計画期間の検証・評価

体調不良児対応型は保育園、幼保連連携型認定こども園7施設で実施しており、保育中に体調不良となった場合に、安心かつ安全な体制を確保しながら、保護者が迎えに来るまで看護師が緊急的な対応を図る事業です。病児対応型・病後児対応型においては保育園各1施設実施しており、病状の安定したこどもの自宅での保育が困難な場合に、保育所等において一時的に保育する事業です。保護者が安心して子育てできる環境を提供するために、引き続き実施します。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①		3,388人日	3,387人日	3,384人日	3,381人日	3,378人日
確保方策 ②	体調不良児対応型	3,220人日	3,220人日	3,220人日	3,220人日	3,220人日
	実施箇所数	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
	病児対応型	120人日	120人日	120人日	120人日	120人日
	実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	病後児対応型	60人日	60人日	60人日	60人日	60人日
	実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
過不足 ②ー①		12人日	13人日	16人日	19人日	22人日

3-1 3. 地域子ども・子育て支援事業

子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るために、調整機関職員の専門性向上に向けた児童福祉司任用資格取得のための研修の受講やネットワーク構成員のレベルアップを図るための学識経験者(アドバイザー)による研修会開催を行うほか、ネットワーク関係機関の連携強化を行う事業です。

第2期計画期間の検証・評価

要保護児童対策地域協議会の機能を強化するため、より専門的な知識を得るための研修を毎年受講しています。今後、関係機関との連携はさらに重要になってくることが考えられるため、令和6年4月に設置した「こども家庭センター」の役割を発揮して連携を深めます。

確保方策

古河市では、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、より専門的な知識を得るための研修を市職員が毎年受講するとともに、協議会の構成メンバーに対しては、毎年開催する研修会に出席を要請し、レベルアップを図っています。関係機関との連携はさらに重要になることが考えられるため、庁内連携を強化し事業を実施します。

3-1 4. 地域子ども・子育て支援事業

実費徴収に係る補足給付を行う事業

支給認定を受けた保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の全部又は一部を助成する事業です。

第2期計画期間の検証・評価

保育所等の利用に際し、必要となる日用品、文房具その他物品の購入又は行事への参加費用等のうち保護者が負担する全部又は一部を世帯の所得状況に応じて補助する事業です。すべてのこどもが安心して保育を受けられる環境整備のため、引き続き継続します。

確保方策

古河市では、古河市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱に基づき、生計が困難である者のこどもが、特定教育・保育施設等の利用に当たり必要とされる実費徴収額の一部に対し、国が定める補足給付に係る基準を上限として助成しています。保育料無償化後は、1号認定の副食費分につきましては、新制度幼稚園に移行していない幼稚園を利用している低所得世帯及び第3子以降のこどもが対象となりますが、引き続き世帯の所得状況などを勘案しながら適切な支援に努めます。

3-15. 地域子ども・子育て支援事業

妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等(伴走型相談支援)を行う事業です。

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,460回	1,460回	1,460回	1,460回	1,460回
確保方策	こども家庭センターでの実施				

※子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)により新たに子ども・子育て支援事業として位置づけられた事業です。

産後ケア事業

産後の母子に対しての心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	60人日	60人日	60人日	60人日	60人日
確保方策	60人日	60人日	60人日	60人日	60人日

※子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)により新たに子ども・子育て支援事業として位置づけられた事業です。

3-16. 地域子ども・子育て支援事業

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、就労状況等を問わず利用可能枠の範囲で時間単位の利用ができる給付制度です。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	0人日	28人日	27人日	27人日	27人日
	確保方策	0人日	28人日	27人日	27人日	27人日
1歳児	量の見込み	0人日	20人日	20人日	19人日	19人日
	確保方策	0人日	20人日	20人日	19人日	19人日
2歳児	量の見込み	0人日	17人日	17人日	16人日	16人日
	確保方策	0人日	17人日	17人日	16人日	16人日

※子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)により新たに子ども・子育て支援事業として位置づけられた事業です。

4. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、こどもの最善の利益を第一に考えながら、こどもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

(1) 認定こども園に係る支援

幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟にこどもを受け入れられる認定こども園については、幼稚園からの移行や新規開園に係る相談や手続きの支援及び整備への補助により普及が進んできました。今後も教育・保育の利用状況及び利用希望を鑑み、教育・保育施設の適切な利用が可能となるように、施設等へ必要な支援に努めます。

(2) 質の高い教育・保育や子育て支援の推進

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、幼稚園教諭や保育士等の専門性の向上が不可欠であるため、私立保育所等の研修への補助を継続するなど、教育・保育や子育て支援に係る専門職の資質向上支援に努めます。

(3) 認定こども園、幼稚園、保育所と小学校との連携の推進

こどもに対し、成長段階に応じて、切れ目のない支援を行うためすべてのこどもに関する幼稚園・保育所等と小学校との情報交換や、小学校の入学前相互訪問など教育・保育施設等と小学校との連携を推進していきます。

5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

子育てのための施設等利用給付金の給付申請については、保護者の過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設においてとりまとめを依頼します。また、保護者の申請時における負担を減らすために返信用封筒を準備するなど、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保に取り組みます。

Chapter

07

計画の推進

計画を進めるサイクルとスクラムを知ろう

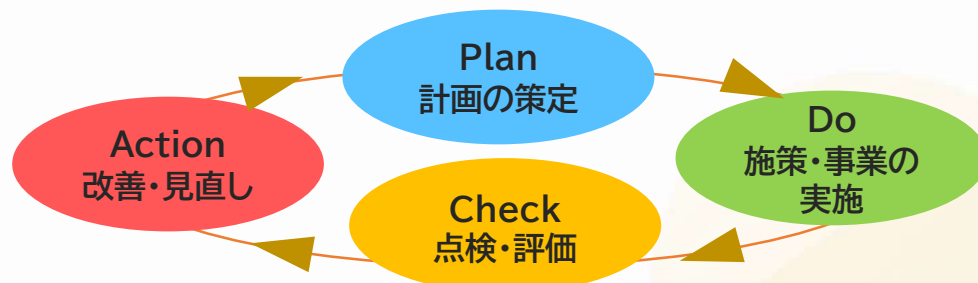
このChapter(章)では、点検・評価、本計画の推進体制、指標の考え方などを説明します。

- | | | |
|---|---------|-----|
| 1 | 計画の推進体制 | 132 |
| 2 | 指標の考え方 | 133 |

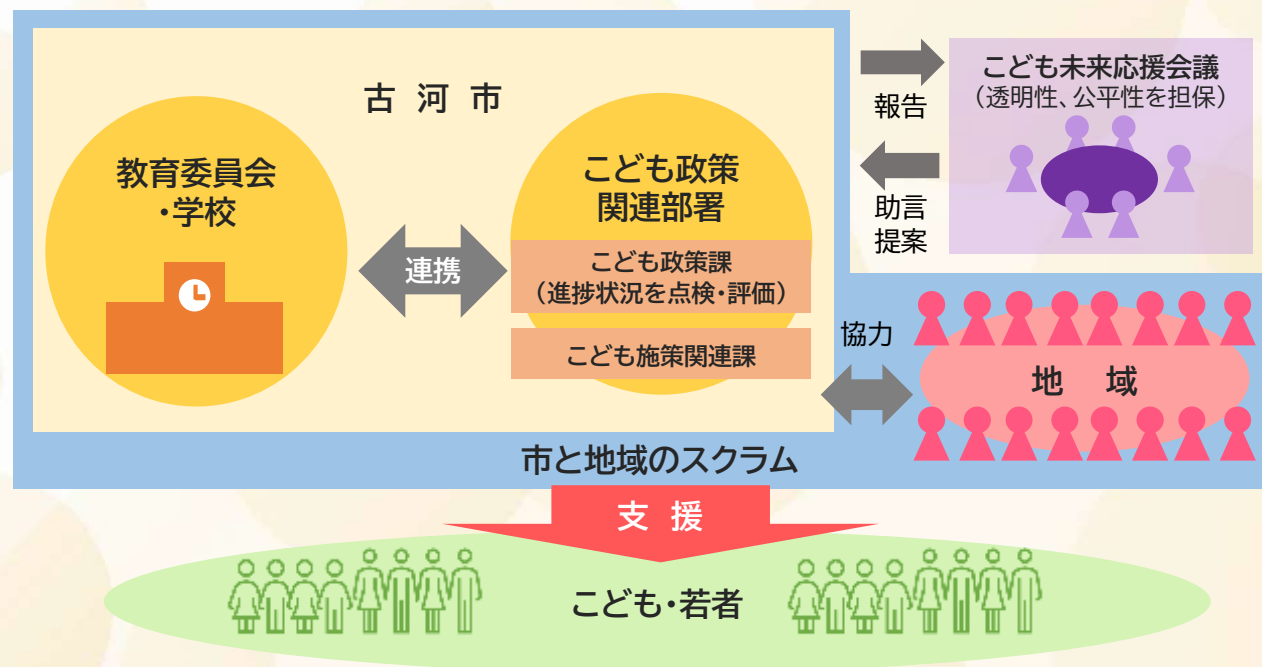
1. 計画の推進体制

- 今後5年間に於いて、本計画を着実に推進していくため、本計画に掲載された施策や事業の進捗状況を点検し、評価を行い、「Plan→Do→Check→Action」のサイクルを適切に運用します。
- 点検、評価の内容は、第三者である外部委員で構成される「こども未来応援会議」において定例的に報告するとともに、いただいた助言、提案等を踏まえて施策や事業の改善に役立てます。

こども計画の
PDCAサイクル



計画を進めるための
スクラム(推進体制)



2. 指標の考え方

成果指標と目標値

- 本計画では、施策の柱にぶらさがる主要な施策・事業について、成果指標と5年後の目標値を定めます。当該施策・事業の達成度を成果指標だけで判断するものではありませんが、こども／保護者はもちろん、関係者が目標の達成状況を把握、検証するための判断材料の一つとして設定しています。
- このため、指標の変動だけで施策・事業を評価する意図ではありません。

成果指標の考え方

- 一般的に、活動した内容を表すものを「活動指標」、活動の結果としてどのような成果があったかを表すものが「成果指標」です。
- しかし、成果指標には、そもそも測定が困難なもの、測定できたとしても多額の費用を要するもの、指標の変動だけで一概には評価できないものも多く含まれます。
- このため、本計画においては、点検・評価の実務的な観点から運用しやすい指標を設定しています。計画期間中におけるPDCAにおいて、外部委員による「こども未来応援会議」の意見等も踏まえながら、指標や活用方法について改善を図っていきます。

Chapter

08

資料編

ご協力いただいた方々へ感謝いたします

このChapter(章)では、この計画を作るまでに至ったスケジュールや意見を交わした方々の資料を掲載しています。

1	古河市こども計画 KODOMO GRAND DESIGN 2025-2029 策定までの経緯	136
2	古河市こども未来応援会議条例	137
3	古河市こども未来応援会議委員名簿	139
4	古河市こども計画策定及びPFS事業化検討支援業務アンケート調査	140
5	こどもの権利に関する勉強会 (庁内勉強会)	141
6	古河市こども計画策定に関する グループインタビュー	142
7	古河市こども計画に関する 職員ワークショップ	145

1 古河市こども計画 KODOMO GRAND DESIGN 2025-2029 策定までの経緯

日程	会議・内容等
令和6年2月16日	古河市こども計画策定及びPFS事業化検討支援業務アンケート調査開始 ※3/17まで
令和6年5月24日	こどもの権利に関する勉強会(庁内勉強会)
令和6年5月29日	第1回古河市こども未来応援会議
令和6年7月	古河市こども計画策定に関するグループインタビュー
令和6年8月6日	第1回古河市こども計画に関する職員ワークショップ
令和6年8月23日	第2回古河市こども計画に関する職員ワークショップ
令和6年8月26日	第2回古河市こども未来応援会議
令和7年2月7日	パブリックコメント開始 ※2/28まで
令和7年3月21日	第3回古河市こども未来応援会議

2-1 古河市こども未来応援会議条例（全文1 / 2）

○ 古河市こども未来応援会議条例

令和6年3月19日
条例第15号

（設置）

第1条 こども基本法（令和4年法律第77号）第5条及び第13条第3項の規定によりこども施策を策定し、及び実施するために必要な事項を協議及び審議するため、古河市こども未来応援会議（以下「応援会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 応援会議は、次に掲げる事項について処理する。

- （1） こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整に関すること。
- （2） こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画（次号において「市町村こども計画」という。）に関すること。
- （3） 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第9条第2項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども政策に関する事項を定めるものに関する。ただし、こども基本法第10条第5項の規定に基づき、これらと一体のものとして市町村こども計画を作成する場合に限る。

2 前項に規定するもののほか、応援会議は、市長の諮問に基づき、本市におけるこども施策に関する施策について調査審議を行うものとする。

（組織）

第3条 応援会議は、委員17人以内で組織する。

- （1） 市内に居住する保護者
- （2） 福祉、教育等に関する活動を行う団体の推薦を受けた者
- （3） こども施策に関する事業に従事する者
- （4） こども施策に関し学識経験のある者
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の委嘱期間は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 応援会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、応援会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

2-2 古河市こども未来応援会議条例（全文2/2）

（会議）

第5条 応援会議の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。

（報酬及び費用弁償）

第6条 委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、古河市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年条例第36号）の定めるところによる。

（庶務）

第7条 応援会議の庶務は、こども政策主管課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、応援会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（古河市子ども・子育て会議条例の廃止）

2 古河市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第32号）は、廃止する。

（古河市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

3 古河市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1子ども・子育て支援会議委員の項中「子ども・子育て会議委員」を「こども未来応援会議委員」に改める。

（会議の招集の特例）

4 第5条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

3 古河市こども未来応援会議 委員名簿

No.	選出区分	委員名	所 属
1	市内に居住する保護者	名 和 茂 穂	小中学校保護者
2		長 嶋 由 佳	保育園・保育所保護者
3		初 見 将 治	幼稚園保護者
4	福祉、教育等に関する活動を行う団体の推薦を受けた者	渡 辺 由 美	母親クラブ代表
5		稲 見 裕 子	病院・保育設置事業所代表
6		友野 とも子	古河市健康づくり協力員会
7		大久保 正喜	保育所設置企業代表
8		福田 すみ子	古河市民生委員児童委員連合協議会
9		大 高 滋	古河市心身障害児(者)父母の会
10		加藤美恵子	古河市子ども会育成連合会
11	こども施策に関する事業に従事する者	吉 羽 一 晃	古河市私立幼稚園・認定こども園連合会
12		工 藤 義 人	古河市民間保育協議会
13		小 林 淳 子	居宅訪問型認可外保育施設じゅんじゅんの家
14	こども施策に関し学識経験のある者	大 塚 忍	古河市教育委員会
15		助 川 典 子	古河市校長会連絡協議会
16		楠 田 和 仁	子ども・子育て会議(前身団体)会長

※令和7年第3回古河市こども未来応援会議時点
※敬称略

4 古河市こども計画策定及びPFS事業化検討支援業務アンケート調査

目的

- 「古河市こども計画」の策定にあたり、こども・若者自身の意見を聴取するとともに、保護者の子育てに関する生活実態や意見等を把握する。
- 古河市が実施を計画しているこどもの居場所づくりの検討に活用する。

調査対象

- 【こども本人】市内の小学校、中学校、高等学校等に在籍する全ての小学5年生、中学2年生、高校2年生
- 【保護者】無作為抽出した市内の未就学児、小学生の保護者

アンケート種別	対象者	人数
小学5年生	古河市内の小学校(23校)に在学している全児童	1,118人
中学2年生	古河市内の中学校等(10校)に在学している全生徒	1,232人
高校2年生	古河市内の高等学校等(6校)に在学している全生徒	970人
未就学児保護者	古河市内の0～5歳の児童がいる世帯から無作為抽出	1,000人
小学生保護者	古河市内の6～11歳の児童がいる世帯から無作為抽出	1,000人

アンケート結果

- 古河市HP上で当アンケート調査報告書を掲載しています。
<https://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/soshiki/kodomo-seisaku/1/19406.html>



5 こどもの権利に関する勉強会（庁内勉強会）

目的

- こども計画策定にあたり、当該分野に関連する古河市職員がこども基本法の背景にあるこどもの権利に関する国際的な経緯等を理解するとともに、こどもの権利がなぜ重要か、これを保障するためにどのように取り組んでいくべきかなどを考える機会とする。

実施概要

対象者		古河市職員（管理職を含む）	
テーマ		第1部：こどもの権利に関する経緯と動向 第2部：こども計画の策定のポイント	
構成	第1部	(1) 国際的な経緯 (2) なぜ、こどもの権利が重要か (3) こどもたちの健やかな成長とは？ (4) 組織横断で進める新たな取り組み	講師：村上 芽 株式会社日本総合研究所 創発戦略センター エキスパート
	第2部	(1) こども計画の意義 (2) 古河市こども計画の検討状況	講師：亀山 典子 株式会社日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門 マネジャー
方 法		オンライン	

6-1 古河市こども計画策定に関するグループインタビュー

目的

- 古河市における現在のこどもを取り巻く環境、これからのこども政策の方向性などについて、当事者である保護者、こども本人の意見、ニーズを把握する。

実施概要

対象者	日程	実施場所	参加人数
未就学児保護者	令和6年7月22日（月）	市内保育所	4名
小学生（低学年）保護者①	令和6年7月18日（木）	市内小学校	4名
小学生（低学年）保護者②	令和6年7月11日（木）	市内公共施設	5名
小学生高学年①	令和6年7月11日（木）	市内小学校	6名
小学生高学年②	令和6年7月18日（木）	市内小学校	5名
中学生①	令和6年7月18日（木）	市内中学校	5名
中学生②	令和6年7月11日（木）	市内中学校	6名
高校生①	令和6年7月18日（木）	市内高等学校	5名
高校生②	令和6年7月21日（土）	市内公共施設	5名
若者（18～24歳）①	令和6年7月20日（土）	市内公共施設	3名
若者（18～24歳）②	令和6年7月21日（日）	市内公共施設	6名
若者（25～29歳）①	令和6年7月20日（土）	市内公共施設	5名
若者（25～29歳）②	令和6年7月21日（日）	市内公共施設	4名

6-2 古河市こども計画策定に関するグループインタビュー

結果概要

1. 「こどもの意見を聞くこと」について

保護者	未就学児(おおむねできている)、小学校低学年(あまりできていない)と、こどもの年齢が高くなるにしたがって、日常に追われて保護者の余裕がなくなり、こどもの意見をしっかりと聞くことに課題を感じているという意見が多い傾向があった。
こども	高学年では、すべてを言えているこどもから、ほとんど言えていないこどもまで、大きなばらつきが見られた。中学生、高校生では、些末なことだと流されたり、否定されたり、あるいは強い口調や自分の意見を受け入れてくれない態度をされると、意見が言いづらくなるという意見があった。
若者	こどもの頃を振り返って、年の近い人や同年代で相談等ができる機会があれば良かったとの意見があった。おとながこどもの意見を聞こうとしていること自体を十分に知ってもらう機会を確保するべきとの意見があった。また、スクール・カウンセラーなどの肩書に限らず、こどもの意見を聞く機能には多様性がある方がよい、自分で意見を伝えることが難しいこどもの意見をくみ取る必要性などについても意見があった。

2. こどもの意見の表明について

保護者	未就学児については、こどもに変わって保護者が意見を表明することを想定して質問したところ、今回のような対面でのグループインタビューの場を評価する意見が多かった。なじみのある場所や相手であれば、安心して気軽に話しやすいとの意見があった。こどもへの意見聴取については、先生が実施するとよいとの意見のほか、習い事の先生や親戚、こどもがよく行くお店の店主など、常に一緒にいるわけではないおとながよいのではないかと意見も出された。
こども	意見を表明する相手は、身近な人の方が話しやすいとの意見が多かった一方、内容によってはあまり自分のことを知らない人がいいという意見も出た。 意見を表明する手段は、直接話す、ビデオ通話、チャット等様々な意見が出たが、年齢が高くなるにしたがって、SNS等のオンラインを支持する意見が多かった。また、意見の内容によっては、匿名性や秘匿性が必要であるとの意見のほか、インターネットやSNSに制限がある場合、意見が偏るのではないかとといった意見も見られた。
若者	若者からの意見の聴取のみならず、古河市からの情報発信を含めてSNS等の身近なメディアの活用が有効との意見があった。また、SNSを活用してライブ配信を行い、コメントを募るというアイデアが出た。こどもに対しては、定期的に接点を持ち関係性をつくること、タイムリーに発信することが必要との意見があった。

6-3 古河市こども計画策定に関するグループインタビュー

3. こども関係の施策や事業に関する意見

保護者	遊ぶ場所が少ない、ネットでの発信力が弱い、給食費の無償化を希望するなどの意見があった。また、古河市での就労を希望する人からは、こどもを遊ばせながら仕事ができるコワーキングスペースを提供する企業に対して市の支援があるとよいという意見があった。 公園や児童館等こどものあそび場、保護者が集まれる場に関する要望が多かった。
こども	小学生、中学生からは球技ができる場、のびのび運動できる公園、屋内のあそび場等あそび場に関する要望が多く出された。また、静かに自習できる場所、教え合ったり話せるような雰囲気のある場所の両方必要であるとの声が上がった。 その他、道が狭いこと、通学に使うバス(三和地区にもバスがほしい、バスの本数を増やしてほしいなど)に関する意見があった。
若者	こどもの権利の周知、高等教育の就学支援、お金に関する教育、公共交通機関の充実や道路の安全確保に関する意見など、幅広く寄せられた。天候に寄らずに遊べる場所や、自由に体を動かせる場所のほか、教科指導以外の学習や、主体的に取り組む活動の充実を求める意見があった。



※画像はイメージです。

7-1 古河市こども計画に関する職員ワークショップ

目的

- ・ こども計画策定に関連する職員が、計画の検討に必要な基本的な事項をより深く理解する
- ・ 「こども計画」に盛り込むべき、古河市や古河市こども関連施策の個性、独自性のポイントについて、職員の視点からの示唆や提案を収集する
- ・ 以上を通し、古河市の重点施策・事業、目指す「こども像／基本理念」を考える

実施概要

対象とする職員	こども計画に関連する分野を所掌する担当課の職員
テーマ	古河市の重点施策・事業とは、目指す「こども像／基本理念」とは
内容	・ 古河市の現状と課題 ・ 他市の事例等に見る重点施策・事業 ・ 古河市の「こども計画」の個性、独自性とは ・ その先にある「こども像／基本理念」「重点施策・事業」
回数	2回構成を想定 各回3時間程度(休憩を含む) 第1回:8月6日(火) 午後2時～5時 第2回:8月23日(金) 午後2時～5時
方法	3グループに分かれてグループワーク

7-2 古河市こども計画に関する職員ワークショップ

結果概要

- 古河市の個性・独自性として、「こどもまんなか」を市民に見えるようにすること、「えがお計画」「見守り、つながり、一体感」などのキーワードが出された。
- 施策の方向性として、市の“思い”を市民に伝えること、ソフト施策に加えてこども分野でも物理的なまちづくりプランをセットにして考えること、人とのつながりを大切にする、自己肯定感を高めるためにほめる期間を設けること、こどもの挑戦を見守ること、子育てのために帰ってきたいまちとなること、などが挙げられた。

各グループから出された意見

	古河市の個性・独自性	方向性
A グループ	「こどもまんなか」が市民に“見える”	・ 当たり前を当たり前（相談窓口を分かりやすく） ・ 市の”思い“をもっと市民に伝える ・ （ソフト施策に）物理的な“まちづくり”プランもセットにする
B グループ	「えがお計画」に希望、夢、こどもらしさ	・ 人とのつながり、地域全体で ・ こどもが主人公のまちづくり ・ ほめる、だめと言わない「はなまる週間」
C グループ	見守り、つながり、一体感、とりこぼしなく	・ こどもの挑戦を見守る ・ こどもがイキイキ個性を発揮できる ・ 子育てのために帰ってきたいまち ・ 官民にとらわれず活動できる、全員野球



古河市こども計画

KODOMO GRAND DESIGN

2025 - 2029

編集・発行／古河市役所福祉部こども政策課
〒306-0291 古河市下大野2248番地
電 話:0280-92-3111
<https://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/>



こども基本法をもっと知りたいときはここから！

こども家庭庁HP

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon>